

令和7年第4回せたな町議会定例会 第1号

令和7年12月16日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 石原広務君 | 2番 | 梶田道廣君 |
| 3番 | 藤谷容子君 | 4番 | 福島豊君 |
| 5番 | 横山一康君 | 6番 | 本多浩君 |
| 7番 | 橋本一夫君 | 8番 | 熊野主税君 |
| 9番 | 吉田実君 | 10番 | 大湯圓郷君 |
| 11番 | 菅原義幸君 | 12番 | 平澤等君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	河原泰平君
教育委員会教育長	小板橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	中川讓君
総務課長	高橋純君
まちづくり推進課長	吉田有哉君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	佐々木正人君
町民課長	濱口善秋君

福 祉 課 長	阪 井 世 紀 君
健 康 推 進 課 長	長 内 京 君
農 林 水 産 課 長	小 林 和 仁 君
建 設 水 道 課 長	平 田 大 輔 君
会 計 管 理 者	杉 村 彰 君
国 保 病 院 事 務 局 長	手 塚 清 人 君
認 定 こ ど も 園 長	本 田 和 矢 君
総 務 課 長 補 佐	尾 野 裕 也 君
ま ち づ くり 推 進 課 長 補 佐	奥 村 大 樹 君
財 政 課 長 補 佐	中 山 康 春 君
税 務 課 長 補 佐	長 内 解 人 君
町 民 課 長 補 佐	黒 澤 美 知 子 君
福 祉 課 長 補 佐	古 守 亜 珠 君
福 祉 課 長 補 佐	栗 谷 一 樹 君
福 祉 課 長 補 佐	水 野 万 寿 夫 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	今 川 勇 吾 君
健 康 推 進 課 長 補 佐	垣 本 利 子 君
農 林 水 産 課 長 補 佐	井 村 裕 行 君
農 林 水 産 課 長 補 佐	伊 藤 哲 史 君
建 設 水 道 課 長 補 佐	鈴 木 涼 平 君
国 保 病 院 事 務 局 次 長	竹 内 亜 希 子 君
ま ち づ くり 推 進 課 主 幹	稲 船 洋 志 君
町 民 課 主 幹	三 浦 三 津 枝 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 副 所 長	大 久 保 麻 未 君
農 林 水 産 課 主 幹	斉 藤 真 君
農 林 水 産 課 主 幹	撫 養 和 伯 君
農 業 セ ン タ ー 副 所 長	北 山 典 孝 君
建 設 水 道 課 主 幹	川 上 佳 隆 君
建 設 水 道 課 主 幹	吉 田 一 也 君
建 設 水 道 課 主 幹	岡 島 讓 二 君
建 設 水 道 課 主 幹	村 井 貴 大 君
出 納 室 主 幹	小 林 朱 央 君
総 務 係 長	竹 内 佑 輔 君
地 域 生 活 係 長	栗 城 惇 史 君
広 報 統 計 係 長	西 田 幸 恵 君
商 工 労 働 観 光 係 長	山 崎 英 人 君

財 政 係 長	高 森 直 也 君
障 が い 福 祉 係 長	平 田 慎 太 郎 君
地 域 支 援 係 長	田 畑 貴 子 君
健 康 推 進 係 長	干 場 美 沙 代 君
下 水 道 係 長	小 川 寛 雄 君

《瀬棚支所》

支 所 長	濱 登 幸 恵 君
次 長	山 本 亨 君
養護老人ホーム三杉荘所長	近 藤 智 博 君
福 祉 係 長	稲 船 奈 穂 子 君

《大成支所》

支 所 長	浜 高 正 明 君
次 長	高 橋 真 一 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	古 畑 英 規 君
次 長	斉 藤 哲 章 君
次 長	尾 野 真 也 君
主 幹	藤 谷 希 君
給食センター学校給食係長	伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
次 長	松 林 功 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	高 橋 純 君
書 記 次 長	尾 野 裕 也 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	上 野 朋 広 君
次 長	松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	上 野 朋 広 君
次 長	松 原 孝 樹 君

主 事 神 野 翔 亜 君

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達しておりますので令和7年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において7番、橋本一夫議員、8番、熊野主税議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（平澤 等君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から18日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から18日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第3、諸般の報告についてはお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がございますのでこれを許します。

町長。

○町長（河原泰平君） それでは行政報告をさせていただきます。

まず1番、令和7年度中間期における農業、漁業情勢についてでございます。令和7年度中間期における農業及び漁業情勢についてご報告申し上げます。

はじめに農業ですが、今年は春先から気温が高い傾向にあり特に6月中旬以降は平年を大きく上回りました。日照時間も5月下旬から6月上旬を除いては多い年であり、各作物の生育は例年よりも早く進みました。降水量については7月は少雨であったものの、8月中旬からは多雨が続き畑作物などの生育に影響を与えました。基幹作物の水稲については、北海道農政事務所が発表した10月25日現在の北海道の10アールあたりの予想収穫量は549キログラムで作況単収指数は98となっております。本町を含めた渡島、檜山管内の10アールあたり収量は昨年と比べると37キロ減の491キログラム、作況単収指数は3ポイント減の101となりました。品質としましては、タンパクは比較的低い傾向にあり、高温障害の発生を気にしていましたが、白未熟粒や同割粒が少なく例年より良い状況となりました。またその他の作物については、豆類は平年並みとなりましたが、畑作物や青果類など特に馬鈴薯については高温障害と干ばつの影響により小玉が多い作柄となり品質低下と収穫量が大きく減少する結果となりました。生乳生産については10月までの実績値において、前年対比96.3%で生産量は減少傾向で推移しております。また肉牛の販売においては、物価高騰の影響により依然として肥育需要が抑制ぎみではありますが、市場での販売平均価格については前年度同時期と比べ上昇傾向に推移しております。今後においても生乳、畜肉とも需給バランスと飼料価格の推移を注視しているところです。次に漁業情勢ですが、本年4月から10月末における地元漁業生産は水揚げ量320トン、金額4億8,200万円余りとなり、前年同期に比べ漁獲量では97トンの減、水揚げ金額では4,400万円の減額となりました。魚種別に見ますと、主要魚種であるスルメイカは昨年度より数量、金額ともに大幅に減少し、漁獲量では52トンの減、水揚げ金額では6,700万円の減額となり漁獲量は平年の2割程度で令和に入ってから依然として厳しい状況が続いております。秋サケ定置や刺し網は不漁だった昨年をさらに下回る水揚げ量となったものの、全道的な品薄感から魚価が高値で推移し約6,200万円の水揚げ金額に留まるなど、檜山管内全体での不漁が見受けられました。前浜の重要資源であるウニやナマコについては、ウニは魚価高にも恵まれ水揚げ金額が伸びる結果となりましたが、ナマコについては水揚げ量は増加したものの、水揚げ金額が減収する結果となり国際情勢の影響から取引価格の減少がありましたが、今後の価格回復に期待しているところがございます。また漁業経営の安定化に向けたトラウトサーモン海面養殖事業については、本年度5年目を迎え、昨年度から施設を2基増設して3基で稼働し、去る11月21日、22日と約6,600尾の幼魚の飼育が開始され順調に推移している状況でありました。しかしながら次の行政報告で詳細を報告いたしますが、大群のイワシの港内への侵入によりトラウトサーモンが全滅となり誠に残念な結果となったところであります。不幸な事象は発生しましたが、これら漁業収入の基盤となる重要な資源の安定化を図るべく、令和8年度に向け、引き続き、各種事業について検討しているところであります。冬場の操業に向けては時化も多くなるなど、厳しい操業条件下ではありますが、今後の漁獲の伸びに期待をしているところであります。なお数値等に関する資料は次の5ページ、6ページをご参照願います。

続きまして2番、海面養殖施設におけるトラウトサーモンの全滅についてでございます。令和7年12月14日日曜日、午前7時15分頃、大成養殖部会の関係者から生簀3基で海面養殖し

ているトラウトサーモン約6,600尾が全滅しているとの連絡を受け、現地に向かいその状況を確認したところ、全滅につきましては関係機関に伺ったところ、イワシの大群がイルカに追われ港に設置している生簀にも入り込むほど港内全体がイワシで密集、酸素欠乏に陥った結果、生簀内も同様の事態に至ったためであるとのこと。トラウトサーモンについては先月11月21日、22日に3基の生簀に約6,600尾を放流し来年6月の出荷に向け順調に育ておりましたが、今回このようなこととなり大変、残念に思っております。今後につきましては、部会や漁協等からの協議結果を受け町としての対応を検討していきたいと考えております。

なお次の3、工事発注状況報告並びに4、町長副町長の動向報告につきましてはお手元の資料のとおりとなりますので説明は省略させていただきます。

以上、行政報告を終わります。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

2番、榊田道廣議員。

○2番（榊田道廣君） それでは一般質問させていただきます。第1子からの保育料無償化についてお尋ねいたします。保育料の無償化は3歳から5歳までの全世帯児童と一定所得以下世帯の児童に対し実施されていますが、第1子が2歳未満の子どもを持つ世帯にとって大きな経済負担となっています。国の調査でも若い世代の多くが子育てにかかる費用負担を理由に子どもを持つことをためらっていると回答しているように、共働きの家庭の増加や子育てと仕事の両立と支援が課題となる中、第1子の保育料負担が産後、子育てのハードルとなっています。そのためにも無償化を実現することで子育てを支援し安心して働ける環境をつくる必要があります。また第1子の早期入園は子どもの社会性の発達や保護者の孤立防止にもつながり、町の保育施設が家庭や地域を支える最初の社会として機能するためにも保育利用を経済的に支援することは大きな意義があります。管内では既に上ノ国町が0歳からの保育完全無料化を実施しているなど道内でも多くの町が人口減少対策、地域活性化の視点から取り組んでいます。保育料の完全無償化は単なる福祉政策に止まらず、地域の未来を支える投資と考えるべきと思いますが町長の所見をお伺いします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 榊田議員のご質問にお答えします。

子育てに伴う経済的負担に関しては、出産、育児費用、修学による学費や生活費、また将来のための貯蓄など、子育て世帯の多くが不安に感じている課題と捉えております。町は子育て世帯への経済的な負担軽減対策として、妊娠時期からの妊産婦医療費助成、出産及び入学祝金、高校

生までの子ども医療費の助成、保育料の負担軽減、3歳未満児を含む保育及び学校給食費の無償化を実施しております。また3歳未満児の保育料に関しては、国の基準より軽減した額で徴収しており、第2子においては、所得に応じて無料もしくは半額、第3子以降は完全無償化を行い、多子世帯に対する負担を軽減してきておりますので、第1子からの完全無償化については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） ただいまの町長の答弁ですけれども、これは町が行っている補助もありますけれども、その半分は国の政策であって町の政策でないものもかなり含まれてるかと思います。国でできない部分を町で補助するということが大切ではないかと思っておりますので、その部分でいうと、例えば妊産婦の助成なり給食費、その他です。そういうものを全て国のほうの政策だろうと思っておりますのでちょっと違ってるんじゃないかなと私自身の見解の中に持っています。そういう中で今年度の保育の世帯数ですけれども94世帯ということで、そのうち保育料負担がある世帯は27世帯、年間の保育料合計この27世帯の合計ですけれども約600万ほどだと言われています。また来年度3区合わせての0歳児が9名、1歳児が18名、2歳児16名を含め110名の入園見込みとなっております。現在1世帯で最も負担の多い方は月額3万1,000円、年間37万2,000円となり、また副食費などを含めると40万以上の負担を強いられている形になります。せたな町では出生祝い金や入学祝い金、給食費や医療費の無料化、さらに修学旅行のバス代補助、それに妊娠から高卒までの手厚い支援をしていますけれども、保育に関して国の支援があるにしても町としての十分な支援がされていないと私自身は思い、このことが非常に残念なことだと感じています。上ノ国町では、人口減少は自治体の存亡に係る最重要課題と位置づけ、少子化の進行を食い止めるべく、また出産から高校卒業まで切れ目のない施策を行い子供を産みやすい、育てやすい子育てに優しいまちを目指すということで保育料の完全無料化を今年度から行っております。檜山沖で計画されている洋上風力発電事業が今年度促進事業に指定されたことにより、数年後には工事が開始されるものと思っております。今年の3月の朝日新聞に檜山沖風力の実現は、過疎化、少子高齢化、漁業の低迷という地域が抱える構造的な課題の中で再エネによる地域振興、雇用創出、産業転換の起爆剤として注目されています。瀬棚港が拠点港になれば港湾に関する整備、資材、船舶関連の雇用、港を起点とした物流資材流通の活性化などで地域経済にプラス効果が期待されると記載されておりました。今後様々な事業が見込まれる中メンテナンス事業を含め、幾多の関連事業が発生し中長期的に多くの雇用が期待されると思っております。中には移住してくる人も少なからず多いのではないかと思います。若い人が家族で赴任を考えると、近隣町村をはじめ少しでも環境のよい町に住みたいという思いは当然だと思います。町として移住定住を促すためにも子育て支援充実などの受入れ環境づくりは、ほかの町に先駆けて今から整えておくべきだと思います。そのためにもゼロ歳児、第1子の保育料無償化は早急を実施すべき問題と考えますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 子育てに係る部分は多種多様な支援がございます。先ほど榊田議員がおっしゃられたとおり国からの支援、道からの支援も受けて合わせて行ってる事業もあります。ただその中で例えば給食については、現在のところ学校についてもまだ補助はございませんし、保育所、こども園に関しても現在確立されている無償化の部分、3歳以上児の部分につきましても給食費については独自で町として支援している部分ということで町も決して支援をしてないわけではございません。当然3歳未満児についても給食費を支援しまして、子育て支援を行っているという形をとっております。少子化対策の中におきまして確かに子育て支援大事なところでございますが、全てが全て単純な無償化だけで達成できるとは私は考えておりません。年齢ステージに沿った支援整備がトータルの整備が必要だと考えております。その中で出産、入学祝い金を今年度増額して行っているところでございますが、さらに医療費の助成やそういったことで支援しているところでございます。今後につきましては、例えば遊び場の整備だとか、子育て支援サークルの支援、学校教育、体験教育、クラブ支援、奨学金などトータルな整備をさらに進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 榊田議員。

○2番（榊田道廣君） 町長のおっしゃることよくわかるんですけども、切れ目のないといったところでやはり将来、子育てにかかる費用というのはかなりのものがあると思うんですけども、その中でもどうしてもやっぱり2人目3人目を考えるということになってくると、保育料というのは非常に今、現実問題としてかなり負担が大きい。そのために1人で働くところを、やはり夫婦で共働きしているということの世帯もないわけではないんです。だからこれだけ生まれるところから高校卒業までの支援の中で、これから国のほうもいろいろされるんでしょうけれども、町としてやはり保育これから子供を社会に送り出す第一歩である保育園にもう少し支援をするということが、町として今後、少子化の問題を考えるとものすごく大切なことではないかなと思うんです。この合併してからもう半減してるこの人口のこの町の中で、少しでも今後、さっきも言いましたけれども仕事を求めてこられる方がいるのであれば、そういう人たちの受皿になるためにも今後、今回は例え無理でも、それはもうそれはあれですけども、今後検討して無償化を考えるとというような思いが今あるのかどうかだけちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 先ほど榊田議員おっしゃられたとおり、移住定住という意味では子育ての支援も大きな役割を果たしていると考えております。現在、先ほど私も述べさせていただきました年齢ステージに沿った支援、整備という中でさらに総合的に考えていきたい、研究していきたいということで、現在はちょっと取り組めませんが、国の動向も注視しながらそこは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で榊田議員の1問目の質問を終わります。

続いて榊田議員の2問目の質問を許します。

○2番（梶田道廣君） それでは2問目の質問をさせていただきます。大成水産種苗育成センターの今後についてということでお尋ねします。町の基幹産業である漁業は町の経済と地域の文化を支えてきました。しかし現在漁業者の高齢化や後継者問題、資源の減少など様々な問題に直面しています。大成区では昭和40年頃よりワカメや昆布等の養殖事業に取り組み始め、その後のアワビ養殖の中核施設として昭和51年大成水産種苗センターが完成し町内外に多くのアワビを提供してきました。しかし現在、アワビの需要低下、施設の老朽化による維持費の問題などで休止状態となり現在廃止の危機にあります。町長は公約として一次産業の振興、育てる漁業を進め、漁業者の生活安定を挙げています。まだ具体的な事業を想定しているとは思いませんが民間事業者や漁協との共同運営、指定管理など新たな運営形態を検討することで育てる漁業の中核施設として十分利用できる施設であると考えます。今後、新しい施設を考えるより既存の施設を用途に合った規模とすることでコストなども抑えられると思いますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 梶田議員の2問目のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり大成水産種苗育成センターについては、昭和51年から運営が始まり、これまで49年間に亘りアワビ種苗の養殖を中心に、本年6月まで町内外にアワビ種苗を出荷してきました。またヒラメの中間育成やエゾメバルの種苗生産なども手掛け平成17年度からは新たにナマコの種苗生産を試験事業として開始し、これまで町の漁業振興に寄与してきたものと思っております。しかしながら本年6月末をもって職員が退職し、種苗センター専属の職員が不在の状況であり種苗センターの現在はその活動を休止しております。再開するとなると老朽化による海水取水管敷設工事などを含め、令和12年度まで向こう5年間で約3億6,000万円以上の維持改修費と毎年の運営費が約4,000万円以上掛かる見込みであります。そのため本年度はナマコ種苗15万粒をひやま漁協から購入し、漁業者への支援が低下することのないように対応したところでございます。令和8年度もアワビ種苗やナマコ種苗の確保に向けて関係機関とさらなる調整を図っていきたいと考えております。令和8年度以降の種苗センター業務につきましては、再開への方法や民間事業者への売却、譲渡など様々な活用方法を検討し、漁業者や漁協、議会とも協議を行いながら最善の方法を総合的に判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 今年6月で休止し担当の者もないということですが、これに関しては自然にそうなったわけではなくて、町のほうにも一般質問等をお願いをしていたにもかかわらずそのあとの手当てをされてなかったということに関しては、町の責任が大きいかなと私自身は思っております。その中で町長は公約の中に前浜漁業振興これを挙げております。また先日の産業教育常任委員会の中で、菅原委員の質問に対しまして種苗センターは継続に向けて勉強したいという発言がございました。大変ありがたいことだと私自身は思っております。まだ具体的な構想というものはないと思うんですけれども、今後センターを漁業振興の中核施設として使用するためにどのようなものが育成できるか私なりに調べてみましたが、やはり施設環境的にアワビや

ナマコ、ウニなどが考えられるのかなと思います。アワビは年々需要が減り現在の状況となったことを考えると現実的ではないのかなと思います。またナマコは育成期間が長く、また水質管理が難しいなどの理由から成体として出荷するまでの飼育は難しく現状と同じ放流用として育成が望ましいと感じています。ウニに関しても以前は幾つかの水産種苗センターで試験栽培をしていたようですが、放流用の需要はあっても養殖用としての需要がないとの理由で、現在、知内の種苗センターなど数箇所での事業にとどまっているのが現状です。しかしその中で1年を通して授精から種苗飼育、出荷を行い浜中養殖ウニというブランドで、ふるさと納税返礼品として楽天市場などのショッピングサイト、東京の豊洲市場等でも販売されている養殖事業を見つけました。これは道東にある浜中町が運営する浜中水産物振興協議会という名前で令和3年に養殖事業を開始し町と2つの漁協、ウニ部会、加工業者が浜中町の水産業の振興に寄与することを目的に設立され、現在年間300万個の生産うち150万個を放流用、残りの150万個を養殖用として出荷している町で運営している施設です。この事業は難しい事業かもしれませんが大変参考になるものだと思います。このことからしてウニをメインにしてナマコやアワビなどの養殖、放流もできないものかと思います。大成種苗センターは補助金の関係であと2年ほど用途変更ができない状態にあると思いますが、今から準備をすることで運用開始時には用途変更ができる状態になるものと思っています。これらの養殖事業を組合や漁師とともに育てることで、我が町だけでなく檜山の特産品として育てることも可能だと思いますので、事業継続の一つの案として町としても検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 梶田議員の再質問にお答えいたします。確かに後継者育成ができなかった。これはちょっと現在の人員配置も含めちょっと残念な結果に終わったのが、私としても過去の町政の遺憾な点かと存じます。その中でアワビ、ナマコ、ウニの育成が現実的というふうにおっしゃられました。今漁業者と漁協とも協議している最中ですが、現実的にどのように再開するのがいいのかそれとも、ウニ、アワビ、ナマコの種苗を確保することによって振興が可能なかどうか、そういったものを総合的に協議している最中というふうに向っております。その中で再開がいいのか、民間事業者への売却譲渡がいいのか、そういった点を活用策も議論として出てくると思います。あくまでもやはり前浜の生産者、漁業者、漁協含めその向き方、意見、考え方、何が1番、漁業者として地域として利益になっていくか、その点を考慮しつつ協議を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 町長のほうからいろんな方法がある、考えられるということでしたけれども、私としては存続するということが何よりも大切なことだろうと思っています。ですから町で運営するなり、また民間で運営するなり、民間でということになるとそれなりにまた支援も必要かと思いますが、どういう形であれ、やっぱり残すという方向で物事を考えていただきたいというふうに思います。また2日前のトラウトの全滅したときの話でありますけれども、ある

漁師の方がおっしゃっていたんですけれども、イカも獲れない、サケも獲れない、もう前浜に来る遊漁含めてそれで生活というもう時代ではなくなってきたと。何としてもこれからは育てる漁業、養殖事業を推進して、その中で生き残ることを考えなければならないんだという話をされてきました。もっともそのとおりだと思います。その中で今回の件は非常に残念なんですけれども、そういう意味においても、今後において養殖事業というのは非常に大切だと思いますので、何としても施設は残していただいた中で、新しいものを考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 先ほどおっしゃられたとおりトラウトの今回の事象は大変残念なところでございますが、これで育てる漁業に対する水を差すことにはならないように私も思っているところでございます。その中で養殖を進めていきますが、漁業者もいろいろ研究をされておりました、自分たちで種苗、簡易的に養殖を行っていくなど自分たちが通いやすい漁港内で進めたいとかいろいろ考えて行動に移されております。そういったこともトータルで考えて養殖事業、育てる漁業の在り方を話し合っていきたい、協議していききたい、そういうふうを考えております。そのように振興進めていきたいと思っておりますので理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で梶田議員の2問目の質問を終わります。

続いて、梶田議員の3問目の質問を許します。

○2番（梶田道廣君） それでは3問目の質問をさせていただきます。住宅リフォーム等助成事業における相続後の居住者としての扱いについて、住宅リフォーム等助成事業は、住環境の向上に寄与するもので住民から高く評価されていますが、居住者が所有者であることが助成の支給条件になっています。しかし高齢化の進行により町外に住む子どもへ早めに生前贈与を済ませるケースが増えています。令和6年から相続登記が義務化されるなどで早めの贈与を行い、長年住み続け今後も暮らしていくにも関わらず、法律的に借家扱いとなり補助金を受けることができなくなることは制度の趣旨と矛盾することと思います。近年の異常気象で自然災害が多発し、温暖化も進み体調を崩す高齢者も多い中、老朽化した住宅に住み続けることは危険であると思います。リフォームやエアコン設置は健康面でも重要だと考えますが、助成対象外となることでリフォーム意欲が失われるべきではないと思いますので、例えば登記上の相続者が町外在住であったとしても家族内での所有継承の一形態として認める対応や居住者本人が終身に住む意志を示し無償で使用している実態がある場合、補助対象と認める仕組みなどを構築する必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 梶田議員の3問目のご質問にお答えいたします。

不動産登記法の改正により相続登記の義務化がされたため、家屋などの不動産の相続を子の代にする事例は確認しております。ご質問のケースですと、現行のリフォーム等助成金では所有者が居住する住宅を対象としており、親が住んでいる住宅が同居していない子の所有となっている

ので対象外となりますが、所有者不明土地対策や空家の適切な管理、除却などの制度との整合性を図るため、来年度以降対象とできるような制度設計を検討してまいります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） ただいま町長から来年度以降ということで非常にありがたい答弁をいただきました。私自身件で相談を受けたときに非常にちょっと理不尽な制度だなと正直思いました。そういう中で、少しでも住みやすい町になっていくことであれば、これにこしたことはないと思いますのでお礼を申し上げたいと思います。先日の総務の委員会の中で住宅リフォーム等助成金ということについての調査があったようですけれども、年間こんなに220件ですか、3,000万の何て言いますか補正をされて、なおかつまた12月にもされると。もうそれだけ皆さんこの制度というのは非常にもう喜ばれて、また必要とされているものだろうと思うんです。そういう中でやっぱり一部の方が受けられないということは非常に理不尽な問題になってくるんじゃないかなと。今回このリフォーム等のことで私は質問させてもらいましたけれども、これはこの件だけでなく今後いろいろな補助事業があると思います。そういう中全てにおいてそういう方々も対象となるように制度のほう改めただけであればというふうに思いますけれども、お願いいたします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 梶田議員の再質問にお答えします。現在、相続の在り方は多様ございまして、例えば法定相続におきまして夫が亡くなられた、妻の方に相続される。子供はまたその半分を相続する、それが法定相続の原則でございますが、現在妻の方がいらっしゃったとしても、子供に相続される、そういうケースも増えてきております。そういう相続の促進というのは国としても行っているところがございますから、そういうケースも多々これから出てくるのかなとは存じます。今回居住者として現に町に在住されてる方ということで、今回ケースを検討したいとは考えておりますが、今後個々にその事業によってケースの可否は出てくると思います。それについては個別に検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で梶田議員の一般質問を終わります。

続いて3番、藤谷容子議員、1問目の質問を許します。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 1問目、ヘルプマークの普及と思いやり駐車場を求めて質問させていただきます。ヘルプマークとは外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方がそのことを周囲の方に知らせることができるマークです。北海道のホームページには、こうした啓発ポスターもあり、このマークは各市町村の窓口において道民の皆様へ配布していますと書かれていますが、せたな町では知らせていないように感じます。駐車場も町によっては障がい者のための車イスのマークだけでなく、こうしたマークを持つ方のための優先駐車場を設けているところもあります。パーキング・パーミット制度、思いやり駐車場利用制度とって条件に該当する希望者が使用で

きる利用証を交付し、自治体間での相互利用も進められています。町長 2 点お尋ねします。

1、援助や配慮を必要としている方々への理解が深められ、支援の輪が広がるようにヘルプマークの普及に取り組んではいかがでしょうか。

2、車イス利用者以外の難病患者や妊婦などが優先的に利用できる思いやり駐車場を設けてはいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の 1 問目のご質問にお答えいたします。

1 点目のヘルプマークの普及についてですが、北海道では平成 29 年度からヘルプマーク及びヘルプカードの導入を実施しております。また道内市町村と連携しポスター掲示や市町村主催イベントでのリーフレット配布、ヘルプマークの説明時間を設けていただくなど多くの方にヘルプマークの存在や意味を知っていただく機会を積極的に設けております。せたな町では現在まで 30 件の申し出があり無料で配布させていただいておりますが、町としての普及啓発は足りていないと感じております。今回の藤谷議員の質問を機に積極的に普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

2 点目のご質問にお答えします。

思いやり駐車場を設けてはというご提案ですが、現在、役場本庁舎や国保病院など一部の公共施設では車イス利用者専用の駐車スペースを整備しておりますので、現在整備済みの駐車区画を活用し車イス利用者以外の方で、例えばヘルプマークを持っている方などが優先的に利用できるよう周知を進めてまいります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3 番（藤谷容子君） ヘルプマークの普及に取り組んでいただけるということで、それをぜひ進めていただきたいと思います。ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、方妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を受けやすくなるそうしたマークです。また駐車場についてなんですけれども、車椅子のマークというのは車椅子を利用する人が使えるものだというふうに誤解している方が多くいらっしゃいます。でもあのマークは障害者のための国際シンボルマークで、既に障害者が利用できるマークということになってます。もちろんヘルプマークを使う方は障害者に限らないんですけれども、車椅子のマークがどういうマークなのかということも周知をしていただきたいなというふうに思います。ある方が障害を持つ方、車椅子を使ってないけれども障害を持つ方を乗せてそこに泊まったときに、何でこの人使ってるのっていうような変な目で見られたという経験をしてるというふうに言われてます。また内部障害のある方がなかなか使いにくいということもありますので、ここは本当に車椅子だけじゃなくってそうしたカードのある方とか、また障害を持つ人は使ってもいい駐車スペースなんだということを徹底していただきたいなと思います。一人一人が多くの方々に寄り添った行動を普段から心がけられるようなそんな町にできたらいいなというふうに思います。また本当は障害者のための駐車場以外にそこに停めるま

でもないけれども、もうちょっと普通のスペースでいいので次に停めやすいところが確保されていたらいなという声を聞いての思いやり駐車場という提案なんですけれども、それについてはまた今後普及してヘルプマークを渡す際にその駐車場を使っていいんですよということと、それだと不便ですかというようなことで声を聞いていただいて取り組んでいただけたらなと思います。いかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の再質問にお答えいたします。障がい者に優しいまちづくりということで、まだまだ周知が足りない部分につきまして努めたいと思います。車椅子のマークの意味、全障がい者向けということ並びにヘルプマークを渡すときの一言、そういったことも含めて障がい者にやさしいまちづくりの一環として努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷容子議員の1問目の質問を終わります。

続いて藤谷容子議員の2問目の質問を許します。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 2問目、せたな町で生活している外国人についてお尋ねします。多文化共生、差別のない町を目指す立場で質問します。最近、国内で生活している外国人について国民の生活が苦しいことに関連付けて語る人がいます。例えば外国人が優遇されて生活保護を受けているとか、医療保険を濫用しているとか、外国人のせいで治安が悪くなったというようなことです。現在せたな町では、男性35名、女性64名の合計99名の外国籍の方が生活しているということですが、町長にお尋ねします。

1、せたな町で外国人が優遇されている事実、税金の滞納、マナー違反なども含めて治安が悪くなっている事実がありますか。

2、今後の町づくりの中で外国人をどのように考えていますか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の2問目のご質問にお答えします。

近年、町内各産業において外国人労働者の雇用が増えており、町内で外国人を目にする機会が増えております。

1点目ですが、各部署に確認したところ外国人が優遇されている事業及び税金の滞納もありませんでした。またマナー違反など外国人への苦情等も伺っておりませんので治安が悪くなったという認識はございません。道行く中挨拶いたしますと、気持ちよくお返事をいただける、ご挨拶いただけるそういう方が多いとの印象を持っております。

2点目ですが、産業等活性化補助金において外国人技能実習生等受入れに対する補助を行い、町内事業者の支援を行っていることから人口減少による人材不足の当町においては、外国人材は重要な役割をもっており、今後においても地域の活性化の担い手として多文化共生のまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 治安が悪くなった事実はないということで、そういう事実をきちんと確認できたことはよかったですと思います。また担い手として多文化共生社会を作っていこうということですが、今後、外国人住民に対して多文化共生政策として考えていることとか、考えられるような課題もしありましたら教えてください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の再質問にお答えいたします。外国人の方々は文化の違い等ありいろいろこちらのルールもわからないことはあります。例えば資源ごみの出し方等もわからないことがありまして、確かに当初ごみの出し方がちょっとルールから外れてることもありましたが、これについては衛生センター組合のほうでごみの分別事典を英語版作成して配布しております。また住居の大家さんにも協力していただき、また企業の採用担当の方々にもフォローアップいただき、そういう日本の文化について教えていただく、そういう形で交流も進んでいると伺ってます。今後、町におきましては、そういった交流事業だとか、そういうところも含めて多文化共生が進むように考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 英語版を作っておられるということ知らなかったんです。大変いいことだと思います。せたな町に来られてる方っていうのは大体働くということで来られているということで、周りの方たちが支えていることも随分多いんじゃないかなというふうに感じます。ただ中国人が41名、ミャンマー人22名、インドネシア人23名と、あと韓国、ネパール、タイ、米国、ベトナムと非常にたくさんの国からたくさんの方々に来ていて、外国の方のことがよくわからないから何となく不安だという住民も結構いると思うんです。外国人が増えていくのは不安だなんて感じてるところに、今不法外国人という言葉が首相や国会議員で使う人がいて、法令に反する部分については日本人でも外国人でも取締りの当然のことなんですけれども、何となく国として排外主義をあおっているようなところも感じられます。やっぱり自分たちと違うということで不安に思ったりしながら無意識のうちに差別的な発言をしてしまうって、相手を傷つけてしまうということもあるのではないかと考えられます。例えば外国人だからとか、何々人だからとか、何々人はみたいな言い方でたくさんの方がいるところで話をしていたらその場にいるかもしれないので、そういった形で人を傷つけるようなことがないようにしていかなければいけないと思います。そのときにせたな町に来てくれたということで、せたなの文化、日本の文化を知っていただくということも大切ですが、私たちのほうからも、あえてわからないから不安だという部分がありますので知っていくことも大事ではないかなというふうに考えます。例えば広報を使うなどして、どこの国のどんな人たちが来ているのかとか、そういうことを知らせていくことも理解促進につながるのではないかなというふうに考えます。誰もが安心して暮らせるまちにしていくなためにぜひその辺のことも考えていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の再々質問にお答えいたします。おっしゃるとおり外国人の方々は年々増えておりまして、人口の約1.5%を占めております。そういうパートナーとして外国人の方々、地域としても捉えていかなければならない、そういうふうを考えております。そういう中で確かにおっしゃられるとおり、どういう方々がいらっしゃるのか、国別組成はどのようなのかってということも含め、また事業者とも協議しながらですが困ったこととかも含め、交流についても、例えば彼らも忙しいのでどこまで協力できるしていただけるかわからないんですけど、そういう会話だとか、料理教室だとか、そういったことも今後は考えていけると思います。まずは雇用されている事業所と相談しながら住みよいまちづくり外国人の方々も、住みよいまちづくりも含め考えていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷容子議員の一般質問を終わります。

ただいまより11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

続いて4番、福嶋豊議員。

○4番（福嶋 豊君） 事業の効率化と成果の最大化について町長にお伺いいたします。事業数の増加と財政の圧迫という現状において行政運営の効率化と成果の最大化は避けて通れない課題です。この課題を解決するためには、多忙な現場の職員こそが最も非効率な業務を把握しており、改善のヒントを持っていると考えます。そこで現場からの提言を組織的に吸い上げることにより成果の最大化や業務の効率化を実現する仕組みを構築すべきです。つきましては職員が日々の業務の中で感じている非効率な業務や改善案を直接匿名で気づいた時に提案できる目安箱のような仕組みを早急に設置すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 福嶋議員のご質問にお答えいたします。

町は社会情勢の変化、高度化、多様化する町民ニーズに的確に対応するため多くの事業を展開し町民サービスの向上に努めているところです。行政運営においては、事業の効果、業務実績の成果の分析が重要となっており、その取組として毎年度、内部による政策調整会議を開催し事業の課題、問題点などを洗い出し次年度へ向けた取り組みを進めております。更に事務の効率化を図るため各課における事務の課題、問題点を提案し、横断的に協議する事務調整会議を開催し改善に向けた取組も進めているところです。ご質問の職員が匿名で提案できる目安箱を設置してはどうかとのことでありますが、課長職による部下職員との面談や副町長による面談も実施しており職員の意見を聞く機会を設けております。また私から職員には職員同士の対話やコミュニケー

ションを図り課題や要望の吸い上げを行い積極的な提案をお願いしております。対話、協働、創造のまちづくりを進めるため職員一丸となって取り組んでおり、新たに職階会議などを設置し横断的な協議ができる仕組みづくりを検討しておりますので、匿名による目安箱の設置については考えておりませんのでご理解願います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 福嶋議員。

○4番（福嶋 豊君） 現時点で面接が定期的に行われている、その場で意見の汲み上げっていうのも行っている。そのような話は以前から伺っていたのでそれ自体は理解しているんですけども、やはりそういった面接の場となってしまうと上司が相手となるケースがほとんどだと思いますので、職員の立場で考えるとなかなか率直な意見というのは言いづらいのも実際あるんじゃないかなというふうに思います。その業務の非効率性の部分においては特に指摘しにくい点に上がるんじゃないかなと思いますので、やはりその匿名性っていうところも担保されていないっていう今現状の仕組みの欠陥部分ではあるのかなと私自身は感じております。また業務改善のアイデアっていうのはやっぱり多忙な日々の中でこそ生まれるものだと思いますので、面接の時期を待ってとか、話す機会を作るとかかっていう何かを待っているっていうところではなくて、気づいたときにすぐに提案できるっていうことに非常に大きなメリットがあるんじゃないかなというふうに思いますし、間をあけてしまうとやっぱり忘れられてしまうっていう機会ロスにもつながっていく可能性も多く含んでいるのかなと思います。目安箱自体は実際コストが発生するものではございませんし、匿名性というところも担保できることから業務改善を継続的に推進する上では有効な手段だと。実際に民間企業でも他の自治体でも実施しているところはあると思いますので、そこを参考にしながらぜひせたな町でも実施というふうにしたらいかがかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 福嶋議員の再質問にお答えいたします。確かに議員おっしゃられるとおり上司部下の中ではきちんとコミュニケーションとれる場合と、やはりちょっと遠慮して言えなかったりだとかそういうことはあると思います。それはやっぱり個々の関係性なのでその辺は危惧されるのは重々承知いたしております。ただ匿名での投書となりますと、こちら側としても業務改革の例えばその思いだとか、きっかけ、真意そういったものをやっぱり確認してそれによりよい方向性を作っていきたいと考えるんですが、どうしても匿名だと言いつ放しになってしまうと、そこは私どもも危惧するところがございます。やはり言いにくいっていうことがあると思いますので、先ほどちょっと職階会議という言葉を出させていただきましたが、この課の縦割りではなく横割りで例えば係員だけの会議、係長だけの会議、補佐だけの会議っていうそういう横断的な会議形態、それによって役場庁舎内、もしくはまちづくりの中の課題を各担当が知恵を寄せ合って考えていくそういう仕組みを導入していきたいと考えております。目安箱とも合わせまして意見を吸い上げる。そういう形を検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 福嶋議員。

○4番（福嶋 豊君） 私としては具体的なほうがわかりやすいかなと思ひましてあえて目安箱ってというような形で提案をさせていただいてはいるんですけども、業務改善という部分に対して着手して進めばどんな形でもいいとは思ひてはいるんです。ただやはりなかなか仕組み上改善ってところまで動きにくいのが行政でもあるのかなあというふうに思うところがあったので、あえて具体的に提示させていただきました。その上で先ほど匿名ではないと、要は深掘りができないという内容だったとは思ひますけども、なので名前とか、相手に直接口頭で伺ってどうこうっていうのではなくて、どのような内容だったらそれを評価してあげて実際実行に移そうかっていう選定するためのプロセスっていうのを明確にしておけばそこはクリアできる内容じゃないかなと思ひます。中身がどこまで深掘りされた内容が提示されてきているかっていうところが重要な問題であって、名前が必要かどうかっていうのは問題ではないと思ひます。なのでそのプロセスをまず策定していただいて、提案された内容に対して匿名だったとしてもやるべきか、やらないべきなのかっていう改善案自体がいいか悪いかを判断できる指標を作ればいいんじゃないかなというふうにまず思ひます。それと目安箱を設置しようがしまいがなんですけども、やはり職員に声をかけて回ってもなかなか提言というのは出しにくいのが現状というか当たり前の話だと思ひます。その中で最初に私のほうから言わせていただいているようにヒントはやっぱり職員が持っているというところで、やっぱりトップ自ら業務改善に対してボトムアップの必要性っていうのを責任持って取り組んでいただければなと思ひますので、その点においてお答えいただけますか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 福嶋議員の再々質問にお答えいたします。確かにいろいろな形での吸い上げがあると思ひます。私も議員おっしゃられるとおりボトムアップの意見を大切にしていきたいと思ひます。そこは現場と日々向き合って課題を考えている職員それぞれの意見を汲み上げていく形をとりたいと思ひます。ただやっぱり深掘りの話もあるんですが、やはり提案していただくからにはやはり中心的に動いてほしいという期待もあります。その意見を受けてトップがトップダウンで下ろす、これではただの結局形を変えたトップダウンにしかならない。やはり職場の中できちんとチームを作ってやっていける環境、それを改善していく環境そういうのを大事にしていきたいと思ひます。そのために職階会議という形をとってプロジェクトを発動させていく、そういうふうを考えております。目安箱の設置も日々の意見を汲み上げるということで検討の中に入れながらちょっと汲み上げる形を検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で福嶋豊議員の1問目の質問を終わります。

続いて、福嶋豊議員の2問目の質問を許します。

○4番（福嶋 豊君） 職員の定着率向上と勤務環境改善について町長にお伺ひいたします。職員の定着率向上は、行政サービスの持続的な提供と質の維持のため町の将来をささえる最重要課

題です。待遇や職場環境への不満、業務量の増加と負担の偏り、職場の人間環境と心理的安全性等、様々な要因で公務員離れが高まっている現状に私は非常に高い危機感を感じております。この危機的状況を踏まえ職員が成果を上げ、やりがいを実感できる組織とするための具体的な組織改革案明確にお示してください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 福嶋議員の2問目のご質問にお答えいたします。

職員の定着率向上と勤務環境改善は、町民サービスの安定性と行政運営の質向上に直結する重要な課題であると認識しております。近年、職員の早期退職については、若手、中堅層の退職者が増加傾向にあります。これはせたな町に限ったことではなく全国的にみてもそうであり、また檜山管内他町でもそのような状況であると伺っております。退職の理由としては、民間企業や他の自治体への転職、家庭の事情など個々様々であります。転職の背景には適性を感じた分野で専門性を高めたい、自分を表現できる場でやりがいを持って働きたいなどの考え方があるようです。私としては職員として定年までしっかりと働いていただきたいと思っており、退職をされる方々の退職理由をしっかりと分析した上でこの防止に向け取り組まなければならないと考えております。組織的な取り組みとしては働き方改革の徹底で業務の見直しによる効率化、ICTの積極的活用による業務負担の軽減、さらには勤務と私生活の両立支援を図り組織風土の改善と多様性の尊重が必要と考えております。いずれにいたしましても人事面談や先ほど申し上げました職階会議、その他会議や交流によりコミュニケーションを図り、職員が公務員としてやりがいの持てる職場環境を構築し定着率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 福嶋議員。

○4番（福嶋 豊君） 全国的に公務員離れが加速しているという状況は承知しております。しかしだからこそ受動的な姿勢というのではなくて、トップ独自の決断と行動が今まさに求められているのではないかなというふうに感じております。全国的な傾向で当町の問題というのを棚上げするっていう理由には決してならないと思います。私が今まで伺ってきた限りではないんですけども、やはり職員間で業務量の増加と負担の偏りっていうのが常態化していると。結果的に一部の職員というところに業務が過度に集中していて、その結果、職員が疲弊すると。いろいろな理由はつけられると思うんですけど、町に結果的になるんですけど町に見切りをつけて辞めていくっていう人材の流出という最悪の事態が続いているのではないのでしょうか。先ほどの目安箱でもちょっと触れてはいたんですけども、町長は先ほども主導になってやっていただきたい、リーダーになってやっていただきたい、発言した人が、提案した人が、それ自体がまた負担になるんです。そこでの匿名性というのも先ほどは言わせていただいたつもりだったんですけど、やはりボトムアップの重要性っていうところと、トップダウンの重要性というところに、何についてそれを行使するかっていうのは重要な部分が違ってくると思いますので間違えないようにしていただきたいということと、私はこの業務負担の偏りっていう根本的な課題を解決するためにその業務内容の精査も当然していただかなければならないですし、業務の再配分っていうところ

も必要。強いては組織改革といったトップのリーダーによる抜本的な組織改革というのが今のご時世だからこそ必要なんじゃないかなと考えております。その点において町長の所見をお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 福嶋議員の再質問にお答えいたします。委員おっしゃられるとおり全国はそうだからといって当町もそうだっていうのは確かにそれで流されてばかりではダメということは重々承知しております。独自路線っていうことで環境改善っていうのが1番私としても必要かとは考えております。その中でおっしゃったとおり業務量の偏りとか、職員の配置とかは考えていかなければならない。その中で思い切った行政改革大綱に基づきまして機構改革そういったことで働き方改革の改善、それも含めまして行政改革大綱にも謳っておりますが、ICTの導入により、AI等の導入によりルーチンワークそういったものの解消、そういったことも目指していかなければならないと思います。先ほど主体性の話を出されましたが、その声を上げた本人が必ずしもリーダーになるっていうことではなく、一緒になって動く、そのために職階会議というのも一つの手段かと思っております。その職階会議の中で同じ立場の中で提案する、それを結論を理事、役場全体に問いかけるそういった個からグループとなって仕上げていく、そういう形もとれるのでその提案者そのものが必ずしも負担を負うわけではない、そういった仕組みで運用できるかなとは考えています。いずれにしても、やはりせっかくそういう提案をいただくからには、その思いはあると思います。その思いを大切にしたいってこちらの思いもございますので、できるだけ主体的に関わっていただきたいという思いでおります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 福嶋議員。

○4番（福嶋 豊君） 確か所信表明だったと思うんですけども、町長の武田信玄の言葉を引用されてお話をされてたかと思うんですけども、私も非常に重要なことだなという部分を、以前民間で働いている時から私も同じように重要性を感じていたんです。町長もそこについて重要性を語られてたということなんで、今後その部分においては期待していきたいなというふうに思うんですけども。最後に人員の補充であったり、配置転換であったりとかっていうその負担を軽減するためのこ入れっていう部分と、機構改革という抜本的な対策の部分においていつまでに検討を終わらせて実施していくのか、実行に移していくのか、その期限というのを具体的に明確にしていただけますか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 福嶋議員の再々質問にお答えいたします。武田信玄の言葉を引用していただきましてありがとうございます。やはり人は財産ということ、これは大変大事な点だと考えております。その中で今言った機構改革だとか、行政の効率化につきましては8年度内で議論しまして、早ければ9年度にはもう実行できるように進めてまいりたいと思います。そういう形で議論、調整は必要でございますが、働きやすい環境、またまちづくり、町民サービスの低下を起こさないようにいかに進めるか、そういったことも踏まえまして進めたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で4番、福嶋豊議員の質問を終わります。

続いて1番、石原広務議員の1問目の質問をお願いいたします。

石原議員。

○1番（石原広務君） それでは救急体制について、現状の救急体制を維持していくことは地域に住む町民にとって安心感を持ち住み続けていくために不可欠です。高齢になり独居世帯も増えている中では救急体制の堅持は欠かしてはならず、そのためには署員の増員は必要だと考えます。町長の現状体制に対する認識と今後の対応について伺います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の1問目のご質問にお答えいたします。

消防救急体制は、檜山広域行政組合せたな消防署、瀬棚分遣署、大成支署において署員を配置し、救急搬送や火災、風水害、地震などの災害に備え地域の災害時の核として重要な役割を果たしており、その機能を的確に発揮できる消防体制の充実が求められております。年々救急出勤や町外医療機関への転院搬送件数が増加傾向にあり、現行の署員体制では厳しい状況であると伺っておりますので、実情に応じた署員の配置が必要と考えております。今後も職員の適正な人員配置など、せたな消防署と協議を重ね救急体制の堅持について進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） ただいまの答弁では、町長も私と同じような認識かというふうに評価をいたします。その上で申し上げていただきましたが消防署と十分に協議を重ねていきたいんだということで私は捉えました。確かに行政組合という一部事務組合になるんですか。そういった体制ではありますけど、今、現場の署員と繰り返しになりますけど協議していただくということでぜひ早期の実現を改めて望むところです。その上でこれは私の個人的な考え方になるかもしれませんが。前町政の下、遡ること消防体制、病院、消防再編、医療体制云々ということで特別委員会まで設置して議会の中でも協議してきました。私の当時の考え方は大成消防支署あるいは大成診療所これは併設するべきだったと。その基本的な考え方は今も変わりません。それをどうのこうのっていうことはないです。町長にお伝えしたいのは協議をする最中、当時の若手署員、要は大成支所です。署員から沖崎イズムっていう言葉を聞かされたんです。沖崎イズム、あえて今その詳しい意味はこの場では申し上げません。私はその言葉をもって捉えたのは、消防という職業につくにあたって地域の安心安全を守るそういった理念が本当に深く、そして私は重い意味でも捉えました。ですから町長は現場に出向いて協議をしていただくと、現場の署員と向き合って対話をしていただくということでの答弁をいただきましたので、ぜひその協議をする機会ぜひこの沖崎イズムという言葉の意味合いを河原町長ご自身で捉え、ぜひ消防署員が署員として職業としてついている理念、それも河原町長なりに捉えていただきたいと思います。これは強く要望させていただきます。コメントがあるのであれば端的で結構です。お答えいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再質問にお答えいたします。消防はおっしゃるとおり地域の消防、救急、災害対応等大変住民生活になくてはならない重要な機関と考えております。今おっしゃられました沖崎イズム、ニュアンスしか私もわかりませんが、その部分、現場にも出向いて消防隊の義務や葛藤そういったことも含めまして救急体制の今後の堅持について考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の1問目の質問を終わります。

続いて2問目の質問を、もうちょっと時間あるのでよろしければお願いいたします。

時間ありますので石原議員2問目の質問をお願いいたします。

石原議員。

○1番（石原広務君） それでは、漁業振興について、我が町にとって漁業は農業と並び振興、発展に向けた政策として取り組む主要な一次産業だと考えています。町長の考える振興策について具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の2問目のご質問にお答えいたします。

漁業の振興策につきましては根付資源や回遊資源が減少している中で、この現状を少しでも好転させていく必要があります、まずは前浜資源の確保を図るため、これまでと同様にウニについては深浅移植や種苗の購入について引き続き支援を行い、ナマコにおきましても種苗を確保、また昆布等の藻場の造成そういったことも含めて進めてまいりたいと考えております。またさらには魚種転換を推進することにより、漁業経営の安定化を図るとともに水産資源の維持に努めていきたいと考えております。さらに養殖などの育てる漁業が今後は重要と考えており、不幸な事象が発生いたしました、この取り組まれる事業トラウトサーモンに限らず新たにウニ並びにアワビ等、取り組まれている事業につきましては生産者や関係機関等と協議しながら育てる漁業の進め方、支援策について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 行政報告でもされました。先日の本当にトラウトサーモンの自然相手とはいえ、ああいった痛ましい事案というか、発生したのはある意味ショックも私としても受けました。町長も現場に出向かれたと報告もしましたし、そういった情報も既に私も入手してきました。所信表明で先ほど町長が答弁されたように、ウニやナマコなどの種苗確保や藻場形成、養殖などの育てる漁業のように、この環境保全活用しながら特色ある持続可能な生産体系を同じく協力しながら進めてまいりますということで所信表明もされました。先ほど町長の答弁ありましたが、これからも取り組んでいくんだと、大事な維持作業だというふうに捉えていると私も評価いたしました。町長、遡ること9月に選挙に勝って町長に就任されたわけですから。その以前に浜のほうから率直な意見、当時は候補だったんでしょうけど、農業と漁業100対100でなくてもいいと、どうにか考えてくれというふうに俺たち言ったさっという言葉を事前に聞いていたんで

す。それに答えるような形で姿勢を見せてくれたという声も実は聞いていたんです。今回は漁業振興ということで具体的なその魚種を含めて私は触れていません通告の段階で。ただ答弁の中では執行方針にあるようなウニ、ナマコあるいはトラウトサーモン具体的にお示しをいただきました。国際情勢も云々ということで町長の考えの中にはあるようですけど、浜全体でどの漁業者も漁に携わる可能性がある、携わってきた。ナマコ、国際情勢とあえて言わせていただきますけど、その種苗生産は確保、これは漁業者共通してこれはもう強く願望してることはこれ間違いありません。ウニに関してもやはり藻場造成、これとやはり合わせて取り組むのであれば町は率先して取り組むべき、これは政策として当然取り入れていただきたいと思えます。ですから藻場造成あるいはウニ、どういったことに対して漁業者が望んでいるか。これも副議長が具体的にこのあと一般質問で取り上げる中にホタテも取り入れていただいています。ホタテに関連してこれも私がお話を聞いたある漁業者が前浜全滅だ。これも会う機会があったから町長に伝えたと。これ声上がると思うよと。何とかしてくれと。今申し上げてるのはホタテに関してなんです。夏まではよかったです。ところが年末、正月にかけて出荷を予定していた大きな貝っておっしゃってました。それがほぼ壊滅全滅とんでもない状況だと。その方ももちろん漁業者なんですけど、このままだと前浜どうなるかわからないという率直な意見聞きました。私、答えることできませんでした。どうしていいかわかりませんでした。イカやサケ、不漁だというのは数年前から私も認識しています。うかつに町長、久遠でこれは数年前なんですけど、あるベテランの漁師さんにコンビニの前であって何も考えずその方に何々さんイカ刺食いてえんだよなって、イカ漁の方です。率直に狙うというか、率直にぶつけたんです。町長なんて帰ってきたか端的に申し上げますけど。イカ漁師の方です。俺だって食いてえんだと。あれはもう冗談のような会話でしたけど、とんでもないことを私は言ったんだなっていうふうに認識したんです。それからもう数年経って、それ以上に今、浜の活気はどこ吹く風かな、担い手はどうなるんだ。90歳を超えて現役の漁師の方もいます。ボートでナマコ獲ったり、ウニ漁に出かけたり、このまま続けていただきたいというのは個人的な願望であります。ただそれはかなうものではないと。漁業振興について町長、先ほど梶田議員の質問の中で小規模な取り組みに対しても支援というような考えを示していただきました。おっしゃるとおりです。小規模でも個人的に自分の商売として取り組んでいるというのは現実にあるわけです。ウニしかり、ニシンしかり、いろいろな業種、私がわかっていないだけでも漁業者はそれぞれ努力しながら自分の商売としてかもしれませんけど、そういう取り組みもあります。ですから新年度に向けて予算編成の段階で基本的に漁業者、漁師の声、前浜大変な状況だと。あとは農業と比べ100対100でもなくてもいいんだと。できるだけ支援をしていただきたいと。これ直接河原町長も伺っていると、聞いてると私は判断しています。ですから新年度予算に向けて、財政大変でしょう。後ろの財政課長おそらく頭抱えてますよ。トータルして一般質問に関しても、いろんな課があってそれぞれ答弁調整も含めてやるやらない、どうする、どう答える、その段階である課の職員から石原さん何でもかんでも支援できる状況じゃないよっていうのも率直に言われたんです。おっしゃるとおりです。ただ投資するべきところには投資するべきと、それが町長のおっしゃる未来につなぐまちづくり、それが今回の漁業振興ということで

一般質問させていただきました。ぜひ浜の現状、実情を踏まえ、生の声を聞き、期待する声がある中での執行者の権利を今与えられたわけですから、ぜひ浜の声全体の漁業者の声に応えるべく総合的な支援策をぜひ新年度に向けて打ち出していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再質問にお答えいたします。おっしゃられるとおり農業対漁業よく引き合いに出される部分でございますが、その部分については特に優劣をつけてるわけではなく支援しなければならない部分、そういったものを一つ一つ考慮しながら考えていきたい、そういうスタンスであります。そしてナマコにつきましては確かに国際情勢ございますが、できるだけ早く関係が好転することを願って漁業振興に努めてまいりたいと思います。もちろん育てる漁業ということで現在継続中の種苗の確保やウニにつきましても深淺移植等、それは我が町の育てる漁業の一環として考えておりますので進めてまいりたいと思っております。ホタテ等、他の魚種についてもですが、ちょっと私もその最新のこの正月にかけての大玉が斃死してるという話はちょっと私も押さえてなかったもので、そこは確認しつつ協議してまいりたい、そう考えております。いずれにしても事業いろんな取り組みはなされてますが、これにつきましては関係者、関係機関と協議してまいりまして延ばせるものは延ばしていく、そういう取り組めるもの取り組んでいく、いろいろ皆さんと協議しながら考えてまいりたいと思います。前浜はどうしても今、地球環境の変動でどうしてもおおよそ予測のつかない状況になっております。そういった中で魚種転換ということも含め考えてまいりたいと思います。また藻場形成につきましては、道でやってくる取り組みもありますが、漁業者が今中心になってやっております河川の砂防ダム、治山ダムのスリット化、そういったことにより山の栄養分による藻場の形成、また藻場の形成だけでなくマウ、サケ等、回遊魚の育成、河川の昇り降りすることによって産卵箇所作ることによって育成していく、そういった効果にも繋がりますことから漁業直接の支援だけでなく、そういった環境づくりについても関係機関と協力し合って進めてまいりたいそう考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 一般質問なんでこれが3回目最後です。一つだけ、これは考え方というか、一つの提案としてお伝えさせていただきます。7年12月5日金曜日のこれ北海道新聞の朝刊なんです。これおそらくご存じだと思うんです、これ福島町の記事なんです。福島町が育成試験スタート、大きく稚ナマコ守る鉄の括弧してゆりかご、これ福島町がこれを見ると第3の主力魚種、漁獲増へ力、こういった取り組みを継続していつている自治体もあるんだなど。もちろん漁業者の協力はこれ不可欠だと思うんです。その中にあると福島町はこれ今後3年間試験し、養殖昆布、ウニに続く第3の主力魚種として力を入れる。こういったやはり一次産業大事な産業と捉えている自治体は率先して浜にも、漁業にも農業にも合わせて町長先ほどおっしゃったように支援しているわけです。それがやはり町の活力になるんです。これは間違いない。私は考えています。ぜひこういった事例も参考にしながら何ができるのか、何が可能性があるのか、ぜひ前調整のもとで私は増養殖推進室、あるいはその次の一般質問では戦略室これを立ち上げてください

と。これぜひそういった会議体、確かに水産課はきちんとありますけど、横断的にそういったことが協議できるぜひ会議体をこれぜひ設けていただきたいと思います。その中で漁業者の意見を聞く。あるいはその中に産業団体として農業からも要望聞く、これまたあとで関連した質問の中で触れますが、そういった考え方も前向きな検討をお願いしたいと思います。答弁同じでしょう。

1 時間後またこれで答弁求めないで終わります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。確かに藻場形成には、鉄分が利くってという長年の研究の成果は聞いております。そういった福島町の取り組みも勉強になる、大変私としても勉強になる仕組みだとは思いますが、いろいろな今水産については、水産だけではないのですが諸課題あると思います。私も漁業者からも伺っておりますし、漁協からも聞いていることもあります。ですのでここは関係機関、集まっていただき漁協だけでなく例えば水産指導普及所、そういった専門家の意見も仰ぎながら漁業振興は努めてまいりたい。そういった意見調整そういったものも私としてはいただきたいと考えております。まずはいろいろな諸課題、関係者の皆さんで整理していただいた上で当町としてもそれに向けて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で石原広務議員の2問目の質問を終わります。

ただいまより昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。1番、石原広務議員の3問目の質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） それではカスタマーハラスメント対策について、①職員研修会を開催した目的をお知らせください。

②役場OBによるカスタマーハラスメントの被害に遭ってきているという実態があるようだと聞いていますが、把握している状況の報告を求めます。

③副町長をトップにした各課横断的に役場内部で対策チームを設置し、相談がしやすい体制を整え対応をしていくべきと考えます。

町長の見解を示してください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の3問目の質問にお答えいたします。

まず1点目の質問にお答えいたします。職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上並びに職務を民主的かつ能率的に運営する公務員意識の高揚を図り、町民全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを目的として毎年職員研修を実施しているところです。今年度について

では11月21日にカスタマーハラスメント研修を実施したところであります。令和7年6月11日に公布された労働施策総合推進法の一部改正法により、ハラスメント対策強化にカスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となることとされております。このことを受けまして公務職場におけるカスタマーハラスメントに関する基礎知識と有効とされる対応方法の習得によって、カスハラによる職員の身体的、精神的負担を軽減させるとともに職場の心理的安全性を担保することを目的として実施したところであります。

2点目の質問にお答えいたします。石原議員ご質問のカスタマーハラスメントに該当する案件があったことについて私の方では承知しておりません。

3点目の質問にお答えいたします。人と人が関わる社会でクレームゼロ状態というのは考えにくいことであり、特に行政組織は地域住民からの不満がダイレクトに届けられやすい性質を持っております。このことから議員が言われるように組織的に対応を仕組化しチームマネジメントの形を確立することは望ましい形であると考えますので、総務課を中心にその体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） それでは再質問をさせていただきます。①はそれなりの意義、継続して各種研修会を行ってきた旨の報告を受けました。②について町長承知していないということですが、町長ご自身なのか、はたまた総務課のほうでも押さえていないのか。そこは何とも言いがたいところですけど、それではお聞きしますが、数年前になるんでしょう職員OBから出張先まで電話をして何かしらの内容はいかなもんなんでしょう、そういった事案も実際にあったと聞いてます。それであとはせっかくの新体制、河原町長の基に新体制が整い第1回目の町政懇談会、地区懇談会に向けて電話なのか、メールなのか、それともLINEなのか、そういったことで詳しくは正直言うと聞いてません。ただ状況からいくと、とんでもない質問を一方向的に送ってきて困り果てた職員がいると。これは内部からの間違いな情報です。これはあつてはならない状態です。町長これ今始まったことではないんです。同一人物が先ほどの目的意識の中でカスハラ、あるいはハラスメントは多岐にわたっているいろいろあります。パワハラからセクハラから最近この社会問題として取り上げられて何年経つんですか。昔はいじめだ、例えばその上司は何や叱責が近年ではハラスメントという言葉でくくられて社会的問題になっています。役場内部もこれ正直起こってきています。旧町時代からも含めて役場上司OBではありません。上司からハラスメント、中にはセクハラを受けてずっとそれを引き継ぎながらそのOBが役場に顔を出すだけで業務に支障を来すといった事例もあると聞いてます。直接私は聞いていません。でも議会のほうでそういった訴えを聞いた方も現実にいらっしゃいます。それが実態です。どこで答弁を考えてなのか、そこは追及するところではありませんけど、承知していないということでは、今後の課題でいいと思います。きちんとコミュニケーション取ってください。私が今回取り上げたのは具体的に先ほど申し上げました。せっかくの町政懇談会、地区懇談会に向けてこういう質問するからこ

ういうふうに答えろと、言ったかどうか詳しくは聞いてません。該当する職員の名前も実際に聞いてますけど、直接私は伺っていません。間接的な情報からいくとこれはあつてはならないことです。この地区懇談会に関しては数年続いていますそういった状況が。せっかく町長新しくなったんだと。大成の地区懇談会参加者20名です。過去最高です。例年7、8人、町内会長を筆頭に参加してるんです。率直な意見も集約できますが瀬棚区、北檜山区の状況は全て把握はしていませんが、大成区に関して率直に申し上げるとあの地区懇談会が終わったあとに参加した方々から10人が10人あればないと、質問した側です。そのカスハラを踏まえた中での意見交換になったあの状況を踏まえてあればないと。その中には別な役場職員のOBの方もいたんです。その方でさえあればないよね。あれは役場職員大変だ。率直に訴える声もありました。過去から含めて同一人物の方の行動ですが遡ってお伝えしますが、町側の要は過去の案件含めて議会提案で町長の報酬減額条例を提起して議決された案件があったんです。それで結果再議にかけるといふような状況になったんです。その再議にかけるといった状況がまだ議会、私たちに知られない中で、そのOBが情報をつかんで当時、大成支所に当時の3人の議員おそらく順番に呼び出されたんでしょう。私あの話を聞くと3人目だったんです。何を言うのかなと思ったらおまはんこういうことを議会でするのかと。何の権利があつてこういうことができるんだと。要は町長の報酬減額です。私はきっぱり言いました。議会にも提案権あります。議決されたものです。その上でおまはんたち来年改選期なんだぞと。そうですかと。それは私も洗礼を受ける立場です。どういった結果になるかわかりませんが、それはそれとして聞き置かせていただきますと。私はきっぱり蹴りました。ですから今ちょっとした私事の例を取り上げましたが、ああいう調子で役場職員にそういった行為をすると、それこそいろいろネットなりで調べると役場職員OBによるカスハラ、退職した役場職員が自身の経験や不満を理由に現役職員に対しカスハラ（カスタマーハラスメント）を行うケースを指しますと。これは退職後も現役職員への過度な要求や理不尽なクレームを繰り返す行為であり、精神的な苦痛を与えるだけでなく業務遂行を佐賀妨げる社会問題ですと。カスハラには長時間の叱責、執拗なクレーム、不当要求などが含まれると。午前中でしたか、福嶋議員も常任委員会的时候も役場職員の働き方そこも含めて議員の立場で常任委員会的时候も熱く質問なさっていました。退職、要は町長のほうで早期退職、増加傾向にあると。常任委員会的时候も総務課長からもそういった説明がありました。退職理由についても要はやりたいことがある、民間のほうにそういったことを見つけた、家庭の事情があるという旨の説明がありましたけど、こういったことが理由で退職している職員もこれ少なからずも存在したんです。これ町長間違いないですから。私は常任委員会的时候に総務課長にコミュニケーション不足ではないんですかということ提起はしました。町長、対策チームこれ立ち上げてくれる旨の説明はいただきました。ぜひそうしてください。私は総務課を中心とおっしゃいましたが、ぜひそこは副町長も参加させてください。町長はそこに指示をするだけで入るべきではありません。という理由は率直に申し上げますと議員と町長は町民から選ばれるんです。選挙という4年に1度そういった状況はこれ仕方ないことなんです。ですからしがらみが起こってしまう可能性があります。そこをきっぱりと振り切るべきなんです。役場職員は各々業務担当課として町民に向き合っていま

す。産業団体とも向き合っています。その中にはとんでもないクレームをつける方もいらっしゃるでしょう、現にいらっしゃいますから。それで苦しむ職員をこれは役場職員として仕事だから仕方ないということで片付けられるものではありません。ですから総体的に私は今回、役場内部、役場職員のほうでぜひ対策チームを作ってくださいと。午前中にこれも福嶋議員の質問です。要は補佐クラス、主幹クラス、係長クラス、その職員と会話するというか、対話するというか、そういった考え方をお示しいただいてるんです。すばらしいことです。私は常任委員会のときに課長会議にこだわらず、ぜひ他町に事例のある補佐会議を開いてくださいと。そういったコミュニケーション取る場をぜひ設けてください。カスタマーハラスメント対策、これは議会側にも何かしらできることがあるかもしれません。あればやります。その前に率先して町長が指導して対策チーム作って対応してください。でなければ今までの苦しんで辞めた。これ間違いなくいますから。退職理由の中には常任委員会でも関連して申し上げましたが、もう町長の考え方についてはいけない、もう限界です。50になったら辞めますと言っていた職員が50前にして退職した職員もいらっしゃるんです。これ生で聞いてますから。もういい、石原さん町長につける薬なんですってという言葉を残して現にやめた職員もいらっしゃるんです。河原町長は対話、協働それと臆せずものを言ってくれと。皆さんには秘めたアイデアがあると。アイデアを秘めたままでやむなく役場職員退職した方いらっしゃるんです。かなりいいアイデアを持っていますよ皆さん。中には私に対して石原議員にはあんまりしつこくするとパワハラに遭ってしまうとか、中には毅然として議会そこまでやったら越権行為です。そこまで言ってくれる。私はあえて言います、言ってくれる職員もいらっしゃるんです。そういったことをはっきり言ってくれるのはまだいいです。それを秘めてしまったまま苦しんでいる職員、現に退職した職員もいらっしゃるわけです。今回このカスタマーハラスメント対策についてということで申し上げ、少し内容からそれた部分がありますけど、ほかの北海道安平町不当要求行為等対応マニュアルこういった作成もしてる事例があると私今回初めて認識させていただきました。ですからまちづくりですよ秘めたアイデアあります。それがきちんと物申せるように苦しんでいる心情をきちんとつかめるそういう目的でもぜひ対策チームを作って対応していただきたい。少し再質問長くなりましたが、町長まちづくりのためです。改めてその対策チームについてだけでも明快なご答弁を求めます。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再質問にお答えいたします。確かに役場職員はOBに限らず様々な町民の方々からいろんな要請、要求をいただきます。中にはちょっと行き過ぎて激昂されて怒鳴りつける方もいらっしゃいますし、胸倉をつかまれたことも過去にあったと、そういう話も伺っています。そういった中で職員を守っていくためには石原議員のおっしゃられるとおり、カスタマーハラスメントの対策については重要な業務だと考えております。先ほども答弁で申し上げましたとおり、チームマネジメントの形でカスタマーハラスメント受けて相談あった場合はそこはきちんと対応していきたいと考えます。そこは厚労省の定義も兼ねましてカスタマーハラスメントの成立定義そういうのも調べながら審査できるそういう体制を組んでいきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 先ほど少し踏み込んだことを提起させていただきました。私たち議員と町長は4年ごとに洗礼を受けるわけです。でもそういった選挙を踏まえて新たなリーダーになったわけです。町民に向き合い、普段から町民に向き合ってる、役場職員が機能してこそまちづくりは進むと私は考えています。考え方の一つにあります。ですから臆せずものを言う雰囲気はこれまでも続けてください評価出てますから、言葉いいよねって。旧町時代の大成町時代なんでしょうけど当時の町長の言葉を思い出したわと。あなたたちが町民に向き合って、あなたたちが町の中を見回して案件を聞き、修繕するところは修繕すると、きちんとそれを見回した上で私に言ってきなさいと言った町長がいたということ思い出話のように聞く機会がありました。直接物を言ってくださいってすばらしいじゃないですか。皆様には秘めたアイデアがあります。一緒に磨きましょうと、磨いていってください。今回カスタマーハラスメントということで一般質問させていただきましたが、基本的な考え方は同調できると私は踏んでいます。ですから今後二度と町長何言っても、もうつける薬がないというようなことが起きないように形で、ぜひ首長として今後も進めていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。石原議員のおっしゃられるとおり人の意見を聞き、またそれを生かしていくこと。首長に限らず人間として大事な生き方と存じております。全ての全てが消えるわけではありませんが、先ほど石原議員のお言葉をお借りしますが、旧大成町長の言われたとおりのいろんな相談した中で持ってきた、そういう言葉も受けまして、これからも対話続けていきたいと思っております。そういった初心を忘れず肝に銘じて町政運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の3問目の質問を終わります。

続いて石原議員の4問目の質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） それでは介護事業への支援について、超高齢化が進む我が町において介護事業は欠かすことのできない事業の1つです。

①現状の認識を聞かせてください。

②支援策の考えを明らかにしてください。

③介護事業事業所連絡会議に町長自ら出席し、現場の生の声を聴くべきと考えますがいかがですか。

④養護老人ホーム三杉荘は今後も町の施設として継続して運営していくべきと思いますが、町長の考え方を示してください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の4問目のご質問にお答えいたします。

1点目のせたな町の介護事業の現状としては、人口減少による少子高齢化の進行と高齢化率の上昇が顕著となっているなかではありますが、介護サービスの利用に関しては全体的に減少している傾向にあり、特に施設系のサービス利用にあたっては、要介護の高い利用者の減少や待機者がいない状況が続いているほか、昨今の物価高騰の影響から経営状況が厳しいと認識しているところがございます。また介護分野の人材不足や職員の高齢化が課題とされておりますが、令和5年に栗山町と介護人材確保に関する自治体包括連携協定を締結したなかで様々な取り組みをおこなっているところであります。

2点目の支援策ですが、これまで介護従事者等に対しては研修費用の助成や定住確保に対する助成、事業所に対しては社会福祉法人や民間事業所が施設整備や改修に活用できる補助、訪問系の介護サービス事業所に対しての補助制度のほか、物価高騰対策交付金を活用した補助など少しずつではありますが町として必要な支援策を実施しているところで、今後においても同様に必要な支援をしていかなければならないと考えております。

3点目の介護事業所連絡会議ですが、私としても先ほど石原議員もおっしゃられましたとおり現場の生の声を聴くことは大事だと考えておりますので、機会があれば会議に出席するよう調整いたします。

4点目の養護老人ホーム三杉荘の考え方ですが今後も町で継続運営してまいります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） それでは再質問させていただきます。③これについては以前の町政のもとで菅原副議長から前町長に対して提起はしました。即答ではありませんでした。今、河原町長は機会があればと、生の声を聞くということを明言していただきました。素晴らしいことだと思います。支援策については、これも歴代の担当課がかなり苦勞してきました。支援策に結びついていると私は認識しています。ですから今後も同様にとおっしゃいましたが河原町長なりにもっともっとできることはあると私は支援策について求める声もこれあると思います。ですから河原町政の下で、これ欠かすことができません高齢者対策は。その対策一つこれはこれ一部の生の声なんです介護事業所に関わる方の。介護これ介護だけにとどまらないよねと。医療、救急、全てにおいて関わってくる。これ生の声を聞くとそういったこと出てきます事業所の現場から間違える生の声で。その上でこのあと先々どこの事業所も大変な状況になるよねということが基本的にあるというふうに冷静な捉え方をしていらっしゃる関係者もいます。町長がおっしゃったように人口減、少子高齢化、要は病床を持っている、要はベッド数、ベッド数は変わらないけど人口は減っていくと、分母分子に例えてそういった分析をされているというのもこれは生の声なんです。でも人口減になるだろうが、私も含めて年老いていきます。周りの方々も家族も含めて一体全体どうなんだろうね。救急体制が整わないといざ施設に預けても心配だよねと危惧する家族もいらした。それを町外に出ている息子さんや娘さんが父さん母さんうち行きなさいと。少ないかもしれませんが、現に町を離れている町民の方もいらっしゃるわけです。ですからそういったことも含めて町長はつきりおっしゃっていただいたように、ぜひ介護の実態、生の声を聞く会、

ぜひ積極的に設けていただきたいと思います。それと三杉荘に関しては、はっきり明言いただきました。今後も運営していくと。これ旧町時代から働く方々から不安の声出ていたんです。現在もそうなんです。要は私もこの議会の場で一般質問でも取り上げたときを、今のような答えは伺えませんでした。でもはっきり今町長は言っていました。あの一般質問が終わったあとに当時の副町長といたら誰か皆さんわかるんでしょうけど、終わってから私のとこに来たんです。石原さん、私は今後町で運営するって答えてもいいんじゃないですかって言ったんですけどねと。当時の副町長私のとこによってそういったこと言ってました。でも今町長の口から今後もやっていくんだと明言いただきましたので、今の職員の状況、例えば職員不足っていうのはどこの事業所もそうなんです。夜勤のシフト制とか、おそらくそれが職員不足の影響で出るかもしれませんが、それでもそれに合わせて通勤してお年寄りのために仕事として従事してらっしゃる方もいらっしゃるんで、そういった内容も含めてぜひつかんでいただいて、今後も旧町時代から住む瀬棚町、今瀬棚区ですけど、瀬棚町時代から福祉に関して政策を打ってきた事業の一つですからそういったところも引き継ぐという意味でも、ぜひそういったところの内情も含めてぜひ町長自ら調査していただくことは行っていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再質問にお答えいたします。確かに介護の業界事情というのは介護報酬の切下げもあり、また現在待機者もないということで厳しいことは重々承知しております。その中で私も生の声を拾いながら考えていかなければならないと思っておりますので、そこは石原議員と同じ思いと考えております。三杉荘も含め高齢者の生活の場、暮らしの場というものは当町としても大事と考えております。事業者によっては他町からも入居者を引っ張ってきて事業運営している実態も聞いております。また介護度数が低くても特例措置で入れるなど、どうしても介護報酬の減額につながる状態も聞いております。そういったことも含めて私だけでなく担当も含めて、今後の介護状況を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） このあと関連して触れようかと思ったんですけどせっかくだから、他町の事例なんですけどこれ新聞にも報道されました。今金町です。介護に外国人協力隊員これ国の地域おこし協力体制等が緩和されたのか、そこまで詳しくはつかんでないんですが、町がきちんと経費を交付税措置と新聞に出たようにこういった取り組みをしている町もあるんです。もちろん受け入れる側の事業所の考え方はこれ基本的にあります。ですからそういった率直な意見交換もぜひしていただいて、もちろん地域おこし協力隊制度を運用するにあたっては人口減に対する定住が最大の目的であると私は認識していますが、この人手不足ということに関しては、こういった取組をしている事例もこれありますので、そういった観点からも意見交換をする場、副町長も携えて行ってください。元福祉課長ですから十分実情把握してらっしゃると思います。ですから大事な事業の一つですこの介護という事業は。ですからそこを守る形で人口減高齢者対策にまちづくりの観点から取り組んでいただきたいと思います。最後に端的でよろしいのでお答えを

求めて質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。現在、民間介護事業所では活用されています外国人でございますが、隣町の今金で公的にも使われているということで私どものほうもちょっとその辺研究させていただきまして検討してまいりたいと思います。藤谷議員もおっしゃられました多文化共生のまちづくりにも繋がることから研究してみたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の4問目の質問を終わります。

続いて5番目の質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 新規学卒者への就業奨励事業の創設について、雇用奨励補助金とともに、新卒町内就業者に対する新規学卒者への奨励事業の創設を求めます。

町長の見解を示していただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の5問目のご質問にお答えします。

11月28日開催の総務厚生常任委員会において産業担い手育成奨励金制度のご意見をいただき、奨励金制度の全面的な見直しを今年度中に行うこととしており各担当課へ指示をしたところであります。その際には、関連する産業等活性化補助金についても併せて見直しの検討を行いますので、今回石原議員からのご提案の新規学卒者の奨励事業についても総合的に検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 2回目なんです私この種の質問を一般質問の中で取り上げるのは。前回もお伝えしましたが、確かにせたな町は町の担当も当時捉えていたように仕事がない。これ町のほうでこれ捉えていても致し方ない状況なんです。ただその中でこれ仮定の中での話なんですけど、お父さん私この町残りたいんだよね。何の仕事ってことはないんです。残って働きたいんだよねっていう高校3年生のこれは支障がないと思うんですけど、娘がこれお父さんの言葉です。私に突然言ってきたんだよね。そのお父さんの答えは働くところでもなあって、役場職員でも目指すかっていうことを伝えたんです。仕事じゃないんです。いやお父さんって私この町に残りたいさというね親子の会話を実は聞いたあとに、どうしようかな一般質問取り上げようかなって具体策が見当たらない中でのお父さんと立ち話した上で前回この奨励金事業の創設を前回求めたんです。今来年度に向けて検討していただくということです。ぜひ検討というか、実現に向けて奨励金の創設していただきたいと思います。それが他町で暮らしていた子供が何か、役場職員も含めて他町から新卒者として町に雇用される側で来た場合にも該当するようにしていただいて、それがせたな町の取組として発信できる、それに繋がる方策の一つと私は捉えています。財政状況はかなりしつこいようで財政課長マスク越しでまたかよってというおそらく表情されてると思

ますけど、でもこれすごいいい言葉じゃないですか。お父さん私このまち残りたいんだ、働きたいんだと。その子供たち奨励してあげましょうよ、励ましてやりましょうよ。そういったことをできる町長だというふうに期待の声もありますから、それはわかりませんっていうふうに私は率直に申し上げましたけど。でも担当課含めて次年度に向けてぜひ実現に向けた検討を提起させていただきます。これで質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再質問にお答えいたします。お子様方、担い手の皆さんのこの町に残って働きたい、その思いは大変尊く町としてもありがたい言葉でございます。そのためには産業活性化補助金におきましては、まず職場を作ろうということで雇用者に対する支援を考えていきたいと思います、そういう形で創設されたと聞いております。石原議員から今ご提案ありましたが産業担い手育成奨励金のほうも見直しをかけますので、その中で真剣に議論していきたいと考えてます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の5問目の一般質問を終わります。

続いて石原議員の6問目の質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） それでは6問目役場支所の在り方について、大成、瀬棚両支所での区民へのサービスやその対応は職員の配置を含めて衰退させるべきではありません。町長の考えを示してください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは石原議員と6番目の質問にお答えいたします。

町はこれまで行政のスリム化や行政執行の効率化を図るため随時、組織、機構を見直し行政サービスの推進に努めているところであります。組織機構については、効率的、効果的に事務処理ができかつ町民サービスの低下を招かぬよう基本的な体制を維持していくことが重要であり両支所においても同様と考えております。今後においても本庁と支所とが連携を図りながら職員数の推移に合わせた適正な職員配置と時代に即した柔軟かつ合理的な体制を構築してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 今の答弁を聞くと私の曲がった捉え方もかもしれませんが、もっとスリム化を図る、もっと職員減るのかなって捉えてしまうんです今の答弁からね。そこは訂正するなら訂正するなりで再答弁のときにお答えいただければと思うんですけど。基本的な体制っていうのも引っかけります。連携強化、これも言葉上は良いほうに聞こえますけど、でもやはり職員の減少は妨げられないのかなっていうふうにとってしまいました。1例を挙げるのにはちょっとふさわしくないかもしれませんが、先週の8日これ午後11時15分ですか、青森県東方沖を震源とする地震、これ私も寝づいてました。いきなりスマホの地震アラートがなって何が起こったの

かと、慌ててテレビつけたらもう逃げてください、津波が来ます。全然揺れ感じなかったんです。すぐ知り合い何人かに問い合わせたら揺れ感じなかったって。大成の宮野地区、長生園で働いてる方は揺れたというふうに後日確認しましたが、大成揺れなかったんです。私鈍感かと思って確認したんです。そしたら揺れ感じてないわ。北檜山、せたな、隣町の今金まであれ感じなかったのっていうくらい揺れたっていうふうに聞いたんです。私の勝手な判断で、これおそらく注意されてもおかしくない行動、数分経ってから実は車で港に行ってみたんです。津波これ何センチかでも来るのかなと。これ見つかったらまずいよなと思いながら行ったんです。波の状況も把握はしませんでした。ただそのとき車1台、それこそ人っ子1人逢わなかったんです。もしかしたら漁業者駆けつけてないのかなっていうふうに思ったんですけど。ある意味安心しました。ただ大成、動いてるところは動いてるなと思いながら上浦の港もあって、久遠の港行って町中通って支所に向かってみたんです。そしたら車を見る限り、私中には入りませんでした。職員これ駆けつけてるなと。もちろん大成消防署は補助勤務の署員含めて全員集合してたようです。それはあとで確認しました。ですからそういったときにも支所は支所、支所に勤めてる職員だけではなくて本庁勤務の職員も駆けつけていたと聞いています。瀬棚支所もそうでした。本庁もその体制については疑問する点の体制もありましたけど、でもそういったときの対応、あとは休日のときの届出、これ人事交流が始まって何年も経つんですけど、例えば1例を申し上げますと死亡届、閉庁日にどうしても遺族の意向があってこれから届けにいきたいんだよねと問い合わせたら、担当が瀬棚から通勤している職員だったんです。これから向かうんですよねって。ただ届出一つ出すにも担当、たまたま当番職員だったんでしょう瀬棚から駆けつけて40分ぐらいあとにきちんと手続き、届出完了させていただきました。今年、災害、熊です。あれは災害と言ってもいいです。ハンターの不足、箱わなの設置、職員これどうしても出なきゃないんです。残った職員が会計年度、パート職員も含めて窓口の対応もしてきてるんです。ですからいざとなったときかもしれませんけど、今以上減らさないでほしい、どうなんだろうなっていう声、率直にこれ出てるわけじゃないですか。聞くところによると、瀬棚の地区協議会ですか。その中でも去年なのか一昨年なのか、これ以上減らさないでくれっていう率直な意見が出たという情報も私は知り得ました。町長、そもそもなんです。なぜ長寿命化計画を基に建物改修したんですか。疑問する声もあるんです。ですからそういったもろもろ含めて人口は減ってるから地域の住まいしてる人もういなくなるじゃないかと。前町政の下で午前中に申しあげました医療審議会、消防審議会が立ち上がって私ある医療審議会のOBの方と率直に意見交換、何も状況がわからないで電話番号を調べて、ああ来なさい、行ったことがあるんです。10分で済むだろうなと思ったらおおよそ1時間、上がりなさいって。何て言われたかという、大成なんてあと10年もすれば若松に毛の生えたくらいにしかないだろう。だから私の考えは診療所も要らないんだよ。役場支所なんて病院の跡地買ったところあるだろ、あの片隅にプレハブ置けばいいんだっていうのが私の考え方なんです。だけどな私が誕生させた町長、副町長だしな、私実は根回しされたんだっていうとんでもない意見を聞いたことなんです。それは少し路線から外れますけど。でも総合支所が一緒になって地域の住民といろいろ苦情も受けている事例もあります。きちんと面してお年寄りの気遣いをして、時

には窓口からいわれもない文句を言われることもあるんです。でも支所として今のまま、これ以上衰退は私はするべきではないというふうに基本的に考えています。少し事例も含めて長くなりましたけど、支所の在り方、今後も現状を踏まえよく対話をし方向性を示していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 再答弁に入る前に確認なんですが、先ほどのちょっと下りでの私が誕生させた町長、副町長という話は私たちの時代じゃなくて、以前ですよ。ちょっとえっというのがありました。ちょっと動揺しました。申し訳ありません。

それでは再答弁に入らせていただきます。先ほどの地震の話、石原議員もご心配のとおり確かに地震災害あれば駆けつける体制は大事だと思います。そこで防災計画によりまして、もちろん現支所職員もそうですが、在住の職員も駆けつけるという形で計画はとっております。これは瀬棚も同様でございます。死亡届の話でございますが確かに休日は在勤しておりませんが、電話いただければ急行する形はとっております。どうしても死亡届も実際は書き上げるのも時間かかりますので、その時点でも時間はいただきますが、きちんと処理したいということで、そこはこの体制でやらせていただいている次第でございます。また熊については、確かに今年大変出沒しております。熊は支所の職員も含め本庁の職員もほぼ出ずっぱりで対応していたところでございます。支所に限らず本庁も応援して全区を対応するという形、これはハンターさんの協力もなければできないことでございますので、それで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。行政の効率化、効果的に進めていくということは、まず何よりも今申し上げました町民サービスを低下させないように考えながら進めていくことは、これは間違いございません。今、社会情勢もあり、職員数の充足ができていなかったりそういう部分も出てきております。今後も地方交付税の問題、人口問題そういうことも鑑みまして行政改革大綱に基づきまして行政の形、これも検討していかなければならない状態だと私は覚悟しております。もちろんサービスを衰退しないように心がけながらでございますが、いろいろな形を考えていかなければならない。またその提案も私たちはしていかなければならない。そういうことを考えまして現時点では、どういう形でいくかということはまだ申し上げられませんが、協議しながらこのせたな町の形を地域協議会、またそういう類似団体、議会を通しまして協議させていただきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 今の答弁から解すると、職員はこれは減らす考えは基本的にあるんだなというふうにししか私は理解できませんでした。事例を申し上げますと確かに職員の充足不足というのも十分これは認識せざるを得ない状況だと私も捉えていますが、細かい点になりますと選挙の対応、期日前投票、そういった住民サービスも含めてよく協議して良い方向で、私はあえて繰り返し使わせていただきますけど、これ以上衰退をさせていただけないと、その町長の再答弁の中で地域協議会という答えもありましたけど、これ本当に協議する機会にしてください。ずっとやってきたのは決まったことを報告するだけ。議会には地域協議会にも了承いただいた。そうい

うやり方をずっとしてきてるんです。それはもう二度とそういうことはしないでください避けてください。協議するんですから地域のメンバーの方、委員の方からきちんとした意見を集約した形でぜひ本来の協議にするべき姿を保っていただきたいと思います。今申し上げられない、来年度に向けてと、その時また質疑は深めていただきたいと思います。最後に申し上げようと思ったんですが、議会では町長ご存じのとおり政策調査特別委員会立ち上がったんです。それと同時に議会改革特別委員会も設置してあります。ですからそこも理事者町長が都合がつかないとなかなか特別委員会も開催にこぎ着けませんので、せっかくですから政策を調査するせっかくのいい機会ですので、そういった機会のときにまた質疑を深めていきたいと思います。支所の在り方、これ以上の衰退はさせるべきではないと基本的な考えを最後に繰り返し申し上げ質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。先ほどの地域協議会の在り方につきましては私も協議する場とは考えておりますので、その形できちんと協議していきたいと考えております。またあくまでも支所の話は現在はニュートラルな状態でございますので、今後皆様の意見をもう含めて、地域の意見も含めて議論すべきものと考えております。もちろん職場役場内の機構も含めてこの在り方は考えていかねばならないだろうとそのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の6問目の一般質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に続き1番石原議員の一般質問を続けます。石原議員の7問目の質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 町長、私一般質問でこんだけの問数通告したことなかったんです。やっても4問、5問かな。まだまだ3月もやりましょ。

7問目、ふるさと納税について、町の財源確保の手段として更なる対応が必要と考えます。

①業務担当として、地域おこし協力隊員の募集をし、担当職員や受託業務との連携も図り対策チームを作るべきと考えますがいかがですか。

②地域おこし協力隊員の公募にあたっては、4年目以降に役場職員として採用することをビジョンとして示すことも手段の一つであると思いますが、町長の見解を示していただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の7問目のご質問にお答えいたします。

1点目の地域おこし協力隊の募集についてですが、来年度よりふるさと納税や町のPR、地域おこし協力隊のサポートを担うための地域おこし協力隊の募集を検討しており、採用ができればご質問のとおり体制を構築していきたいと考えております。

2点目については、せたな町への応募が増えるよう将来のビジョンを示すことは大変重要と考えておりそうした形での募集を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 今回ふるさと納税についてということで一般質問の通告させていただいて、その中に地域おこし協力隊、隊員の募集に合わせて提起をさせていただきました。②のビジョンとして要は4年目以降です。役場職員として採用しますよというビジョンを示して実際にやられてる自治体もあるんです。ただ中には失敗事例もあるというふうに聞いてますが、でも町の取り組みとしては、これも手段の一つとしてそういった方向で取り入れていただけるということで明快な答弁をいただいたというふうに認識します。その上でこのあと横山議員も前々回ですか、引き続き財政問題で一般質問用意していますが、町の財政大変になっています。大変な状況を引き継いだ河原町長がこのあとどういった手腕を見せるか、これはかなり注目視されているところもありますし、私もどういった政策を打ってくるのかなというふうに議員の立場で考えさせていただいています。これは単純な例かもしれませんが、ふるさと納税の寄附額が多い自治体、これネットで配信されてるんです。その中にベスト10、10位の中で2位、5位に北海道の白糠町、あと5位に別海町、どちらもこれを町の一般会計予算に充当してるのかなというふうに捉えています。このふるさと納税、税収に関してはこういった一般質問がありますよ、私もこういうふうにしますよっていう意見交換というか、した方が今在住している豊富町の事例を挙げて私に連絡をしてくれた方がいらっしゃるんです。今住んでいる豊富町は人口3,500人だと。たまたまこの一般質問に合わせてこういう一般質問されますよっていう情報を送ったときに、私の住んでる豊富町は人口3,500人だと、その方は固定資産税これを道内の状況を調べたようなんです。その3,500人の豊富町が13億円になる見通しなんです。その内容はきちんと私も把握してません。せたな町は約4億で少ないですよ。企業誘致とかもせたな町は難しいですかねっていう率直な意見なんです。本日は9時半まで議長名で9時半に来なさいっていうことだったので9時15分には私役場庁舎に行き、この4億円の金額を確認に税務課によって確認したんです。そしたら確かに約4億なんです。そこで税務課長から石原議員家建ててくださいよってからかわれたんですけど。それはもう返事はできませんでした。ただふるさと納税これ結局、どこの自治体も共通して財源の確保なんです。取り組み方は様々です。チームとして取り組んでいて実績を上げている檜山管内の取り組み方としては事例も昨日問い合わせた檜山管内の自治体と言わせていただきます。そこに関わって大手のこういった業者名言うわけにはいかないですけど、その自治体の方に言わせると大手のそういった業者より写真や特産物の開発、すごく手がける職員が会計年度任用職員としていて、それを機に独立して町から受託も含めて取り組んでいるという話も聞きました。体制としてはやはりチームを作ってるんです。ですから産業振興もそう

です。税収を得るには手段の一つとして投資していくべきだというような提起は午前中の漁業支援について関連して定期をさせていただきましたが、これどこの自治体もそうです。ふるさと納税ふるさと納税と取り組んではいるんですけど、我が町にはまだまだ可能性あると思うんです。町長はご存じのとおりふるさと納税の品目とんでもない数だけあります。これ私も結構早い段階で手に入れたんですけど、中には町長、食べれるかどうかわかりませんが食べるんでしょ。ホッケのいずしからヒラメ、昆布、これ残念ながら1番人気のイクラがサケの不漁で、これからいくととんでもない品目あるんです。まだまだこういった品目になりうるそれこそ農産物、水産物、あとは漁業者、農業者、今でもどこでもあると思うんですけど女性部の存在、これもそれぞれ秘めたアイデアがあると思うんです。こういう野菜を使ってこういう魚を使って、魚なければ何かこういう海産物使つてと、これが今金、せたな町2町連携特産品開発協議会、これ残念ながら解散の形になってますけど、特産品の開発に結びつき、それが道内、道外そこに知れわたってふるさと納税に反映され町の財源の確保の手段に結びつくかなという思いも込めて私は考え方として持っています。財政が苦しい中、おそらく引き継いで財布開けたらおそらく驚いていらっしゃると思うんです。何回も引き合いに出して申し訳ないですけど、後ろに財政課長がこれ以上よって、うちの貯金取り崩してどうやって予算付けたらいいんだよってという頭を悩ませてる今の担当の課長も少しでも、このぐらい財源があれば手だてできるよなっていうような状況になる形でぜひこのふるさと納税確保についてこれは手腕を発揮することだと思いますけど、町長、力強い答弁を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再質問にお答えいたします。ふるさと納税、確かに2位白糖5位の別海、大きく寄附を集めているそういう市町村もあることは存じております。当町たくさん生産者のおかげさまで、いろいろなふるさと納税のアイテム寄せていただいております。それで町のほうもその分寄附額のほうにつながっているというふうに認識しております。確かにいろいろあるのですが、石原議員おっしゃられたとおり実はイクラが1番人気だったところ、今回のサケの不漁で確かに厳しい状況、提供するのも簡単ではない状況ではあるんですけど、そういったものも含めまして新しい特産品のアイデア、これを育てていくことも大事と考えております。これは一次産品単体だけでなく、加工品も含めそういう連携のもと例えば一次産業だけで行う6次産業化という点もありますが、ここは商工業者も交えてそういう形も進めていかねばならない、そういうふうに考えております。女性部の話も出てきましたがまだ10年早ければもっといろいろなものがあつた。みそだとか、例えば大成で私が好きだったタコチーズ、そういったお土産にもいい産品あつたところがございますが、そういったかつてのアイディアも含めそういう特産品を考えていかねばならない。またみんなで考えていかなければならない時代だと思います。もちろん産業団体、商工団体そういったところと協議しながら役場自体で作れるわけではないのですが、議員が最初におっしゃられている地域おこし協力隊等の活用も含め、またそのOBの皆さんとも手を携えてそういう体制を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 町長おっしゃったように商工業者、私は先ほど農協、漁業、女性部というふうに言いましたけど、商工会にも女性部が健在で顔を出してたイベント、あそこでも商工会女性部出展してるんです。去年の大成のイベント、漁業関係者も漁業女性部出店していました。それが何なのかっていうことになると、これ私の個人的な願望ですけど、そこで販売していた食べ物、例えばウニご飯とかもイベントの飲食として販売したんです。それがアイデアの一つ今事例を申し上げるんですけど。結局そういった先ほど町長もこれお調べになって大好きだったタコチーズあれもひやま漁協が率先して取り組んでいたんですけど、民間の業者も引き継いでいたんですけど今の段階では口にすることができないということでもお示しをいただきましたが、それこそそういった各経済団体、産業団体の女性部の方々から意見を聴取するのも、結局は町の活性化、ふるさと納税につながり特産品開発も伴って、せたな町でこういったおいしい食べ物ができるんだと。これも個人的な願望ですけど、そういった取り組みがもしかしたら加工という商売に発展する可能性もこれはゼロではないというふうに夢のような話かもしれませんが、あえて提起させていただきます。ですから今日の町長の答弁聞いていてチームっていうのがよく出てるなっていうふうに思えたんです。それ大事だと思います。ですからこういった今回はふるさと納税についてですけど、チームせたなという言葉も以前に議会の場でありましたけど、こういった取組む様々な意見を聞いて、具体的な例を挙げると、ホヤ町長食べますか、力強く返事しました。ちょっとしたスーパーとかに行くと店頭の水に入ると身が3個ぐらいかな4、5百円なんです。前浜でもホヤ取れるんです。勝手に漁業者に何も確認しないで、勝手な私の捉え方ですけど、ボンベ背負って、潜ってひとつずつ獲るんです。それがイベントで販売されてるんです毎年、去年も売られてました。それって私としては付加価値だと思うんです。ただ丸まま海のパイアアップっていう表す言葉もありますけど、それがほかのスーパーで売られてるように中身として2つ、3つ4、500円でも付加価値、これ漁業者が要は漁業者がボンベ背負って、潜って獲ってるホヤですと。じゃ50円アップできるだろうと、100円アップできるだろうと浅はかな考え方なんですけどそういった捉え方を私はしています。ですから漁業支援と伴ってふるさと納税財源確保いろんな方策がアイデアとして聞ける可能性はこれはかなり高いパーセントであるというふうに私は思います。ですから財源確保、ふるさと納税増収を目指してぜひ率先した取り組みをしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。先ほどホヤの話も出まして、私も大変大事な海産物、これも非常に珍しくきわ出たせる産物だと思っております。このホヤにつきましても、例えばイベント等で水産の役場の担当課も例えば温泉まつりで販売しまして、そこで好評を博してるっていうことも存じておりますので、またそういった形でいかに磨き上げできるか、そういった判断もできるのかなと思います。そこで女性部ではございますが、確かに女性部はいろんな海産物、農産物そういったものを調理してきた実績もありますので、そういった技術、またレシピそういったものの中に今後の特産品に繋がるものもあろうかと思っております。ぜ

ひ石原議員おっしゃられるとおり、女性部、各産業団体女性部にも投げかけましてそういったアイデアや特産品の話、議論をお願いしていきたいと考えております。そういういろんな新しくできていく特産品、そして自ら作っていく特産品がせたなの活力を生み、またそれがふるさと納税にも繋がっていくのかなと考えております。当町の貴重な財源の一つでもあります、そういった形も並行してふるさと納税のほうも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の7問目の一般質問を終わります。

続いて石原議員の8問目の質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） それは8問目です。病児、病後児保育制度について、令和8年度に向け法律に基づき、こども誰でも通園制度の条例制定にあたって11月28日開催の総務厚生常任委員会で説明を受けました。その中で関連した質疑で病児、病後児保育について伺いましたが、要望する声があることの説明をいただきました。なかなかこれは実現は難しいかと捉えましたが、これは河原町長において取り組むべき方向で今後協議をしていただきたいと思いますと考えますが、改めて町長の考え方を伺います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の8問目のご質問にお答えします。

病児、病後児保育についてですが、第3期せたな町子ども・子育て支援事業計画の策定時の保護者へのニーズ調査でも利用意向が増えているサービスであり、共働きの家庭が増えている現状からも必要性のあるサービスと認識しております。このサービスを提供するには、看護師や独立した保育士等の配置及び専用スペースまたは専用施設の確保が必要ですが、現在人材の確保が一番の課題となり実施が現在のところ困難な状況でございます。今後は1つ1つの課題を整理しながら検討を重ねていきたいと考えておりますのでご理解願います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 事前に父兄の方々に意見を聞いてると、そういった声もあるということは常任委員会の中でも率直に説明いただいたんです。私も実は少ない方なんですけど、いやあこれぜひ先々取り入れていただきたいよねっていうような生の声も結構前から聞いていたんです。今町長のほうでこういった声もあると、前向きに検討していただきたいと、かなりの人材確保、スペースのこれは建物ハードの部分になるんですけど、私は基本的にこういった制度、実現するのはこれ願っています。ただ現場の保育士さん、幼稚園教諭そういった方々に負担もかけないようなことが基本的に考えなければならないというふうに捉えています。ですから父兄の方々の意見も集約しながら、もし検討する中で率直な現場の声も直接聞いて将来の町長がおっしゃる未来につなぐまちづくり、これの一つにぜひこの制度も前向きに実現するようなことで検討を重ねていただきたいと思いますけど、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再質問にお答えいたします。確かに私も現場の声を伺いながらいろいろ検討しているところですが、どうしてもこの病児、病後児保育につきましては感染症のお子さんも預からねばなりません。そうなってきますとこども園からスペース、まず独立したスペースを作らなければなりません、これを園内に設けるのか、それとも園外に設けるかそういうのも考えなければなりません。園外に設けると隔離されているのですが、そこに派遣する保育所の問題、これも課題として挙げられております。どうしても病後児保育室に病後児が出たとき行っていただくと、感染症が流行っている時期は行きっ放しになってしまう、そういった問題も生じてきますので人事のサイクルの問題も問題として出てきます。そういったことも含めて現場と丁寧で議論していきたいと思っておりますのでご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 人口減、少子高齢化、要は先々不透明、町長もどっかの機会で発信していましたが、先々消滅する自治体、消滅する可能性のある自治体せたな町も括られています。その中で病児、病後児制度かなり困難だというのは十分認識していますが、せたな町の取り組む特色、これもアピールできる要因の一つになる可能性も十分秘めていると思っております。確かにそのための準備は相当財源もかかることは十分認識していますが、十分そのことも含めて現場の声も聞く、担当の意見も聞く、できるだけ実現に向けて検討を重ねていただきたいと思います。コメントあれば最後答弁を求めて質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり消滅自治体っていうのは私も何としてでも避けなければならない。その思いは議場にいらっしゃる皆様も同じ思いでこういう議論をさせていただいてると私は認識しております。病児、病後児保育、今共働き世帯にとっては大きな問題とは考えております。確かに困難なことはたくさんございますが研究を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で1番、石原広務議員の一般質問を終わります。

次に5番、横山一康議員の質問を許します。

横山議員。

○5番（横山一康君） まず質問に先立ちまして、河原新町長に祝意を述べさせていただきたいと思っております。9月に行われた町長選挙において厳しい選挙戦を勝ち抜き、今そこに座っていただけることおめでとうございます。先日の北海道新聞の特集のところに当選直後の抱負を町長にインタビューしてる場面がありました。町長は、これから勝負だと力強く述べられていました。私もそう思います。私は二元代表制機関の議会の一員として町民から負託された使命を可能な限り発揮し、町民生活の福祉向上のために一生懸命頑張っていきますので、町長もこれからもよろしくお願ひしたいと思っております。

では質問に入らせていただきます。町長の所信表明についてお伺いいたします。去る10月1

4日、第7回臨時会において町長は所信を表明されました。対話と協働、SDGsに基づく未来に続くまちづくりをスローガンに以下4つの目標を掲げました。1つ目が自然、人、歴史、地域の資源を生かしたまちづくり、2つ目が対話と協働による自治のまちづくり、3つ目が郷土を誇り、未来を支える人づくり、4つ目が3区が連携したいつまでも安心して暮らせるまちづくり、この4つの目標を掲げておられます。これを私なりに解釈させていただきました。独りよがりの解釈かもしれませんが。町民や職員との対話を重視して各区にある自然資源や人的資源、伝統を有機的に連携させ産業基盤を強固にする。そしてさらにこれらを次世代を担う教育環境とも連携させ、生涯にわたり安心して暮らしていけるまちづくりを目指していく、このようなことなのかなというふうに思います。この方向性はすばらしいものだと率直に思いました。このような町になるようしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。ただ理想や理念はこのように高く掲げることは非常に大切ですが、第1段階として私は現状認識、現状認識というものをしっかりとすることが大事だというふうに常々考えています。ちょっとここで例を挙げさせていただきますと思います。現状認識の例です。先週、私は檜山北高校の学習成果発表会を参観する機会がありました。教育長も来られておりました。総合的な探究の時間の一環として地域の課題を見つめ、課題解決に向け自分たちに何ができるかを考え、そして実際に行動してみる。授業の成果をお聞きしました。その1例として、せたな町の活性化このようなテーマで1年2年かけて学習した生徒の発表がありました。せたなというのは美しい海が売り物だと。このような問題意識からです。ただその生徒たちは、せたな町には海を利用したイベントが少ない。このように感じたそうです。そのような現状から地域の貴重な資源である海を利用して釣り大会を企画するというものでありました。夏と秋に2回開催して数十人の人が来てくれたと。これたしか新聞か何かでも報道になってたかと思うんです。そういうことをやっていた。またもう一つ、これは人口減少、先ほどから何回も出てきていますが、人口減少や北高の入学生をどうしたら増加させるか、このような課題意識から北高でとれる農産物いろいろあるんですが、そのような農産物を利用したスイーツでこの人口減少ですとか、北高の入学生増加というこのような課題を解決できないかというふうなものがありました。これすごいのは小学生、中学生にしっかりとアンケートをとって、若い世代にどんなスイーツが好まれるかしっかりと調査した中でこのような課題設定をしてるんです。実際にスイーツを企画し、製品化し、地元のお店と連携して販売まで行う。当然SNSでも発信してますし、夏、海にあるお店と連携してますので行かれた方も多いかと思うんですが、そのようなことをやっていました。これほんの1例でまたほかにもたくさんあったんですが、高校生の皆さんが身近な資源、地域の資源を利用して様々な人を結びつけて巻き込んで町の課題にアプローチしていく姿には私は楽しさを感じました。そしてその生徒たち何がすばらしいかったのかなと思ったのが、きちんとしたデータを基にこのような課題設定をしてるんです。データを基に仮説を立てて課題解決、実行までしていくこういうプロセスを高校生たちがしっかりとやってるということに改めて感心して、翻って自分のことを思いながら自分は果たしてそういう姿になってるかなということ反省もしました。課題解決には、まず現状認識っていうのが非常に大切になります。この現状認識を間違ってしまうと課題解決、いくら事業や施策を打っても実態と外

れて課題の解決にはならないとこのようなことを常に頭に私たちは置いておかなければいけないと考えております。そこで町長にご質問したいと思います。

まず1点目、町長はこの町の現状認識、そして課題をどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

次に町長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。対話と協働SDGsに基づき未来に続くまちづくりを目指すとしてスローガンを掲げていますが、どのようなせたな町を目指すのか。わかりやすくお伝えください。また対話と協働をどのように実行するのか伺います。さらに対話と協働を実行するには情報をしっかり提供しないと対等な対話にはなりません。町長の情報公開の考え方、姿勢についてここも伺っておきたいと思います。また町民や職員、そして議会との向き合い方についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

3点目、町長は先ほど私言った4つの目標の下により具体的な6点の施策の方針を述べられておりますが、限られた財源や職員体制の中では制約があります。どの施策を早急に取り組むのか伺います。併せてその施策を優先する理由もお伺いしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） まず横山議員の質問にお答えする前に祝意誠にありがとうございます。ともに二元代表制の両輪としてこのまちづくりと一緒にやっていただけるということで、私もその気持ちに応えながら、それは皆さんも共通だと思いますが努めてまいりたいと思います。

それでは横山議員の1問目の質問にお答えいたします。高校生の先ほどの課題解決から、またそれに対する調査、そして実行そういったことも大変、私としても負けてられないという部分はありますが、私として今、述べさせていただきますのが、3町合併から20年が過ぎ、議員皆さま並びに町民のみなさまのご理解により様々な課題や問題に取り組みられ、皆さまが町を築き上げてこられてきたことに対し改めて深く感謝を申し上げます。二代目せたな町長として所信表明で申し上げたように、町民の幸せを第一に考え未来へ続くまちづくりを進めてまいりたいと考えております。そこでご質問の町の課題や現状認識についてであります。1つ目としまして少子高齢化の進行と若年世代の町外への流出が顕著であります。若年層の流出を止めるためには、地域資源を活用した産業の発展、子育て、教育の推進、観光、交流、移住人口増加の支援など地域に住み続けられる環境を整える施策が不可欠であると考えております。

2つ目としまして地域産業の振興であります。農漁業、商工観光業の振興は高齢化や人材不足、海洋環境の変化や資源不足、ICTの遅れ、観光資源の磨き上げなど各産業によって多岐にわたって課題があります。その課題解決に向け各種事業を展開しておりますが、更なる地域資源を活用した産業の発展に向け取り組んでいかなければならないと考えております。

3つ目として町民の暮らしを支える基盤整備の推進であります。町民の足を支えるバス網の整備や医療体制の保持、医療、救急、福祉、介護の連携など町民が安心して暮らすことのできる施策を構築しなければならないと思っております。

2点目の私の政治姿勢についてでございますが、私は、まちづくりは行政だけが牽引するもの

ではなく、町民のみなさまや関係機関、団体等とともに創り上げていくべきものと考えております。そのためには町民のみなさまと、これまで以上に対話やコミュニケーションを図り、課題や要望の吸い上げを行いながら町民のみなさまと築き上げる協働の姿勢をもって、まちづくりを進めてまいりたいと思っております。行政の情報公開については、積極的に町の情報、取り組みを発信し、行政の施策の透明性を高め町民がまちづくりに関心をもっていただけるように進めてまいります。その上で町民が参加できる環境を整えるとともに、町民、議会との協働を通じて町政の推進を共に創り上げてまいりたいと考えております。

3点目の優先的に行う施策についてのご質問でございますが、私の所信表明において各分野の施策についてお示しさせていただきました。私としてはすぐに実行させたい施策も多々ありますが、現在、来年度の予算編成を行っているところであり引き続き継承していかなければならない事業もありますので、財政状況も勘案し優先順位を決め施策を展開してまいりたいと考えております。その中で優先する施策については、産業の振興、交通網の整備、医師確保を含む医療体制の構築、教育支援の充実について進めてまいりたいと考えております。なお教育支援の充実については学校施設整備を図るため、各小学校の遊具を整備するための補正予算を前倒しして本定例会に提案させていただきました。春先から児童が安心して使用できるよう環境整備に取り組もうとしているところであります。いずれにいたしましても限られた財源の中ではありますが、対話と協働による未来に続くまちづくりを目指し町政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） ただいま答弁いただきました。非常にきれいな答弁だなというふうな印象を受けました。まだ河原町長の政治姿勢このようなものは役場だけが頑張るんじゃないんだと。先ほどから出てますようにチームせたな、皆で一生懸命せたなを支えていきましょと、このような政治性ってのは非常に共鳴できるところなんですけど、各施策のところになるとあってる部分もあるけど、ちょっと私と違う現状認識があるなというふうに思いましたのでそこについては少し深めていきたいと思えます。町長現状認識のところ、最初に少子高齢化、若年層の流出というようなことをおっしゃってました。それは私と全く一致するところなんです。そこが私は今この町が抱える1番根っこにある問題だなというふうに常々思ってるんです。これ今始まったことじゃないんです。もう合併する前からずっと皆さんは薄々感じてたんでしょけど、今これだけ人口が急激に減った中でいよいよこれが顕在化してきた。そこで私たちはさあどうするんだということで今いろいろ悩んでるんですけど、これ教育の問題しかり、医療の問題しかり、交通の問題しかり、町長2点目で挙げられた産業の問題しかり、全てベースには人口減少というもの、これが横たわっているんです。そういうふうに私は現状認識してるんです。だから町長にはこの人口減少に真っ向から向き合うこのような姿勢をやっぱり今しっかり持っていただきたいと思うんです。これほかの町のことを言うのもあんまりよくないかなと思うんですけど。令和5年6月28日、函館市の大泉市長が就任した際の執行方針の中です。喫緊の課題、喫緊の課題ということで人口減少への対応、これを骨太で出してるんです。これをする人口減少への対応、これに総

力を挙げて取り組む、自ら人口減少対策本部これを立ち上げて本部長になる。こういう腰の入れようなんです。本腰を入れる。これくらいやらないとなかなかこの問題に関しては解決しない。全て今言った医療ですとか、教育、子育て、産業基盤このようなものの根っこをまずどうするかということを考えないと、これいつまでたっても上だけを改革しようとしてもなかなかその根っこを治療しない限り厳しいこういうふうには私は認識してるんです。だから人口減少対策っていうものをしっかりと今就任されたばかりなんですから考えていただきたいと思います。所信表明読んでみましても人口減少対策というのは、総論のところでは少子高齢化による人口減、人手不足というふうにはあるんですけど、これについての骨太の方針というのがなかなか見えてこないの、そこについてはしっかりと今後考えていっていただきたい。人口ビジョンですとか、デジタル田園都市国家構想総合戦略こういうものはあるんですけど、それをもう一度しっかりと見直して人口減少対策どうするかというようなことを向き合っていただきたいなと思うんですが、これについていかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再質問にお答えいたします。確かに当町の大きな課題として人口問題があります。逆に私は人口問題を解決するためにまずこの今4つ挙げさせていただいたところなんです。産業の振興で仕事場を作り、交通網の整備で弱者の移動を進め、医師確保によりこの町に安心して住み続けられる。そして何よりも次世代を作り上げるということで教育の支援、そういったサイクルで私は考えております。確かに人口対策として骨太ということでしっかり掲げていく、これは大事なことと思っておりますので、その点も含めてせたま町の施策進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 再々質問させていただきます。そのとおりだと思います。町長が出しているこの施策というのは、人口減少問題を解決するためにやっていくというようなことで当然出してるはずなんです。ただ現状を見ても一向に解決しないんです。というよりか逆に悪化しているというように捉えなきゃいけないんです。私は人口減少がこれはもうこの国自体の傾向ですので、これをせたま町単独の力でどうにかできるものではないという認識も当然持ってます。ただそうなってくると人口減少問題に対してどういうふうなアプローチが必要か。だからもう少し今スマートシュリンクっていうこういう賢く縮むっていうこういう概念も出てるのご存じだと思うんですけど、どれくらいの町にしていくんだ。減っていくのは全て悪ではないと思うんです。これ自然に減っていくことなんで、ある程度止めなきゃいけないと思うんですけど、でもどの規模を私たちは目指すのかっていうものをきちんと目標を設定して、それに伴い緩やかに縮んでいく、町民に余り迷惑をかけないように縮んでいくこのような考え方もしっかりと研究していただきたいと思うんです。先ほど言った6つの施策っていうのは、それは人口減少対策になってると思うんですけど、ただ先ほど大泉市長の例も出しましたけど、やはりせたま町っていうのはなかなかその施策が各課バラバラと言ったら語弊があるかもしれないんですけど、横断的に繋がって

いかないというか、しっかりとその事業、施策に横串を入れるこれが私人口減少対策本部、仮称ですけど、そういうようなものであって、町長がきちっとしたリーダーシップ、危機意識を持って、こういうビジョンを描いていくんだよ、描いてるんだからこれに従ってくれという、そういうようなやっぱりきちっとした司令塔を持たないと、この問題は各課ばらばらにやっていたんではなかなか難しい問題だと思いますから、そこについては少しギアを上げた対応というのは、お願いしたいなと思います。ちょっとこの所信表明の中ではその辺りが私、読み取れなかったので、そこをもう一度しっかり答弁していただきたいと思います。あともう1点、情報公開についてですけど、ここも町長初めて私たち今こう対じるわけですから、前の調整の中では、町長もそちらが課長席に座っていらしたのでどういうやりとりがあったっていうことはわかってるかと思うんですけど。やはり情報、公文書というものは、これ町側だけのものじゃないんです。町民全員のものだとかこういう認識でいていただきたいと思うんです。その認識についても今しっかりお聞きしておきたいと思うんです。情報というのは町側だけの問題じゃない。町民全員のものこのような認識を持っておられるかどうかということをお答えください。その流れでしっかりとやはり情報公開というものは、特に議会側から要請があったものについては、しっかりと出していただいて質疑が滞ることなく進んでいくような姿勢でいていただきたいと思います。町長と私たちの姿勢、議会に向き合う姿勢これに対してもどういう姿勢かってのは先ほどの答弁とちょっと見えなかったんでどういうように関わってくるか、いやもっともっと議員の皆さんたち議会としっかりと意見交換しながら町政を進めていくのか、それとも決められた情報だけ出していくのか。いろいろなやり方があると思うんですけどその辺りもう少し具体的にお話ししていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再々質問にお答えいたします。人口問題、大きな問題と考えております。確かに年々減っておりまして高齢化率は上がっていくと言いながらも、むしろ高齢者の減少のほうに激しいそういった現状も、ちょっと私としても感じているところでございます。その中でスマートシュリンクの話、これも大変大事な考え方で、人口を確かに爆発的に増やすということはこれは簡単な話ではありません。ただ人口の減少をいかに抑えつつ発展させていくか、その考え方は胸に考えておりますので、そのことも含めまちづくりにあたっていきたくて考えております。その中で横山議員ご指摘なされたとおり各課施策を考えて実行してきているところで、横断的な形もとれるように工夫してきたところではありますが、さらにそこは横断的に考えられるような仕組みを考えていかなければならないと思います。そのためには横断的な施策につきましては、やはりプロジェクトチーム等、課をまたがって進めていかねばならないことも出てくると思いますので、それにつきましては例えば担い手奨励金の審査なんかは横断的にはやっておりますが、そういったことも含めましてそう考えていきたくて思っております。また情報の考え方でございますが、当然まだ単純なアイデア程度の話ではとてもお披露目することができないものも当然ありますが、情報については、情報公開できるものにつきましてははしていきたい、そ

う考えております。もちろん個人情報の考え方としましてできないものもございますが、そういったもの以外にできるものは、できるだけ議論のできるようにしていきたいとは考えております。いずれにしても議会との向き合い方ということでございますが、私はいろいろ議論をさせていただく場とは考えております。二元代表制でございますので執行側に任されてる業務もありますが、皆さんと話し合い、協議しながら進めなければならない。もちろん条例制定も含めてですが、等ございます。その部分は整理しながら私は議会の皆さんと向き合っていきたい。この町の未来に向けて進めていきたいそう考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で横山一康議員の1問目の質問を終わります。

ここで3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。5番、横山一康議員の2問目の質問を許します。

横山議員。

○5番（横山一康君） 続いて2問目の質問に移らせていただきます。今後の行財政運営について町長にお伺いいたします。町では財政課が予算編成方針を毎年作成し新年度の予算ポイントを各課に通知しています。毎年、私もこの時期読ませていただいておりますが、今年の全文は例年と少し違ったトーンで財政状況について述べられていました。財政方針を引用させていただきます。実質単年度収支の部分です。実質単年度収支は2億1,176万円の赤字となり財政調整基金を取り崩して財政運営をしている状況で、この状況は8年連続となった。もう少し下のほういきます。令和7年度一般会計予算編成において財政調整基金5億1,035万円を含めて基金で11億8,187万円、備荒資金1億円、計12億8,273万円を補填し予算編成をしたところである。この状況が続くと基金の残高が枯渇し予算編成に支障が生じることが想定される。このように財政課から出された予算編成方針には書いてあります。このように述べ財政の緊迫度がこれまでになく具体的に述べられていると思います。これまででも財政状況は厳しいこのようなことは常に書いてあったんですが、今回はこのように数字を述べて各課に財政が逼迫してるよということをお伝えしていたのではないかと思います。私は以前から財政にはかなり危機感を抱いていましたので、今年の3月の定例会において今日と同じような一般質問をさせていただきました。その際、私は町の財政は財政危機の一步手前にいる段階であるとしこのような認識を前町長にお伝えさせていただきました。また令和3年に策定された財政計画これを私は総務厚生常任委員会で説明を受けました。その際に当時の財政課長の言葉です。せたな町の財政は家計で言えば支出が収入を上回り貯金を取り崩しながら生活している状況にある。このようにも当時の財政課長は述べています。これ令和3年のことです。このようなことも私は引き合いに出し財政状況を前町長に説

明し、財政健全化計画これは仮称ですけど、財政健全化計画を立てる必要性があることを訴えましたが、前町長とは厳しい財政状況は共有できましたが、財政健全化計画についての明確なご答弁はいただけませんでした。このようなことを踏まえて河原町長にお伺いいたします。

まず1点目、河原町長の財政状況の認識をお伺いいたします。

次に計画的な財政運営について伺います。令和3年に策定した財政計画が進行中ですが、計画と大きく変更した点を伺います。また前町長は令和7年度に計画の再検証と見直しをすると3月の定例会にて答弁されていますが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

3点目です。前町長は行政改革大綱の推進について自らがリーダーシップをとっていく、このようにご答弁されておりますが、河原町長は行政改革推進にどうお考えになっているか、この点も合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは横山議員の第2問目の質問にお答えいたします。

まず当町の財政状況であります。近年、財政調整基金は取崩し額が積立額を上回っており、取崩しによって資金をやり繰りしている状況であり実質単年度収支の赤字が続いております。令和7年度当初予算では財源不足のため約5億円を取り崩し、年度末残高は約9億円を見込んでいことから今後、洋上風力発電施設の除却など大型事業を控えた中において予算編成時の柔軟性と持続性を確保できなくなると危惧しております。

続きまして2点目のご質問についてお答えします。せたな町財政計画は持続可能な行財政運営を進めるための指針として令和3年3月に策定し、計画期間を令和3年から令和12年度までの10年間としております。計画から大きく変更された点ではありますが、第1回定例会の横山議員の一般質問で答弁したとおり、計画策定時には見込んでいなかった事業の追加や昨今の物価高騰などの影響もありまして事業費を計画どおりに縮減できていないところでございます。特に他会計への繰出金の増加や公共施設の老朽化等による投資的経費の増加などが大きな要因と考えております。これらを踏まえ計画期間の前期最終年度にあたる令和7年度中に計画内容の再検証を行い現状に即した内容に見直しを進めているところであります。今後令和8年度当初予算案が固まりましたらそれらを反映しました将来推計を立てる予定でございます。

3点目のご質問にお答えします。現在の第3次行政改革大綱については令和5年度から令和9年度までの計画期間となっております。その推進体制については担当部署ごとに随時取り組まれているものと思っております。しかしその成果の検証や横断的に評価検討する具体的な組織がないことからそうした組織等を立ち上げることが必要と考えているところです。当然、第4次計画の策定に向けては、そうした課題解決と計画推進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再質問させていただきます。私、質問通告の中で財政健全化計画、仮称ですけど、これについては伝えてなかったからお答えなかったのかなと思うんですけど、もしそのような財政健全化計画っていうか、財政計画だけじゃなくてももう少し健全化していく計

画っていうものを立てるつもりがあるのかどうなのか、そこ次お答えいただければと思います。財政健全化計画のようなものです。そこ忘れないでお願いしたいと思います。今、財政計画ですとか見直していると言っておりますし、行政改革大綱についても各担当部署で見直しているというふうなことをおっしゃいました。であればここでお聞きしておきたいんですけど、立派な財政計画もありますし、行政改革大綱これ第3次です。もう新町始まってからすぐ作って途中1回途切れたときがあったんですけど、5年おきに大体作ってます。このようなものをかなりきちんできてるんです。私今日持ってきてます。町長は持ってらっしゃいますか今持ってらっしゃらないですか。持ってらしたらページ開いてほしいんですけど、行政改革大綱の3ページ、4ページです。これせたな町の課題ということでしっかりと打ち出してるんです。これ発行されたのは令和5年4月です。これ人口減少、少子高齢化社会構造の変化というのがまず第1番に挙げてあります。次に公共施設等の速やかな統廃合このようなことも打ち出されています。3番目、職員の定員適正化と資質の向上、4番目はデジタル社会への対応、5番目は財政の健全化このような課題、意識、現状分析、当時の総務課が作ってるんですか。総務課中心に作ったと思うんですけど、しっかりと認識してるんです。ただこれ認識していながらなかなか今言った課題、人口減少とかなかなか難しいと思うんですけど、公共施設の速やかな統廃合、財政の健全化、このような問題なかなか解決しない現状があると思うんです。これ何でこういう立派な計画を作っているのになかなかこの町はよくなっていかないのか、率直に私わかんないんです。ほかにもたくさん計画あると思うんですけど。いろんな計画でいい理念、理想を描いていますが、現状分析もしっかりやっているんですがなかなかこの町の課題が解決に至らない。このような現現状について河原町長はどういうふうな認識を持っているのか、ここをしっかりと聞きしておきたいと思います。これ前こういう質問をしたときに前の町長は、事務事業調整会議、政策調整会議それでしっかり検証し見直ししていると、P D C Aサイクルもしっかり回っているとこのようにご答弁されてるんです。これP D C Aサイクル回せば課題が明確になって改善されて、次にはさらによくなっていったこの課題は少しでも解決に向かっていくはずなんですけど、常に厳しい状況がよくなる。こういうような状況、非常に私はもどかしく思います。私たち議員12人いろいろ町に提案させていただいております。今日何かちょっと流れが変わったかなと思うのは、わりと議員のいろいろな提案に新町長は前向きにお答えいただいてもものすごい前向きな答弁が出てるなというふうに思ってますんで、そこについては少し改善してきてるのかなと思うんですけど。ただやっぱり私が先ほどから言っていますようにこの町の状況がなかなかよくなる。こういう立派な計画があるのになかなかよくなる。このような原因はどういうところにあるのか、町長はご認識しておられるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは横山議員の再質問にお答えいたします。まず財政健全化計画についてのお話でございますが、これにつきましては近年の実質単年度収支、各種基金残高の状況から財政計画の見直しによる将来推計では確かに非常に厳しい財政運営になると予想しております。そのため持続的な財政運営を行うために今まで以上にスピード感を上げて行政改革を実行し

なければならぬそのように考えております。今後は見直し後の財政計画の将来推計を検証しまして状況に即して財政健全化策を検討してまいりたい、まずはそういう形で取組たいと思います。

続きまして行政改革大綱につきましてですが、このせたな町の課題につきましては、この行政改革大綱を作ったときからのずっとの課題でございます。その都度、各担当課でそれを受けてそれに向けて進めてまいりましたところではございますが、各担当課ではもう収まらない横断的な課題も増えてきていると考えます。そこで横山議員おっしゃるとおり横断的な取り組みも必要とそのとおり考えております。今後はそういったプロジェクトチーム、共通の課題を持ったプロジェクトチーム、柔軟にプロジェクトチームを作っていくとか、先ほども福嶋議員の答弁でも申し上げましたとおり職階会議に下していろんな課題を考えていく、そういったいろんな議論を駆使しながら考えてまいりたいと考えてます。確かにこの行革大綱の一つ一つは大きい目標であり、また重い目標でございます。これについても真剣に向き合って進めていかねばならないと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） ある程度前向きな答弁いただけたと思います。これ今ここで聞いている職員の方もそうですし、多分ほかの職員の方も中継を見ながら執務を取ってると思うんですけど、横山またいらんこと言って仕事増やしてるんじゃないかなというふうに思われるとちょっと恐縮なんですけど。これ私このようなせたな町のような小さな町っていうのは、やっぱり役場機構というのがものすごい大事な司令塔だと思うんです。この方々がやっぱり一生懸命、今もやってらっしゃると思うんですけど、この方々が一生懸命なってくれるような役場組織風土も作っていかなくちゃいけないですし、議会もそれをしっかり後押しではないですけど、議会は議決機関ですからしっかりチェックするところはチェックさせていただきますけど、そこに関しても一丸となってこの町の福祉向上、町民の幸せのために頑張っていきたいと思っておりますので、多少ちょっとパワーハラにならなくちゃいいなって思いながら私も今しゃべらせていただいているんですけど、そういうような思いで決して無理をさせるという意味ではないんで、町民のためにできる限りの力を皆で振り絞っていきこう、先ほどからチームせたなというふうなキーワードも出てますので、そこはしっかり町民と職員と議会と連携しながらやっていきたいというふうに思っています。健全化計画については、財政計画を見直した中で将来推計を作って、それを見て判断するということでもありますので、その手続きしっかり取っていただいて財政健全化計画もし必要であればしっかり立てていただきたいと思います。そして私難しいことをやれって言うことは微塵も思っていないんです。行政改革大綱これ大綱のあとに行政改革、推進計画っていう毎年度の計画も後ろにきちんと付いてるんです。40数項目かなりの項目数出されているんで、これをやっぱり一度丁寧に行っていただくことによってまた見えてくると思っておりますので、何も新しいものをやらなければいけないということではなくて、今あるものをもう一度しっかりと見つめ直すっていうそのようなことをやっていただければと思います。そして町長が横断的にやらなくちゃいけないというふうなこともおっしゃってますので、そこは高橋前町長は私がトップになってこれを推進するというふうに答弁されてますので河原町長もそこについてそのような形でやっていただ

けるのかどうなのか、そこを最後確認して私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再々質問にお答えいたします。確かにまずせたな町の課題として人口減少、少子高齢化の社会構造の変化、公共施設等の速やかな統廃合、職員の定員適正化と資質の向上、デジタル社会への対応、財政の健全化大項目がありまして、その中にそれを進めていく中での推進計画があると考えております。一つ一つ大きな課題だと思っております。例えば職員の働き方改革も含めて可能なデジタル化を進めていかなければならない。また公共施設についても行政改革大綱の中で議論を進めていかなければならない。職員の定員については今実際は目標よりも達成してる状態にはなっておりますが、こういった大項目についてこの推進計画にもありますとおりプロジェクトチームを作って検討していくということも書いております。そこで検討したり検証したりそういうこともやっていくと書いております。そういったことは進めていかなければなりません。もちろん今横山議員がおっしゃられたとおり、これにつきましては確かに私がリーダーシップとってやっていかなければならない課題だと思っております。これによってせたな町の行財政改革を進めることによってまた新たな事業を遂行していく、そういう流れにしていかなければならないと考えております。そういう形で行財政改革を進めていきたいと考えておりますのでご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で5番、横山一康議員の質問を終わります。

続いて10番、大湯圓郷議員の質問を許します。

大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） 河原町長初めて質問させていただきます。私は1問しかございません。早くおわりますので。物価高騰対策について、国では物価高騰対策メニューの1つとして国民にお米券を配布する案をテレビで目にしましたが、お米券を配布しないとする方針を打ち出した自治体も見受けられます。せたな町としてどのような対策を講じる予定であるのか町長の所見を伺います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 大湯議員のご質問にお答えします。

強い経済を実現する総合経済対策が令和7年11月21日閣議決定されました。物価高騰の影響を受けた生活者や事業者には地方自治体において、地域の実情にあった的確な支援が行われるよう重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところです。当町の産業体系を考えたとき町民にお米券を配布するという形は効果的ではないと私どもは判断しているところであります。現在、国からの詳細な制度設計や配分額等は示されておりませんが、今示されている10項目の推奨事業メニューが提示されておりますので各課へ事業の検討を行うよう周知したところであり、的確な支援が行えるよう対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） ただいま町長からまだ詳細は国から出てませんということでございます。そのうち出てくると思いますが、我が町も3区それぞれ商店街は疲弊しております。それでできるのであれば国からお金が来たときには、この町内でお金を使っただけのような方法を目指してリーダーシップを町長取っていただければいいかなと私は思っています。それは方法とすれば一つ商工会でいつもやっております町内で商品券です。それは町内の商工会員が使ってる経験はあります。そうするとほとんど町外に出てくるようなお金がなくなるのでこの町に対してお金が回ってくれるからいいんじゃないかと思っております。ということで思ってますけど町長いかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 大湯議員の再質問にお答えいたします。メニューのうち食料品の物価高騰に対する特別加算というものがございます。その中で大湯委員おっしゃるとおり地域の経済が回るような仕組みで物価高騰支援を考えていきたいと考えております。おっしゃったとおり地域内で使える振興券、そういったものの活用も考えておりますのでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で10番、大湯圓郷議員の一般質問を終わります。

続いて11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長にお尋ねをいたします。大湯議員は1問ですか、私は全部で13問です。5期20年間にわたる高橋町政の総括に関する所見について町長に見解を求めます。

①5期20年間にわたる高橋町政について総括的所見を伺います。

②継承発展すべき政策は何でしょうか。

③是正し、改革すべき政策は何でしょうか、お答えいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の第1問目のご質問にお答えいたします。

3町合併から20年間、前高橋町長におかれましては合併直後の財政非常事態から財政の健全化に取り組み、持続可能な発展を目指して様々な施策を推進されてこられました。特に子育て支援や産業振興による地域経済の活性化、福祉施策の充実、教育環境の整備など多岐にわたる分野で成果をあげられ2代目町長として心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

2点目と3点目の質問に併せてお答えいたします。町の政策は、町民福祉の向上、産業の振興など町民サービスの向上に重要な政策について推進し議会の了承を得て展開しております。前町長が取り組まれてきた政策については今のところ継承していく考えであります。私が掲げている政策もございますので財政状況を見ながら優先順位とバランスを考え、町政の推進を図ってまいります。引き継ぐ政策については随時、成果の検証を行いながら議会とも協議を重ね進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それがこの質問に対する答弁ですか。しょっぱなからやり合うつもりはありませんけども、通告をしてるんですから通告の趣旨に添った答弁をしていただけませんか。一般質問に対する誠意のある答弁ということにならないんじゃないですか。もうこれは私ははっきり言いまして想定外の答弁です。もう再質問に入る予定でいたんですが、ちょっとよくないです。再質問に入れませんか。特に②継承発展すべき政策は何か、一つも答えてないんです。③の是正し改革すべき政策は何か、これも答えてないんです。丸めて総括的に右か左か何物かわからんようなそういう誠意のない答弁を私は頂戴しようと思ってませんでした。事前に通告してあるんですから少なくとも箇条的にまとめて町民の皆さんにわかりやすく答弁する責任はあるんじゃないですか。私はこういう答弁は想定していなかったんですが、したがってこういう質問を再質問、再質問というのか最初の質問の補充というのかこれも想定外です。ちょっと真面目にやってもらえませんか町長。

○議長（平澤 等君） 時間どのぐらいですか。10分、答弁調整のため20分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時20分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原義幸議員の1回目の答弁の補足として再度、河原町長に答弁していただきます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） もうその前にもう一遍私申し上げておきますが、質問通告は12月9日にしているんです6日前に。通告の内容は明瞭なんです。もう一遍申し上げておきます。補足の答弁もらう前に。5期20年間にわたる高橋調整について総括的所見を伺うと、これは総括的所見だから①はいいです。ところが問題は②と③なんです。継承すべき政策は何かと。どんな政策は継承すべきだと考えているんだと政策を聞いてるんです私。質問通告政策は何かってことなんですから。何も答えなかったんでしょ先ほど。だから再質問に入りようがないんです。同様に③是正し改革すべき政策は何かと。どういう政策は是正し改革しなきゃいけないと思ってるんですかと。その政策の具体性を伺ってるんです。何も答えてないでしょう。新町長に前の高橋町長のような漠然とした質問の趣旨から全く外れた答弁はしてもらいたくないと思います。今日そういうことを申し上げようと思って質問に臨んだんじゃないんです。おめでたいデビュー戦だからいい形で今日中に終わればいいなという気持ちで臨んでるんです。前に進まないじゃありませんかこれじゃ。そういうことも踏まえてもう一遍、最初の質問に対する答弁の補充としてきちんと通告に沿ったお答えを頂戴したいと思います。

議長、以上であります。

○議長（平澤 等君） 議長から改めて申し上げます。1回目の菅原議員の質問に対する答弁の

補足ということで河原町長に答弁をしていただきます。

よろしいですか河原町長。河原町長に申し上げます。1回目の質問の補足なので答弁席でお願いします。

河原町長。

○町長（河原泰平君） 1回目の2点目と3点目の質問にお答えさせていただきます。まず先ほど具体的に述べられなかったこと誠に申し訳ございません。答弁、全体の形で答弁させていただきたいと思ったところがございますが、質問の趣旨を酌み取れずにそこはお詫び申し上げたいと思います。②の継承発展すべき政策でございますが、これは私のほうも考えておる政策でございますが、子育て支援や産業振興、医療問題、教育問題そういったところが大事な問題だと考えております。例えば現在継続しております住宅リフォーム事業や再エネ推進に関わる事業、また農業におきましては土地改良事業等、また水産におきましてはウニ資源増殖事業並びに水産物生産向上事業補助金、また生活関連におきましては道営農村整備事業、営農飲雑用水施設整備、また教育におきましてはICT化の継続、そういった形のもの代表的なものとして述べさせていただきましたが、そういった継続しているものでやはりこれは続けていかなければならないと考えているものを挙げさせていただきたいと思います。また③是正し改革すべき政策は何かという質問でございますが、是正という言い方というよりも発展的に見直したいと考えているのが、前段でも申し上げましたが例えば担い手育成奨励金事業、産業等活性化事業これについて見直しを図って担い手対策をさらに改革すべきということで考えております。代表的なものではございますが、以上、私が考えております高橋町政からの継承、また見直して発展させなければいけない事業ということで述べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁を頂戴しました。率直な感想を申し上げますが6日間にわたって調整していただいた答弁内容としては極めて不満足であります。突っ込み不足といいますか、全体として付け焼き刃的だと思います。今日はそれ以上申し上げません。これは今後、政策調査特別委員会もございますし、3月定例議会、予算委員会等々もございましてさらにこれらを踏まえて質問を継続発展させていきたいというふうに思っております。

それで再質問として申し上げたいことが1点ございます。20年間にわたる総括というのはまだできていないんです。それは河原町長としてできていないという狭い意味ではございません。我が町として20年間の大きな節目にあたっての総合的な総括活動をきちんとやるべきなんです。これができていないんです。ただ議会側でもその点の提起は不十分でありました。それで総括に関わる方法として一つ提案しておきたいと思うんですが、各課ごとに、各課ごとに申し上げますと行政の全分野にわたってということと同義語になりますが、20年前の出発点における基礎数値、その後5年後、10年後、そして20年後の今日いうくりに分けて統計数字を総合的に一度出してみたいと思うんです。これはあらゆる分野にわたって網羅する統計資料になると思います。その資料の作成を河原町長にぜひ取り組むように提起をしたいと思います。それは

我が町の20年間にわたる総括を行う上での基礎データ、基礎資料になりうるものであり、そうした資料を抜きに科学的な総合的な確かな総括はできないものというふうに思いますので、この点について取り組んでいくお考えがあるかどうか再質問の中でお尋ねをしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。まず統計数値ということでしょうか。数値の集め方、調べ方どのような数値を持って検証していくかということもございまして、その中身については検討させていただきたいと思います。そういう形を踏まえて20年間の総括資料というものを検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問ということにしたいと思います。町長、提起してる中身は単純明瞭なんです。各課におけるあらゆる数値っていうふうに申し上げました。つまり財政から産業から教育からいろんな分野、福祉の分野もあるでしょうし、民生関係もあるでしょうし、各課が所有する基礎データ、基礎数値これを20年前、15年前、10年前、5年前、現在というふうに5年区切りで集約をしていただければ行政情報としても行政財産として非常に有効な高度な価値を持った統計資料になると思います。そういうものをきちんと具備した上で総合的、科学的に突っ込んだ総括が可能になるというふうに思いますので、その基礎資料をぜひ具備してほしいという提起をしてるんです。中身についてはこれはありとあらゆるとなると文字どおり無限大というふうになりますけれども、そこは今後の我が町の発展にとって必要なものというのはおのずと取捨選択できると思いますから、それぞれの課の判断によって有効かつ今後役に立つ立派な統計資料を作るべきではないのかということ提起してるわけです。これ相当本腰を入れて外部業者に委託する必要ありませんから。これは町長がおっしゃるようにせたなチーム一丸となって河原総監督の下でぜひ簡単な仕事ではないと思いますが具備していただきたいということを再々質問として申し上げておきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再々質問にお答えさせていただきます。ちょっと総監督ということに大変重みを感じます。統計資料につきましてはもちろん集められるもの、集められるものとありますので、どうしても20年間ということでないものというか、電子データになってないものはどうしても拾えないものでございます。そういったことも勘案しまして内部でどういったものがこの町の歩みとして浮き上がらせられるか。各分野必要なデータを検討して整理させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の1問目の質問を終わります。

続いて2問目の質問をお願いいたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2問目に入る前にちょっと昔話を一つだけさせてください。13問って言ったらすごい多いぞという声がちょっと耳に入りましたが、実は私53年前に初めて議会に出たときに昭和47年6月議会なんです、当時の佐々木町長にいきなり30問やったんです。13問じゃないです30問やったんです。当時は通告制とってなかったもんですからいきなりその場で生でやったんです。佐々木町長は当選2年目の新人でした1期目の51歳で、私は27歳、24歳下ですけども2回り上の町長が51歳で、初当選2年目です。全部メモしてその場で全部答えました30問。それに対してその場で答弁も全部こちらをメモして再質問そばで組み立てましたから、それベタでやるんです一問一答じゃなくて。その再質問に対してまた町長がメモして、再答弁全部ベタでやるわけです。30問全部でなかったんですけども、そういうことがありますから、それから見たら大分楽だと思いますのでひとつ丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

それでは2問目に入ります。前町長時代の未解決案件に関する見解についてお尋ねをいたします。全部で5点であります。

①せたな町社会福祉協議会の補助金の不適切使用と愛情銀行寄附米に関する不適切処理疑惑について。

②北部松山衛生センター幹部職員の飲酒上の傷害事件及びパワハラ行為に対する懲戒処分について。

③畜産振興に係わるクラスター事業補助金に関する違法な専決処分と行政情報の隠蔽について。

④町道山麓通り線私有地未買収状態での町道認定と改良工事竣工について。

⑤元保健福祉課主幹の横領行為について、以上の5点であります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の2問目のご質問にお答えする前に先ほどの30問私も大変びっくりしましたが13問受けただけでも大変驚きを隠せませんでしたので更なる動揺が走りました。その感想は置いときまして菅原議員の2問目のご質問にお答えいたします。

1点目の社会福祉協議会補助金並びに愛情銀行寄附米についてございますが、令和7年8月20日開催の第4回せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会において答弁したとおり、旅費にかかる補助金につきまして不正な行為と判断することができない、しきれないことから返還を求めることは難しいと考えております。また愛情銀行寄附米においても疑われる内容がありますことから、愛情銀行に対する金品等の受け払いのルール作りを進めるよう指導、助言をさせていただいております。なお社会福祉協議会に対しましては令和7年10月1日付で旅費交通費及び寄附米の取り扱いについて文書により指導を行っております。

続きまして2点目ではありますが、この事案は法的に独立した一部事務組合、特別地方公共団体である北部松山衛生センター組合において対処済みの事案であると捉えていることから、構成町の町長としては組合並びに組合議会の判断を尊重したいと考えております。

3点目のクラスター事業補助金に関する専決処分については、平成29年4月27日に承認第1号平成28年度せたな町一般会計補正予算第13号として提案されております。その議決結果は審議未了であります。このことから専決処分に係る議会手続きについて成立しておりますことから違法性はないと考えているところでございます。また行政情報の隠蔽とのこととありますが、一部黒塗りで提出した書類のことを指していると察しておりますが、若松、瀬棚地区米飼料利用促進協議会の場合、数値や経営状況等個人を特定できまた通常他人に知られたくない情報として確認ができたため一部非開示としておりますので隠蔽はないと認識しております。

4点目の町道山麓通線につきましては、平成9年度から相続関係人の同意をいただき町道認定と改良工事を進めておりましたが用地買収には至らず、現在のところ未処理となっていると理解しております。現状として道路用地が未買収となっていることから当時の事務処理が不十分であったと感じているところであります。これからの対応につきましては、新たな相続人代表が決まり次第、相続人代表と共に相続協議を進め町が所有権移転登記及び買収をしてまいりたいと考えております。また今後の道路整備事業については用地処理を含め適正な事業の実施をまいりたいと考えているところであります。

5点目の質問にお答えいたします。令和4年度に発生した不適正会計処理問題による懲戒処分については、弁護士の見解もいただきながら懲戒処分審査委員会で審議され、その答申を受け前町長において適正に処分をされたものと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁を頂戴しました。一口で言うと高橋町長時代の答弁より悪いですこれは。何を考えて答弁したのか知りませんが、これまで議論してきた全ての経過について全く踏まえないひどい答弁です。これは再質問でやりません。新年に開催されるであろう政策調査特別委員会で今日の答弁をベースとして掘り下げたいと思います。そのことを申し上げて再質問はいたしません。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の2問目の一般質問を終わります。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3番目に入るときと時間が中途半端になろうかと思っておりますので、明日は早い進行になろうかと思っておりますので、ひとつ今日は区切りということでお願いしたいと思っております。

◎延会宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、残余の一般質問及び議案の審議は明日行いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じることに決しました。

なお明日10時に再開いたします。

本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦勞様でした。

延会 午後4時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年1月28日

議 長 平 澤 等

署名議員 橋 本 一 夫

署名議員 熊 野 主 税

令和7年第4回せたな町議会定例会 第2号

令和7年12月17日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 一般質問
- 2 せたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会中間報告
- 3 議案第11号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第12号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第1号 令和7年度せたな町一般会計補正予算（第6号）
- 7 議案第2号 令和7年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第3号 令和7年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第4号 令和7年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第5号 令和7年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第6号 令和7年度せたな町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第7号 令和7年度せたな町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第8号 令和7年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第9号 せたな町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 15 議案第10号 せたな町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 16 議案第13号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 17 議案第14号 せたな町子ども・子育て会議条例の一部を開始絵する条例について
- 18 意見書案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書
- 19 意見書案第2号 衆院議員定数削減の慎重審議を求める意見書
- 20 意見書案第3号 旧姓使用法制化に反対し、選択的夫婦別姓の導入を求める意見書
- 21 発議第2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 石原 広務 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 藤谷 容子 君 | 4番 福島 豊 君 |
| 5番 横山 一康 君 | 6番 本多 浩 君 |
| 7番 橋本 一夫 君 | 8番 熊野 主税 君 |

9番	吉田	実君	10番	大湯	圓郷君
11番	菅原	義幸君	12番	平澤	等君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	河原	泰平君
教育委員会	教育長	小坂橋	司君
農業委員会	会長	原田	喜博君
選挙管理委員会	委員長	大坪	観誠君
代表監査委員		残間	正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	中川	譲君
総務課長	高橋	純君
まちづくり推進課長	吉田	有哉君
財政課長	佐藤	英美君
税務課長	佐々木	正人君
町民課長	濱口	善秋君
福祉課長	阪井	世紀君
健康推進課長	長内	京君
農林水産課長	小林	和仁君
建設水道課長	平田	大輔君
会計管理者	杉村	彰君
国保病院事務局長	手塚	清人君
認定こども園長	本田	和矢君
総務課長補佐	尾野	裕也君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹君
財政課長補佐	中山	康春君
税務課長補佐	長内	解人君
町民課長補佐	黒澤	美知子君
福祉課長補佐	古守	亜珠君
福祉課長補佐	栗谷	一樹君
福祉課長補佐	水野	万寿夫君

地域包括支援センター所長	今	川	勇	吾	君	
健康推進課長補佐	垣	本	利	子	君	
農林水産課長補佐	井	村	裕	行	君	
農林水産課長補佐	伊	藤	哲	史	君	
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君	
国保病院事務局次長	竹	内	亜	希	子	君
まちづくり推進課主幹	稲	船	洋	志	君	
町民課主幹	三	浦	三	津	枝	君
地域包括支援センター副所長	大	久	保	麻	未	君
農林水産課主幹	齊	藤		真	君	
農林水産課主幹	撫	養	和	伯	君	
農業センター副所長	北	山	典	孝	君	
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君	
建設水道課主幹	吉	田	一	也	君	
建設水道課主幹	岡	島	讓	二	君	
建設水道課主幹	村	井	貴	大	君	
出納室主幹	小	林	朱	央	君	
総務係長	竹	内	佑	輔	君	
地域生活係長	栗	城	惇	史	君	
広報統計係長	西	田	幸	恵	君	
商工労働観光係長	山	崎	英	人	君	
財政係長	高	森	直	也	君	
障がい福祉係長	平	田	慎	太	郎	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君	
健康推進係長	干	場	美	沙	代	君
下水道係長	小	川	寛	雄	君	

《瀬棚支所》

支所長	濱	登	幸	恵	君	
次長	山	本		亨	君	
養護老人ホーム三杉荘所長	近	藤	智	博	君	
福祉係長	稲	船	奈	穂	子	君

《大成支所》

支所長	浜	高	正	明	君
次長	高	橋	真	一	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 古 畑 英 規 君
次 長 齊 藤 哲 章 君
次 長 尾 野 真 也 君
主 幹 藤 谷 希 君
給食センター学校給食係長 伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 西 田 良 子 君
次 長 松 林 功 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 高 橋 純 君
書記 次 長 尾 野 裕 也 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 神 野 翔 亜 君

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

10番、大湯圓郷議員より遅刻の届出がございます。ただいまの出席議員は11名で定足数に達していますので定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員の3問目の一般質問から行います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして3問目の質問を伺います。箱物行政からの決別と財政健全化、行財政体制の効率化についてお尋ねをいたします。

①この20年間、福祉や住民要望を軽視し箱物行政に偏重した結果、単年度収支は毎年億単位の赤字収支となり基金取り崩しも謙虚であります。財政健全化の方策をお尋ねいたします。

②10月14日の所信表明によれば行財政体制の効率化の方策として各種証明書を町内外のコンビニなどで取得できるよう全国共通システム導入の検討を進めるとしているが、初期投資額とその後の維持費をお尋ねいたします。

③さらに包括業務委託制度の活用により業務の効率化を検討するとしているが制度設計について詳細にお尋ねいたします。

④瀬棚、大成両支所の弱体化が進行しているが保健師の引上げまで検討しているとのことですが、真実かどうかご答弁を求めたいと思います。

なお町長に申し上げておきますが、私は今回13問質問を通告しておりますが、長々やろうとは思ってないんです。単純明快に問いかけの本質に答える答弁をしていただければそれで結構です。今日何時に終わるのかという問合せいろいろありますけども私は何時とも言えません。それはかかって河原町長の答弁次第であります。ぜひそういう大局的な観点から質問に噛み合った明快な答弁を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の3問目の質問にお答えします。

まず1点目の質問にお答えいたします。横山議員の一般質問でも答弁しましたとおり、近年、財政調整基金は取崩額が積立額を上回っており、取崩しによって資金をやり繰りしている状況であり実質単年度収支の赤字が続いております。また特定目的基金の取崩しも顕著でありこのような状況が続きますと基金が枯渇し、予算編成時の柔軟性と持続性を確保できなくなると危惧しているところですので。このことから財政の健全化を進めるため公共施設の統廃合、行政組織や事務事

業の見直しを進め行政のスリム化に取り組むことが必要であると認識しております。また自主財源を確保するため再生可能エネルギー施設の誘致を進めることによる固定資産税の増収と、ふるさと納税の寄附額増加による安定的な収入基盤づくりに努め、将来にわたる健全な事業継続のため各種使用料の見直しも検討してまいります。

2点目の質問にお答えいたします。各種証明書をコンビニなどで取得できるコンビニ交付サービスにおける発行可能証明書は住民票、印鑑証明書、戸籍、戸籍の附票、税証明があり、経費については、この発行する証明書の種類によって変わります。したがって初期投資額は概算で1,100万円から2,500万円、その内国の交付金等の活用で町費としては約210万円から390万円を見込んでおります。またその後の維持費は実際の発行件数にもよりますが年間約330万円から約500万円となります。

3点目のご質問にお答えします。包括業務委託制度については町民サービスの安定と質の向上を図るため、特定の業務を個別に切り出すのではなく一定の範囲の業務を一括して民間事業者へ委託する制度であります。民間の高度な専門性や業務のノウハウを適切に活用することで町の人的資源を戦略的に活用でき、予算内での成果を最大化する効果が期待されており道内市町村においても本制度を取り入れている事例も増えております。こうした状況を踏まえ町といたしましては、施設管理業務や直営で実施している多種多様な業務について長期的な視点での行財政改革の一部として、今後検討してまいりたいと考えているところです。

4点目のご質問ですが、瀬棚、大成両支所の弱体化の進行ということでございますが、町では行政のスリム化や効率化を図るため随時、支所のみならず本庁も含めての業務の見直しを行い、従来、支所で対応していた業務について本庁で対応できるものについては本庁へ集約し、行政執行の効率化を図っており支所の弱体化とは考えておりません。支所については、各区のサービスの低下を招かぬよう基本的な体制整備が原則として考えております。現在、保健師の引上げについては考えておりませんが、将来的な職員数の減少などを考慮した中において合理的な組織体制について行政改革大綱等に基づき進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。各項目にわたって深掘りすべき点が多々ありますが、極力議事を進行させるために政策調査特別委員会や3月定例議会に先送りできるものについては配慮いたしまして、必要最小限の分の再質問に留めたいと思います。まず②の全国共通システム導入の検討の問題ですが、これは実施しようとしているんですか。それとも新年度は見送るんですか。この点についてのご答弁が欠落していたと思いますので新年度どのようになさるのか明快な答弁を求めたいと思います。

3点目、これについては慎重を要する問題だということを申し上げておきたいと思うんです。これは施設管理とは違いますが、自治体強まるコンサル頼みとして実は11月12日の北海道新聞でもいろいろ報道しておりますが、様々な計画を立てるときにコンサル会社に頼る事例が強まっているということがございました。これは私がなぜ取り上げるかといいますと地方自治体は本

来、自分たちの共通する事務を住民自身の手で収めていくというところに最大の特徴があるんです。だから自治なんです。しかし河原町長の一連の考え方を斟酌いたしますと民間への業務委託ということに何か地方自治体の革新性、先進性があるかのように誤解、錯覚なさっているのではないかという基本的な疑問を感じるわけです。私は自治体職員の潜在的な能力、ポテンシャルというのは開発されていけば、トレーニングを積んでいけば相当程度のものがあると思います。そうした能力を引き出していくというところに行政トップの大きな役割があるわけでありますが、単純に民間に様々な業務を回してそれでスキルアップを図るんだということになりますと、私は矛盾してると思うんです。そこのところについては今後いろいろと新町長とは議論を積み重ねていかなければいけないなと感じておりますので、その基本的な考え方についてだけ今日は指摘するに留めておきたいと思います。

④です。ただいまの答弁につきましては支所をどうするのかというイメージが全く見えてこないんです。言葉はうまく答弁の中にちりばめてはおりますが、今後どうすんだと支所を、その最も中核になる部分が答弁では見えてこないんです。昨日も先行する議員の一般質問の中にございでしたが、今まだまだ両支所の役割というのは極めて大きいと思います。大成も1,000人住んでおります。瀬棚1,400人台の住民であります。この住民に対する自治体が持っている本来のサービス業務の提供、これは役割非常に大きいわけです。そこのところをきちんとキープをして遅滞なくサービス提供しようとするれば、支所の機能を維持するのか、縮小するのか、さらに拡大するのか、こういう選択肢を鮮明にさせていただく必要があると思うんです。ただ単に効率化のみで対処していいのかどうかということになるわけです。それで新町長に考えてもらいたいのは、昨日どなたかも指摘しておりましたが、両支所の長寿命化計画に基づいて相当の金額予算を投入して建物は補強したんです。この建物を普通に使えば30年、40年、50年と持ちます。大災害でもこない限り、大震災でもこない限り、建物は立派で長寿命化を成し遂げたけれどもそこに入ってる器はどうなのかということです。例えば瀬棚支所7人ですよ今、7人で1,400人台の住民対応をどのようにしてやるのかということになります。河原町長にお尋ねしておきたいんですが私が側聞するところによります。あなたが支所長時代に例えば死亡届これを本庁に届けると日曜日です。こういう措置をなさったそうではありますが、本当なのかどうか再答弁で明確にさせていただきたいと思うんです。あなたが引いた路線の上に立って現在、本庁のほうに届けると。その本庁のほうの体制については瀬棚支所の7人のスタッフも当番の中には入っているようですが、住民にいたしますと瀬棚支所に届けるので済んでいたのに結局本庁まで届けなければいけないということになります。実際実務は葬儀屋さんがほぼ代行しているということではあります。限りなく支所の機能が縮小されていっている一つ一つの状況がそこにもあると思うんです。私が心配しますのは、支所長時代にそういうことをやった方がトップになったと言いますともっともっと進むのかなと率直に思います。支所の機能を強化するという意味は合併時のそもその方針がどうだったのかということの原点に立ち至って検討すべきだということが根本的な提起なんです。少し長くなりますけれども対等合併だという前提での合併ではなかったのかと思います。3区のバランスあるまちづくりこれは高橋町長の当初の選挙公約でありました、スロ

一ガンでありました。対等に公平に扱っていくんだと。当初は総合支所制度ということでスタートいたしまして、これは合併特例法に基づく展開であります、相当程度の機能を持って展開しておったんです。総合支所長も特別職でありました。要するに副町長クラスの方が3人いるというふうに言っても過言ではないわけでありまして。そうした強力な機能、権限、能力を持った形でスタートした合併が平成のせたな新町のスタートだったんです。それは特定一定の期間が過ぎて総合支所から今は支所制度になりました。どうなんですかその重みというのは新町長自身どこまで考えてますか。私は両支所長というのは総合という名前こそつけられてはおりませんが、それからかつてのように特別職というポストではありませんが、他の課長職や他のポストよりもはるかに重い責任を持っている部署だと思っております。そういう位置づけをなさってますか。これも答えていただきたいと思っております。それと合わせて地域協議会の在り方です。昨日も事後報告ではなくて協議をするんだというふうに言っておりましたが、地域協議会のメンバーも同じメンバーを5年、10年、15年と続けるのではなくて適切に入替えがあってもいいのではないかと私は思います。その上で新しい新たなエネルギーを汲み上げて本当の意味で地域の協議会として機能するような有機的な高度な利活用、ここをどうするかということが大事な視点になってくるかと思っております。この支所体制について相当程度エネルギーを費やしてこうするんだという姿を見せていただきたいと思っております。幸い新町長は医療体制については両診療所を維持継続するというふうにおっしゃってございましたからその点については信頼をしたいと思っております。いろいろな問題点については後ほどの一般質問で展開したいと思っておりますが、今後の町の経営にとって非常に重要な問題だと思っております。そこに焦点を合わせて再答弁を求めたいと思っております。

再質問としては以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の再質問にお答えいたします。まず②のコンビニ交付につきましてですが、これにつきましては町民の利便性の向上、また職員の働き方改革も含め検討している最中でございます。これにつきましては新年度でやるかどうかということでございますが、現在の私が申し上げました機構改革等も含めてその中で進めていきたいと考えております。ですので現在また継続して考えていきたい、そういうふうと考えております。

続きまして包括業務委託の関係でございますが、議員おっしゃるとおり確かに職員秘めたポテンシャルはあると思っております。それもただそのポテンシャルは皆さんそれぞれ相当出しながら人員が今現在定員よりも不足してる中、頑張っただけ動いてもらってます。それもそれをさらに生かすためには機構改革も含め行政環境を整えることが必要だと思っております。その中で現在実はいろんな制度が増えまして過去に比べて業務が増えていることは私は感じております。そういった中で新たな自治の体系といたしまして包括業務委託を使い、またこの町内の人員が不足している中その人員を効率的に活用する。またそういう民活を行うことによってももちろん人員の効率もあるんですが、技術力を高める。さらに他町からの呼び込み、どうしても私たちの募集体系は町内並びにハローワークでしかないのですが、そこは民活の力によってさらに近隣もしくは当町に移住していただける範囲での募集も可能と考えております。そういったことも考えてこの包括契約も検討

しているということでございます。

続きまして支所の在り方ですがサービス提供遅滞なくということでございますが、どうしても専門的な知識が必要で現在のサービスの提供の中でも本庁に問い合わせないとどうしてもできない。例えば農業の関係におきましても転作の問題とか相談にこられましても、それはやはり本庁につながなければいけない。ただせっかく支所に来ていただいているのでオンラインで対話ができるような仕組みをとっております。そういう形でサービスの低下を招かないように体制の整備はしてきたところでございます。そういった技術も踏まえ、いち早いサービスの提供には努めているつもりでございます。長寿命化計画の話でございますが、支所をなくすとかそういう話は私は一切しておりません。今後も建物を活用し、また支所自体も単純に業務をするだけでなく、例えば会議室等もございまして各種会議が開かれております。また期日前投票も含め瀬棚の場合は投票所となっております。そういった活用もありますので決して長寿命化の投資が無駄とは考えておりません。

休日届を本庁移管にしたのは議員おっしゃるとおり私が支所長の時代でございます。それはなぜ行いましたかといいますと、実際、瀬棚、当時私はその判断する根拠となりましたその当時の死亡届の休日の届けが実は年間5、6件からもう10件いかないぐらい、そういう状況が続いておりました。その中で職員、常に7人の職員で当番を決め、来るか来ないかわからない状態で自宅ないしは自宅周辺での待機を強いなければならない。そういった形もあり働き方改革ということもあり、かつ常時支所が空いてる状態じゃないので職員が到着するまで待っていただかなければならない。どうしても北檜山在住の職員もおりましたので、どうしても30分以上程度はかかる。その待たせなければいけない。そういうことも含めましていろいろ検討した結果、死亡届については北檜山で一括という形で進めたいということで進めさせていただきました。さらに合併の形でございますが、もちろん対等であり公平っていうことは私も認識しております。ただもちろん行政サービスがこれで濃淡が出るようではいけません。そのことそのことは考えまして最良の組織体制を考えていけなければならないように考えております。

地域協議会につきましては、議員おっしゃるとおりメンバー固定されてるわけではないのですが徐々に変わってはいるのですが、私も地域協議会というものは大事な民意を汲む場所と考えておりますので、メンバー今基本的にはいろいろな役職のある方、公募の方もいらっしゃいますが、当然その公募の方が今やっていただいておりますので、その意思もきちんと尊重しながらメンバー構成は考えていきたいと思っております。現在支所の在り方ということで問われたところでございますが、全体の行政改革も含めていろいろな対処を考えていかなければならないと思っております。いろいろサービスの低下をしないということを前提に最善の形を、こういった地域協議会並びに例えば自治連絡協議会そういった自治に関わる会議体、また内部で議論をしていくためには再三申し上げておりますが職階会議等を使って、もしくは行政改革大綱に記しているとおりにプロジェクトチームを立ち上げ横断的な議論を進め、それをいろいろな案を作りつつ町民の皆さんに問うていく形そういう形になっていくと思われま。現在のところこの体制がいいのか。また増やしたほうがいいのか、減らしたほうがいいのか、そこについてはニュートラルな考えで臨みたいと考

えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問やります。②のほうであります。新年度はとりあえず見送るというふうに考えていいんですか。明確に答弁してください。そこは再々答弁の中で求めておきたいと思います。利便性の問題で言いますと、利便性が上がるという側面も私は否定しません。しかし実際の問題として考えてみたときに、例えば瀬棚区でいいますとコンビニというのは町の外れになってるんです。瀬棚支所よりも外れていってるんです北檜山側に。そちらの方面にいる人は距離的には近くなるでしょうが。町全体の比重としては不利な地域まで足を伸ばすということになるのかって話です。利用度、利便性という点では地域的には逆効果になるんじゃないですか。大成どう考えますか。コンビニ宮野です。圧倒的に宮野から以遠のほうに住んでる方はるかに多いわけです。中心地なんか都です。都に住んでる方が各種証明書もらうために大成支所に行かないで宮野コンビニまでわざわざ来るんですか。それは利便性の向上になりますか。私は町長がおっしゃってることとは逆行すると思います。しかもこれ金かかるわけです。今聞きますと、初期投資で1,100万から1,500万ですか。その後もいろいろかかるようだ。サービスのメニューにもよるんでしょうが、私は住民のことを本当に考えるということであるならばそこは慎重であるべきだと思います。そのことは申し上げておきたいと思うんです。とりあえず新年度は見送るということについて再答弁の中で明確なご答弁を求めておきたいと思います。それから3番、4番です。これも答弁いろいろもらいましたが私は極めて抽象的だと思ってます。抽象的に答弁するも答弁テクニックなのかもしれませんが、新人町長なんですからもっとずばりこうだとわかりやすく、これは町民の皆さんがネット放送議会中継通じて見てますから、昨日のネット中継だって1,200回です1日で、ものすごい注目度ですから。それは新町長がどういう答弁をなさるのか、どういう政策を打ち出すのか。これは町民の皆さんの期待の表れだと思います。期待されてるんです。何をしてくれるかということ町民は注目しているんです。だからわかりやすく答弁してください。3、4深掘りすると相当程度の量がありますから今日は再々質問をいたしません。今後の展望の中でこれらについては深めていきたいと思いますが、いずれにしても支所の存続強化というのは当面する我が町の町行政の中で極めて重要な分野だということをしつかり河原町政の中心に据えて、その町民の期待に応えるべく行政展開をやっていただきたいということだけ申し上げておきます。総括的にそうするかしないのか、ご答弁を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） まずコンビニ交付の関係でございます。先ほどコンビニが町の端っこだよというおっしゃられました。確かにうちはそうです。ですが支所での発行は辞めるわけありません。それはこれまでどおり行います。ただ例えば買物のついでに欲しいだとか、仕事のついでに欲しいとかそういう声を聞いております。また私もコンビニの例えば昼のにぎわいとかも見

ておりますし、コンビニ自身から現在、全国のコンビニはマルチコピー機という証明書が発行できる機会がほぼ備わってます。当町におきましても4店舗全てそれが備わっております。ですので逆に住民からも発行できないのかいというお声もいただいております。そういうふうにコンビニ化に問われる方が何人もいらっしゃるという聞いております。そういう意味では住民サービスの展開としては考えていかなければならないそう考えております。ただいろいろ業務形態、私も考えていかなければならないと。ここは議員おっしゃられるとおり慎重に進めていかなければならないということで新年度の予算化は見送って検討をさらに進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

続きまして支所の在り方につきましては、もちろん支所は存続と考えております。この形については皆さんとともに議論をしていきたいとそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の3問目の一般質問を終わります。

続いて4問目の菅原議員の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは4番目の質問を行います。

せたなブランド創造のための農林水産業と商工業の連携についてお尋ねをいたします。

①所信表明施策の第1に地域資源を活用した産業の発展を掲げ、せたなブランドの創造のための農林水産業と商工業の連携を進めるとしてありますが具体的な説明を求めたいと思います。

②せたなブランドとして何を構想しているのか具体的な内容をお尋ねいたします。

③その際の行政の係わり方として機構改革等の有無が構想されているのかどうかについてもご答弁を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の4問目のご質問にお答えします。

1つ目の農林水産業と商工業の連携並びに2つ目のせたなブランドの構想でございますが、せたなブランドは端的に申し上げますと町内で生産された1次産品単体もしくはそれを加工したものを指しております。当町は農業と漁業の一次産業が盛んな町でございます。農協、漁協などの産業団体や生産者等が取り組む当町の農水産物並びにそれを活用した食品加工物の製造、さらには新たな特産品の開発、またそれらの特産品等を町内の商店等での販売による地産地消や学校並びにこども園給食への活用、その他給食も含めまして活用すること。また新たな販路開拓への取り組みが重要と考えております。農水産物の付加価値を高めることで所得の向上と地域活性化に繋がっていくものと考えております。

3つ目の行政の係わり方でございますが、先ほど申しました特産品の開発などや販路開拓への取り組みに対し各産業団体とともに関わってまいりたいと考えております。また機構改革の有無については、現時点では固まっていませんが関係各課で横断的に連携して執り進めたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。私せたなブランド創造のために頑張りたいというこの新町長の公約に非常に大きな期待を寄せているんです。新町長であるならば相当具体的な構想を持って強力に馬力をかけて手をつけていただけるんだろうなと大いなる期待を持っております。そういう期待は私だけではなくて一次産業に関わる方、あるいはそうした分野に関心を持って方は非常に共通して強いものがあるというふうに思うんです。これは町長しっかり胸に刻んでおいてください。ふるさと納税の問題も昨日もいろいろ議論になっておりますけれども、財政危機打開の1方策としては大変重要な課題でありますから、これとも密接にリンクいたしますので、ここはぜひやや強めに申し上げますと、河原町政の政治生命をかけてでも相当の力を注いで進めていっていただきたい課題であります。それでそうした視点から今答弁を伺いますと、やや期待外れだと言わざるを得ません。だって一般論述べたにすぎないです答弁内容は。その程度の答弁はもう普通にどなたでもやるんじゃないですかと思います。私が特に期待してるのは②でせたなブランドとして何を構想してるのかと伺うという意味は、いわゆる河原構想としてこういうものでいくぞという強力なアピールを多分答弁の中でしていただけるのかなと思っておりましたが、特にそういうものがなくて一般論の答弁に終始したとなれば、まさにゼロベースで出発することになるのかなということで率直に申し上げますが失望しております。それ失望で終わらせないで今スタートしたばかりですから、そこは今日はゼロベースの回答であるかもしれませんが、きちんと構想を組み立ててこういうものをこうするんだという目鼻を遅くない時期にしっかり打ち出して、町長おっしゃるように官民挙げてせたなブランドに向かって目指していただけるような具体的取り組みを期待したいと思います。今日は総括的なところで再質問を留めておきたいと思いますが、次回以降、具体的核論に入っていきたいと思いますのでひとつそうした展望の下で再答弁しっかり力強く求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。おっしゃるとおりちょっと抽象的ということで、そこは私も全体を述べさせていただいたということでご理解いただければと思います。当町は例えば潮トマトやブロッコリー、また例えば畜肉加工品だとか、チーズ、有機のチーズだとか、有機農産物、それから当然水産のホタテ、ウニに加えて今回全滅したトラウトサーモンも大変期待株だと思ってます。これらをやっぱり弱点としましてはロットが組めてるもの、ロットが組めてないものあります。そういったまず例えば農産物におきましては、いろいろ皆さん農産物作られておりますが、ロットをまとめていくもの、また特別な栽培をしていくもの、そういったものも含めてブランドだと考えております。そういうせたなを、地域資源を活用して売り出すものについて各産業団体とも協議しながら、それをいかに育み育てていくか、そういう形をとっていきたいと考えております。当然、私1人だけの力でやれるものではございませんので、ここは議員のおっしゃるとおり官民一体の体制を組んで臨みたい。そのとおりに考えております

ので、今後ともご理解と応援をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の4問目の質問を終わります。

続いて菅原議員の5問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 5問目、少し再々答弁まで時間を要するかもしれませんので、開会から50分経過してますから判断してもらえませんか。

○議長（平澤 等君） それではただいまより11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員の5問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それではサケ、イカ、ホタテなどの不漁対策とウニ等の振興策について町長にお尋ねをいたします。質問に入る前に申し上げておきますが、この質問を組み立てるにあたりまして、私は過日ひやま漁協瀬棚支所に組合として作成した公式の集計表を資料として提出を求めました。その資料11月30日現在の統計に基づいて一般質問を組み立てております。昨日の河原町長の行政報告のデータと若干違う点がございしますが、私は自分の調べた資料を基にして質問させていただきますので、その点のご了解をあらかじめ求めておきたいと思ひます。質問いたします。

①11月30日現在の令和7年度ひやま漁協水産統計によりますと瀬棚、大成両支所ともにサケ、イカ、ホタテの落ち込みが顕著であり、総水揚げ額は瀬棚支所が3億2,145万円で前年度比3,220万円の減、大成支所が1億7,647万円で前年度比1,535万円の減、大成支所は管外に上げた水揚げ額は除いております。となっております。こうした事態をどう思ひかお尋ねをいたします。

②イカは前年度比で瀬棚5,190万円の減、大成1,543万円の減、ホタテは前年度比で瀬棚427万円の減、大成52万円の減であり、サケの水揚げ額は不漁年の昨年度をさらに下回り瀬棚6,087万円、大成244万円に留まっております。こえら不漁対策に関する町長の対応策をお尋ねいたします。

③ウニは瀬棚1億7,293万円で前年度比1,929万円増であり、大成3,843万円、前年度比804万円の減と言う数字で安定しているが、町のさらなる振興策をお尋ねしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の5問目の質問にお答えいたします。

1点目の近年のせたな町内での水揚げ高の減少状況についてでございますが、サケにつきましては令和5年度、ホタテにつきましては令和6年度から、イカにつきましては令和7年度から不漁となっております。水産業の水揚げの推移に対しまして私も危機感を感じているところであります。

次に2点目の不漁対策に関する対応策については、今後も水揚の推移に注視し関係機関や漁協、漁業者からの情報をもとに漁獲共済の補償状況を確認しつつ不漁対策ではなく必要があれば物価高騰対策を総合的に検討していきたいと考えております。また根付資源や回遊資源が減少している中で、この現状を少しでも好転させるためには新たな魚種への取り組みに加え作り育てる漁業への取り組みを現行事業を活用して支援していきたいと考えております。

次に3点目のご質問にお答えします。ウニに関する振興策につきましては、藻場の造成事業のほかウニ資源増殖事業補助金を活用していただき、未利用ウニの深淺移植を今後も継続していただくことでウニの漁獲の安定を図って作り育てる漁業の一角を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。率直に言いますと物足りないです答弁としては。大丈夫かなと思います。まず申し上げておきたいのは、せたなの漁業が極めて深刻な現状にあります。これ危機です。データを一つ紹介しておきますが瀬棚支所に限ったデータになりますけれども、実は合併した令和17年度支所全体で水揚げがいくらあったかといいますと8億6,000万円なんです。四捨五入して言います8億6,000万、それ翌年18年はいくらかといいますと9億5,000万なんです。その後減りまして19年は5億9,000万、20年は5億6,000万というふうになってます。ところが今3億円台でしょう。前々年度はサケが6億上がりましたからサケだけで、これは非常に喜んでおりましたが、その後2年連続で不漁なんですサケも。極めて深刻な状況だということを改めて認識する必要があるが行政としても議会としてもあるだろうというふうに思います。一言で言いますと浜に活力がなくなると町全体の活力に決定的な影響を及ぼすというのが旧瀬棚町でも、旧大成町久遠でもこれまでの歴史でありますから、そこに注目をして相当程度の強力なてこ入れ対策を今行政としてする必要があるというふうに考えるわけでありまして。

そこで②に移ります。まずイカのほうなんです、今年度、瀬棚支所で言いますと実際に出たのは1艘（そう）だけなんです。そのほかの船は操業しておりません。その1艘（そう）も極めて限られた水揚げです。100万未満だと思います。支所全体で300万と言いますが、これは函館からの外来船も来て揚げた水揚げが入ってるんです300万の中には。地元船は1艘（そう）で50万前後かだと思います私の推定では。だから壊滅とっていいんです。このことをしっかり認識しておいていただきたいと思います。具体的に関係者に伺いますとドラムこれは200リットルであります、1本で以前リッター70円で1万4,000から5,000円という状態で

あったのが、直近ではリッターあたり115円、単純に足しますと2万3,000円という状況なんです。燃料代の高騰というのが決定的に操業に影響を受けてるんです。だから夜出ていくということはしてないわけです。明々とした電気を焚くとなれば相当の燃費必要ですから。昼間だけだと。昼間だけだということであれば、茂津多の先まで行って帰ってきててもドラム缶これは1本で済めばいいと。だけど夜行くとなると2本は焚かなきゃいけないということで夜はやりませんって言ってます。そういうことも含めて質量そのものを抑えてしまうという状況でありますから、漁業者はこの燃料代の補助というのを考えてほしいというふうに言っております。これ検討してみてください。さっき町長は支援策打たなきゃならんということをおっしゃってるわけですから、これは具体的にどうするのか、担当課にも提起をしてどのような支援策を打ち出すのか。これきっちり答えをいただきたいと思うんです。それで検討するという意思がおりかどうか、全く検討しないよ。そういうものについては支援の対象じゃないよというふうにお考えなのか、再質問で明快な答弁を頂戴したいというふうに思います。まず再質問としてはそこにとどめておきます。

それからサケです。サケも深刻なんです。今年、昨年というふうに不漁になってますから。去年は7カ統あったものが今年6カ統です。太櫓の方は辞めたということです。なぜならば定置で被害を受けましたから。仮に新規で投資をしたとしても、このサケの不漁の状況であれば投資した元金が改修できるかどうかわからないと。それよりも別にて難しい魚種で展開したほうが賢明だという判断で、これは今年操業しませんでした。結局6カ統なんです。6カ統の方が現状どうなってるかって言いますと、来年に向けて共済金が出るから何とか今年度の不漁については乗り越えることは可能だというそういう見通しは立てたようであります。しかし問題は来年度以降なんです。一つは来年度以降もサケの見通しはなかなか厳しいというのが専門家、同機関含めての見解であります。見通しが暗いんです。それに加えて共済金掛金の問題があります。共済基金掛金は今年度の場合、一部積立金も入っておりますが1稼働で370万円あります。6カ統ありますから6カ統全部が入りませんと瀬棚支所の場合、共済の発動対象にならないわけです。1カ統でも落ちれば救われません。そういう状況でありますからまずそのことを町長にはご理解願いたいと思うんです。その上で今年この370万円のものが上がるって言っているようです。関係者の話によりますと。ところが共済掛金が上がるにもかかわらず、実際の共済の支給金額というのは、ずっと下回ることになるだろうと言われてるんです。この最低のセーフティラインがそういう状況になってきているということについて不安があるとなれば、私は新たな脱落者っていうと大変失礼な言い方になりますから、操業に入らない方が出てくるのかなということをお心配しております。それは一つは高齢化が進んでるんです。年齢非常に高いんです。若い方が総体的に少なくなっているということも含めて、わかりやすい言葉で言うと俺は体も不自由だし、もうそろそろいいじゃということが進んでいきますと、6カ統が5カ統になり、5カ統が4カ統になるということも考えられると思います。そこで町長申し上げておきますが、瀬棚のサケ定置は檜山管内では大体7割から8割の水揚げ占めてるんです。大きいんですせたな町は、もともと海中飼育というのは50年ほど前から瀬棚漁協が先進的に取り組んでおりまして、海中飼育でもって上ノ国

であるとか、あるいは奥尻町にも普及させていったという経過がありますからこの取り組みがまずあるわけです。その上に昨日町長の答弁されておりましたように脱ダム、要するに魚の上る川にするという漁業者、釣り愛好会含めた地域ぐるみの河川整備の問題、脱ダムの問題です。取り組んできた等々も含めて瀬棚のサケ定置の収穫量というのは、量でも金額でも8割方占めております。この瀬棚がどんどん後退していくとなれば檜山全体のサケ定置漁っているのが非常に厳しくなってくるという位置づけにあることを考えておいていただきたいと思うんです。そこで話が回りくどくなりましたが、来年度ぜひ共済掛金に対する支援というものを検討してみたいと思うんです。この経過についても経過があるんです。実は4年前の町長選挙のときに当時現職町長でありました高橋町長が瀬棚支所定置部会の部会長が経営しているお店に行って共済掛金今度は援助するよということを明確に言ったにもかかわらず、その後町長はひっくり返したんです、そんなこと言ってないと、全面ひっくり返したんです。だから定置部会で町長が応援してくれるというなら入ろうやということになって全員入ったのが、結局、町長にだまされたということになるんでしょう、約束を守ってくれないよということになって相当のショックを受けてるという現実があるんです。これはこのネット中継、議会中継、漁業関係者見てますから私は嘘言いませんから。それで大きな問題になったことがあるんです。じゃもう辞めちゃうかとそんななら。しかし止めてしまうと不漁になったときに救済措置がとられないからということで皆さん頑張って高い掛金ではあるけれども全員加盟するというふうにしてきたという経過があるんです。そういたしますと共済掛金みんな頑張ってかけることが命綱になるとすれば、せめてそこについては町長にも考えておいていただいて決して間違いではないんじゃないかと思います。もう一つ別の側面から取り上げておきたいと思うんです。サケ定置漁というのは初期投資が莫大なんです。何千万単位なんです。生簀1ついくら、2つにするといくら、3つにするいくらだと。そういう規模じゃないです。何千万単位ですから大きければ、特に瀬棚は他地域の定置と違って大型なんです全て。熊石なんかは極めて小ぶりの定置2つということなんだそうですが規模違いますから。投資額も大きいんです。大きいかわりに水揚げ高も大きいという関係にあります。それでこれは話少し古くなりますが触れざるを得ないので触れておきます。令和2年のサケ定置のときの時化で破壊された定置網が総額で1億いうレベルに達しました。そのときに定置部会で最初副町長交渉やったんです。副町長は真剣に耳を傾けて希望どおりといかないかもしれないけれども可能な限り頑張ってみたいということを言いました。金額は一切言いません。率も一切言いませんでした。私も交渉に出ました。交渉が終わってから非公式で3割ぐらいは考えてみたいと思ってるんですけども、町長が何て言うだろうかということが副町長交渉の段階の到達点だったんです。そのちょうど1カ月後に町長交渉やりましたらゼロ回答だったんです。これ何遍も議会で取り上げるから河原町長も耳に入ってるかと思いますが、自己責任だと。何であんたら共済に入らないんだと。定置業者だけ特別扱いにするわけにいかんと、漁業者でも何でもみんな共済に入って自己防衛策とってるんだから、びた一文出さなかったんです。今でもそのことはせたな町の定置業者に深い行政に対する不信感と傷痕を残しております。今度町長が新しく変わるんで今度の町長はそういうことないだろうということで期待が大きいんです。漁業者も応援した方がたくさんいる

と思います。そういう過去の苦いいうに癒えない傷痕を残しているだけに河原町長に対する期待、信頼これは大きいものがあるんです。これぜひ答えてもらいたいと思います。私は行政が見守ってくれてるよということになりますとモチベーションが違うと思うんです。そうかと応援してくれてるのかということになります。6億も水揚げがありますと当然徴税にも跳ね返るわけですから町としても恩恵を被るわけです。それからふるさと納税で前々年度4億行きましたでしょ。去年は2億です。今年はどうなるかっていうことなんですけれどもいくらなんですやっぱり人気商品は、商材なんです。ふるさと納税の目玉がなければ、ふるさと納税も伸びませんから。このときの主力商品は間違いなくいくらなんです。サケ不漁になっていくらも出荷できなくなったということの結果半減したでしょふるさと納税。そういうことを考えますと行政の支援があっても決して私は間違いじゃないと思うんです。そこでもう一つ話を前に進めますが、新チャレンジ制度、これで生産性向上制度の助成金スタートしましたが、個人で投資する場合は100万円限度、集団で要するに組で投資する場合は200万の限度という制度なんです。集団で200万というのは少な過ぎると思います。前の町長にも言いましたが上ノ国は500万なんです。せitanも500万に引き上げたらどうだって言いましたら上ノ国は上ノ国だと、せitanはせitanだとそんなことできるかって言ってこれも蹴っ飛ばしたんです。上ノ国の定置網の規模より大きいんですせitanは。被害を受けたときには回復しなければならない投資額がより大きくなるんです。そういうことを考えたときに限度額を500万に引き上げて私は一向に問題ないと思います。そういう決断をなぜできないのかということ随分前町長とは議論しましたが、ぜひこの組で行う場合の補助金助成額の限度額を500万に引き上げてください。町長が決断すればできることなんですから。私はこの機会にぜひきっちり答弁を頂戴したいと思うんです。

次に進めます。ホタテです。ホタテも厳しい数字です。ちょっと私のほうで得てる水揚げの金額言っときますか。町のほうでも資料出してますよね。私のほうで入手している今年度の水揚げ金額言っておきます。ホタテは瀬棚で336万2,500円です。大成で99万9,300円です。前年度より瀬棚支所で427万の落ち込み、大成支所で51万8,000の落ち込みというふうになってるんです。この落ち込みも大変なんですけど、もっと大変なことが2つあります。1つは稚貝の単価の高騰が倍以上になってるんです調べますと。稚貝1枚これは4円だったそうです。ところが今週9円に上がりました。倍以上です。高く払って確保できるならまだいいんですが入手先がないっていうんです。売ってくれるところがなくなっているんです。じゃどうするんだって言いましたら、売ってくれるところの漁業者のところに出役で、手助けで何日も夏場通うんだそうです。地名は言いません。相当北のほうで遠いところ。何回も手伝いに行って帰ってくるわけ。労力奉仕です、漁業者自身が。そうして手伝って労力奉仕をして信用を勝ち取って、初めて稚貝を卸してもらえる状況だということなんです。だから単に1枚9円だということだけではなくて分けてもらうための前提になる手間暇労力ものすごいものがあります。ここは行政もきちんと調査しそういう実態だということが把握できるのであればしていただいて、応分の助成措置をぜひ講じてもらいたいというふうに思います。これは生産者の生の声ですから議会で出しますよ、町長に届けますよってのはぜひ届けてほしいと。前の町長は聞いてくれなかったけども、

今の町長ならわかってもらえるはずだからネット中継見ますからと、こういう話ですからしっかりこれも答えてください。それで町長がどういう対応していただけるかということ私は注文したいと、着目したいと思います。それでせたなブランドという言葉は先ほど使っておりましたが、太櫓のホタテは専門家、あるいは道関係、檜山振興局関係者も評判いいんです。なぜかって言いますと身が締まって特に貝柱も非常に質が高いという評価です。それは生産者も誇りを持っているわけです。道東なんかも相当大量の桁違いの水揚げありますけれども、実質的には劣らない素晴らしいものだという事でもありますから、これはこれで着目注目をさせていただきたいと思うんです。関係者の中には稚貝養殖をやることにしようかという動きもあるようですから、そこは担当課もよく生産者の希望を聞いて、そういう動きがあるのであればトラウトサーモンの試験操業も大事ですし、私は予算付けに反対したこと1回もありません。ホタテのそうした取り組みにも町としては本腰を入れた支援策を考えるようにしていただきたいというふうに思います。

少し長くなりましたから3つ目のほうに行きます。ウニです。ウニは1番安定してるんです。1億7,000万です。瀬棚支所は。大成も3,800万ですか。このウニは町として大いに力を入れる必要があると思います。瀬棚支所の方面からは大成の種苗センター廃止にして始末してしまうくらいならウニの種苗生産中間育成施設こういうことで利活用できないかという生の声を私は頂戴しております。ですから榊田議員昨日おっしゃってましたけれども、単純に廃止するというのではなくて利活用するという方向でぜひこの問題も検討してみしてほしいと思うんです。ウニの問題言いましたら高橋町長はウニが繁茂すれば海藻食べられて磯焼けになるそういう心配もあるんだと言いましたけども、これはそういう受け身の話ではないと思います。磯焼け対策やればいいじゃないですか。これセットでやればいいだけの話なんです。私が提案しておりますのは藻場造成の一環ということになりますけれども、中歌港でやっている海中造林です。これをやればいいんです。これは昆布ということになりますけれども、そこから出る胞子が近くの浜にも活着して繁茂する大きなきっかけになりますから、これは海中造林ぜひやってください。当時の町長は全国的に調べてみたらどうも評判よくなってあんまり進んでないみたいなこと言ってますが、そんなことありませんから。漁業者もこれはやってみてもらいたいと。ぜひ議会で言ってくれという話になってますから、漁港には漁船以外ないんですよ瀬棚各漁港は。利活用したらいいでしょう。漁港全体がウニの養殖場になったっていいじゃないですか。船の出入りのない言わば半ば役目を終えた漁港になっているところがたくさんあるわけですから、そうした点にも視野を広げて藻場造成と種苗育成、当然、町長おっしゃってましたように深浅移植が必要です。沖から浅いところを持ってくると。それから瀬棚区は南北移植もやってるんです。南北移植ということは北側が比較的獲れるんですけども、北島歌側です。しかし高齢化していて人も減っているために獲りきれないという状況があるということなんです。ですから北側のウニを南側のほうに移植する、いわゆる水平色というやつです。もやっています。種苗を買ってきて放流するという事もやっていますが、種苗生産中間育成施設、これを具体的に河原町長時代に手を着けてみてはいかがかと思います。このウニは初期投資があまり要らないんです操業する上で。どういうことかって言いますと、磯船と覗く眼鏡、極端な話それだけ整っていれば年齢に関係なく相当程度の高

齢の方でもできるわけですから、しかも高値で安定してるんです。需要が大きいんです。安定して1億から1億5,000万、2億っていうことになると、サケ定置の安定性よりもずっとはるかに安定してるんです。そういうことに着目をして、このウニの振興策についてもしかるべく力をかけていただきたいというふうに思います。再質問のついでに最後に申し上げておきますが金がないということをよく高橋町長言いました。ぜんこねえんだと、私はあると思います。今現在4億7,000万円という産業振興基金あるじゃありませんか。かつて7億円くらいまで積み立てていたと思います私の記憶では。何をやったかって言いますと北檜山農協と新函館農協合併したときにそこから1億4,000万事務所を新しくする予算、ただそのためにだけに1億4,000万突っ込んだんですから、ある農業者言っていましたよ。農協の事務所が立派になったからといって俺たちの農業収穫が上がるわけでないんだと。それであれば新チャレンジ制度きっちり行き届くようにやってもらいたいと。新チャレンジ制度で補助金を受けて機械導入すれば生産性向上するでしょうと。要するにそういうことなんです。ないないと言いながらも無駄な使い方、無駄というと1面的かもしれませんが、より効率的な使い方をすべきだと思うんです。1億4,000万きっちり農業現場支援に打ってたとすれば相当の効果が上がったと思います。今でも4億7,000万の産業振興基金あるんですから、町長おそらくトラウトサーモンも何らかの救済策をしなければいけないと、これ当然考えているんだろうと思うんです。昨日の行政報告のトーンからいきますと。公平に扱ってあげてくださいサケもイカもホタテもウニも、そのことによって今の危機的な漁業全体が救済されるとすれば、私は漁業関係者の皆さんも町民も納得するだろうというふうに思うんです。再質問ごく少し長くなりましたが、町長あんまり長く答弁しなくてもいいですから、イエスカノーかくらいで明快な答弁を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり浜の活力が減りますと町の活力これは減る、私もそう思います。もちろん浜だけでなく例えば農業基盤である山の活力、それも落ちると当然この町は沈没してしまう。それは議員のおっしゃるとおりだと思います。それでイカさんさんたる状況ではございます。確かに現在、燃油の高騰、今下がってきてますけど当時は相当大変だったと私も推察しております。イカに限らず実は漁協からも要望が来ておりますので燃油対策については打っていききたい、そう考えております。その検討をさせていただきたいということでございます。

続いてサケの共済でございますが、確かに今後の漁獲量等好転していけばいいところでございますが予測はあまり芳しくないというお話もあります。今のところ漁協からは特に支援の要請は来ておりませんが、共済となりますとサケだけでなく各種魚種並びにまた農業や商工業のほうもそういう共済保険かけていらっしゃいます。その辺のバランスもありますので、ここの部分はちょっと慎重に検討させていただきたいと思います。

ホタテにつきましては、近年、斃死の問題も含めましてなかなか厳しい状況とは聞いております。種苗の確保のほうも産地のほうで種苗の生産がままたないという話も聞き、種苗につ

いての自主的な取り組みをされている業者もいるというふうに伺っております。その辺も勘案しまして種苗の例えば種子採取などの関係も関係機関、漁協や水産指導普及所等、意見を聞きながらどういった展開が今後ホタテの生産に対して必要なのか、それについて情報収集するとともに、どうやって伸ばしていくかを関係機関とともに検討してまいりたいと考えております。

最後にウニの関係でございますが、種苗センターの話、また海中造林のお話をいただきました。私としては、まず深淺並びに南北水平移植、これによって現在もウニの漁獲は伸びていると。それに加えまして議員もおっしゃられたとおり河川における砂防並びに治山ダム水位とかの効果も上げているということは私も感じているところでございます。まずその部分の支援をしつつ海中造林については、私もまだまだ研究が足りない部分もありますし、これについては関係機関ともよく協議して藻場の形成、スリットダムだけではなく現行の藻場造成だけではなくそういった仕組みも検討してまいりたいと考えております。種苗センターについては、もともとウニに向けての施設ではございませんので改造が必要ということを伺っておりますので、その辺も踏まえて今後のことを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問大分長くやりましたから再々質問簡単に言うておきます。町長、一般論で片づけなないでください。検討しますと言えばそれで答えは出るわけですが、やらないのも検討のうちなんです。だから一般論で済ませないで期限を決めてやる前提で具体化するということをしっかりおっしゃっていただきたいと思います。共済の問題について申し上げておきます。ぜひ他の共済ともバランスのとれる判断はしてみてください。中身をいろいろ調べるとやっぱり漁業共済というのは独特の仕組みで適応条件というのが極めて不利な状況に置かれているということもありますから加入率がすごく悪い保険なんです。そこに無理をして入らざるを得ないという独特のハンデがありますから、そこも加味をして万が一の生命線しっかり守るということに対してバランスのある支援策を考えていただきたいというふうに思います。サケ漁がもし全面撤退ということになりますとトラウトサーモン久遠漁協でやってるだけでは全くカバーできませんから。規模が全く違うんです。量が全く違うんですということを考えてみてください。トラウトサーモンに投入した町の助成金、道も一部含められておりますが、絶対の金額、数値よりもサケ定置の被害に対して過去、救済した被害金額極めて昨年度分を除けば少ないところかゼロだったんでほとんど。という不公平なことにならないように公平性のある対応をしていただきたいと思います。だから海中造林なんです。中歌港で実例があるわけですからきちんと調べれば結論出ます。一般論で各機関に相談をして、その結果どうでこうでって話じゃないです。実例あるんですから。それを調べてそれを普及するかどうかっていう決断を町長がすればそれで結論出ますから。いずれにしても今再質問で提起したことについて遅くない時期にきっちりどれだけの支援をするんだという具体化された内容を新年度に向けて提示をしていただくように特に求めて再々質問を終わりたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再々質問にお答えいたします。燃油については、現在進行形の話でございますから今年度中に結論を出して熟思する。サケ定置につきましては検討いたしますが、ちょっと私もその加入率等まだ勉強不足でございますので、そこは勉強した上、結論を出したいと思っております。

続きまして、そのほか海中造林についても私は申し訳ありません。中歌の状況を見ておりませんので、それも含めてホタテの種苗とかもそうなんです、現行の水産物生産向上事業自体は8年度で終了しますが、こういった全体に関わる事業につきましてはきちっと協議をしながら水産振興考えてまいりたいと思っております。私としては事業そういう大枠のせたな町を振興する漁業の振興につきましては9年度に向けて進めてまいりたいと考えております。もちろんできるものではないものとはありますが、ただ水産を今おっしゃられたことも含めまして関係機関と協議しながら盛り上げていく、そういう形を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（菅原義幸君） 再々答弁の中身の確認の問題で一つやらせてもらえませんか。

○議長（平澤 等君） 許可いたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今、令和9年度に向けてっておっしゃいました。私の聞き間違いですか。私は新年度からという前提でお尋ねしてるんです。今提起した諸政策について全部令和9年度まで先送りされたんでは浜もちません。全て令和8年度からやれとは言いません。しかし可能なものは新年度予算に計上するという方向で真剣に取り組むという答弁内容に修正してください。これは曖昧な一般的な抽象的な答弁だけで済ませていい問題ではないですから、私が何回も言ってますように浜深刻なんです。いや農業や商業は深刻でないとは言いません。そこはそこなりにそれぞれ特徴を持った深刻さがありますが、漁業が漁業としての独特の深刻な局面だということ。を町長も認識していらっしゃるわけだから、来年はちょっと検討ゆっくりさせてもらって仮にやるとしたら再来年、いわゆる令和9年度だなと悠長な話ではないということなんです。私は令和9年度っていうふうに聞いたのが聞き間違いかなと。今、我が耳を疑っているわけですが新年度でできるものは速やかに予算化して満額要求してるわけではないんです。モチベーションが下がらないように行政の強力な支援があるぞというその温かい心を生産者に見せてあげてほしいということ言ってるんです。もう一遍再答弁求めたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） ご質問にお答えいたします。もちろんできるものは取り入れていきます。それは私もやっていかなければならないと思っております。検討させていただきますということです。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の5問目の一般質問を終わります。

ただいまより午後1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

1 1 番、菅原義幸議員の6問目の質問を許します。

菅原議員。

○1 1 番（菅原義幸君） 町長、6問目の質問に入る前に一言言っておきますが、私できれば今日終わらせたいと思ってるんです全日程を。答弁次第ですから。そうですか。それで答弁書全部出来上がってると思うんですが、一般論、抽象論で答弁されますと結局再質問、再々質問せざるを得ないんです。どうも昨日1日、今日も午前中聞いてますと最初の答弁一般論です。非常に抽象的なんです。そうすると再質問で詰めなきゃならんし、そこではっきりしないものは再々質問でさらにお尋ねしなくちゃいけないことになるんです。これ私あと8問残ってますが、本当に答弁次第です。だから答弁書が出来上がってると思いますが町長の決断で最終的にはあなたの判断で答弁できるんですから質問に噛み合った端的で直接的なご答弁を求めたいと思います。そうすると私もまだ3月議会もありますし6月もあり、決算委員会もあるんだからそこは判断しますから率直に申し上げておきたいと思います。議長、6番目に入ります。よろしいですか。

くらし、コミュニティーの向上と交通弱者の足の確保について町長にお尋ねいたします。所信表明の2点目に暮らし、コミュニティーの向上を掲げ交通網の整備の促進と高齢者の見守り、買物支援を掲げているが次の施策について予算化を求めたいと思います。

①北檜山区まちなかバスの運行、②高齢者へのハイヤーチケット交付、③無料患者バスの運行、④認定こども園通園支援、以上4点の予算化を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の6問目のご質問にお答えいたします。

1点目ですが、現在、町では公共交通空白地帯解消に向け徳島、豊岡、松岡方面と小倉山、丹羽、愛知方面の実証運行を行っており、今後、交通事業者等と調整を進め令和8年度中に空白地帯が解消される見込みであります。そののちまちなかバスの実証運行を実施し交通事業者等と調整したのち、令和9年度以降の本格運行に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目のハイヤーチケット交付についてですが、デマンドバス及びまちなかバスの運行を最優先として取り組んでおり、その効果を見たいことから現在実施する考えはありませんのでご理解願います。

3点目、無料患者バスの運行につきましては、現在、大成区と国保病院、瀬棚区と国保病院を結ぶ2路線が患者バスとして運行しております。1点目でもお答えしたようにデマンドバスとまちなかバスの運行、それらの総合的な町内一円の交通体系についてさらなる検討を進めたいと考えておりますので、その位置付けについてはご理解いただきたいと思っております。

4点目ですが、認定こども園の園児の足の確保についてのご質問と捉えますが、現在、認定こども園きたひやまの教育利用児が7名、保育利用児が76名、合計83名であります。現時点で

は保護者から通園バスを希望する声は上がってきておりません。通園バスを運行する際は、保育士、保育教諭の乗車が必要であり、過去の置き去り死亡事故がないように年齢が低いほど安全の確保のため複数の職員が乗車し対応する必要があります。また送迎の範囲も広範囲となることが予想され、また保護者の就労等の状況により各々送迎時間についても様々な時間の設定が必要となってくる可能性があることから、本来の教育、保育業務に影響が出ることを懸念されます。現在、認定こども園では保護者との登園、降園時の対話を大切にしていることも含め通園バスについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 全て予算審査に移してもいいんですが、やっぱり一言ずつはお尋ねしなくちゃなんですよ。長々質問しませんが簡単に再質問しておきます。まちなかバスで9年度以降に検討したい。9年度以降に検討したいということは、はっきり言いますと先送り答弁だということになるんです。8年度で何で実施できないんですか。ずっと高橋町長もそういう答弁なんです。デマンドやってからにします。要するにデマンドを理由にして先送りしてきたにすぎないんです。同じ手法でしょ。これ考え直してください。それからハイヤーチケットを実施するつもりなしと。それは余りにも冷たいでしょう。高齢者の実態どう考えてる。年間12枚でもいいからぜひ欲しいと。これ私何年も言ってるんです。合併前旧瀬棚町で48枚やってたっつのは知ってるでしょ町長も。あなたが信頼してやまない平田町政時代です。道の補助金もありました確かに。高橋町長は道の補助金が復活されればやってもいいって言いましたが、道おそらく手はつけないと思います。そうそう道がやらないのに便乗して我が町もやらないかということなんです。高齢者対策やらないんですか。暮らしコミュニティの向上にどれくらい責任持ってるんです。交通網の整備促進、高齢者の見守り、買物支援やるんだったらハイヤーチケットもやったらいいじゃないですか。公約に偽りありということになりかねないように決断を求めたいと思います。無料患者バスの運行です。これもまたデマンド運行、これもまたデマンドの検討結果を見て総括的に検討を行う。いやそういう話じゃないんです。デマンドにすることによって200円無料から有料化になるっていうそういうものが出てくるんです。私は、これ梶田議員も何遍か言っておると思いますが、デマンド否定しません、どうぞやってくださいという話です。しかし通院証明が出たらその方が通院目的ということになるわけですから、タダにしてやったらいいじゃないですか。そういう極めて現実的な方法で通院はせたま町無料にしてるんだよという町になれるようにしたらどうだっていうことを言ってるんです。これ検討してくださいぜひ。

それから4つ目、現行の通園者の中にはないと思いますおそらく。私が聞いているのでは足が確保されれば行ってみたいなと思ってるんだという声があるっていうことなんです。だから単純にやりません考えていないということじゃなくて、対応を検討するという姿勢だけはきちんと持っていたきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えします。まず、まちなかバスでございますが8年度中に実証運行をまちなかバスについては実施します。その成果に基づいて9年度に本格運行に進めていきたいということでございます。どうしても委託業者の準備等もございますから本格運行は地域交通協議会におきまして、その旨で今議論を進めております。それでご理解いただきたいと思っております。

続きましてはハイヤーチケットの件でございますが、全く実施しないというわけではなくて、まちなかバス実証運行も行いますのでどの程度利用されていくか、それがあっても駄目なのかも含めて検討させていただきたいと思っております。

それから③3番目です。議員おっしゃられるとおり、デマンドバスの柔軟な運行、弾力運行については今後検討していきたいとそう考えております。その中で通院についても検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

4番、こども園の通園通学の関係ですが登園の場合については、ほぼ時間がそろっております。降園につきましては、親御さんのお仕事のご都合もあって3時だったり4時だったり5時だったり6時だったりバラバラでございます。そういったこともありますのでその辺も加味しながら可能性は探していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 簡単に再々質問やります。まちなかバスについてはわかりました。8年度テスト運行、そして9年度実施これを展望しているということですね。確認していいですね。

2番目のハイヤーチケットなんです。ハイヤーチケットの北檜山だけの問題じゃないです。まちなかバスってのは大成区、瀬棚区にどういう関係あるんですか。私がそもそも提起したのは、瀬棚区の高齢者から具体的に要求を持ち込まれてこの数年間ずっとやってきてることなんです。だから北檜山のまちなかバスの結果にかかわらず、制度として旧瀬棚町ではあったわけですから、それを町全体の制度として取り上げたらどうかと言っているんです。対象年齢もいくつにするとか具体的な積算してみてください。私は24枚も36枚も言ってるわけじゃないです。最小限12枚年間ね、ということをやれば、やっぱり町の施策の温かさというのが伝わるわけです。それで町の財政が傾くってというようなことにはならないと思っております。要は町長がきちんと高齢者対策、ここでおっしゃってるように、交通網の整備促進と高齢者の見守り、買物支援を行うということが文字どおり偽りなく実施するという責任誠意これを持ち合わせているかどうかということ試金石になると思っているんです。そこに焦点を合わせて実施する方向での決断を強く求めたいと私は思います。患者無料バスについては了解しました。検討するってことですか。早いうちに結論出してください。制度化私は無理ではないと思っております。現行の状況の中に通院費を無料にするシステムを導入すればいいだけです。

それから4つ目これは考えてみてくださいぜひ、そういうことも父母の中にはありまして、そういうことが解決されれば方法があれば通わせてみたいという生の声はありますから。それも町長の検討課題の中に据えていてほしいと思うんです。門前払いは私は納得できません。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再々質問にお答えいたします。まちなかバスは確かに北檜山区でございます。現在、大成区と瀬棚区につきましてはデマンド網が現在さらに拡充に向けて市街地を通過して走ります。そこを通過するときに、まちなかバスとしての補完をさせるということで進めておりますので、まずその沿線につきましては、例えば大里線並びに瀬棚海岸線そういった利用そのバスも使えるということで市街地基本的に十字に動けるように走らせる予定となっております。ハイヤーチケットにつきましては私もまだまだ不勉強の部分がありますので研究していきたいと思っております。

続きまして③につきましては、担当課に協議、検討させたいと思っております。

④につきましては、今生の声があるというお聞きしましたので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の6問目の一般質問を終わります。

続いて7問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 未来を担う子育て、教育の推進についてこれは町長にお尋ねをしたいと思います。

①保育所給食業務の民間委託による予算と直営による予算の差額は年間でいくらになるかお尋ねをいたします。これは食材も含めてトータルでご返答願います。

②学校やこども園給食等の地産地消教育の推進と保育所給食における民間委託による影響について説明を求めたいと思っております。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の7問目の質問にお答えします。

まず予算の関係でございますが、直営と今民間委託にしておりますが食材費は別途町で支払う形になっておりますので、今回ご用意いたしました数字は純粋に調理業務に係る経費ということで説明させていただきますのでご理解をいただきたいと思います。

まず1点目の保育所等給食業務の民間委託と直営による予算の年間での差額についてですが、令和7年度の単価等で算出し、民間委託が約3,800万円、直営では約2,500万円であり約1,300万円の差額になりました。

2点目のご質問ですが、学校での地産地消教育の推進につきましては、現在年2回せたな産給食の日を設け、ふるさと給食としてその日はほぼ地元食材にこだわった給食を提供し、地域への関心と生産者への感謝の心を育む教育を実施しております。また12月8日の有機農業の日に合わせて中学校では2年前から町内で有機農業を営む生産者や檜山振興局職員が講師を務め、有機農業についての食育授業を実施したのちに小中学校全校の給食では地元の有機栽培米ゆめぴりかと

有機栽培の大豆を原料とした味噌を使用したメニューを提供しております。今後の取り組みとしましては、年2回実施していたせたな産給食の日を季節毎年4回に拡大、増やしたいと考えております。こども園等での給食での地産地消教育でございますが、学校のようにせたな産給食の日を設けてはおりませんが、なるべく地元食材を使用した給食を提供するよう心がけておりこども園や保育所等では園庭でイモやミニトマト等をみんなで育て収穫、調理をして食べており、その土地で採れる食べ物を知り食べることの大切さや楽しさを知ってもらう体験も取り入れております。今後の取り組みとしましては、学校給食と同様にせたな産給食の日を年4回設定し地産地消を意識した取り組みを取り入れていきたいと考えております。なお地産地消に関しての保育所給食における民間委託による影響については、献立の作成と食材の調達には町職員である認定こども園の管理栄養士が行っており直営の時と同様であるため特に影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の7問目の一般質問を終わります。

続いて菅原議員の8問目の一般質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 観光、交流人口の拡大と太田神社の整備について町長にお尋ねをいたします。

①所信表明において、我が町の歴史的資源を求めて来町される観光客の存在に着目しているが、観光、交流人口の拡大との関連で太田神社に対する評価を伺いたいと思います。

②現状ではかなりの老朽化が進んでおり安全性が危惧されておりますが対応策について見解をお尋ねをいたします。

③憲法第20条、第89条に明記された政教分離に抵触しない支援策を探る必要があると判断いたしますが見解を伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の8問目のご質問にお答えします。

1点目の太田神社に対する評価についてであります。太田神社は道南五大霊場の一つ、また北海道最古の山岳霊場でありテレビや雑誌等、メディアでもたくさん紹介されております。その効果もあって全国各地から参拝客や観光客が訪れ外国人も参拝に訪れていると伺っており、せたな町の観光スポットの一つとしての役割も十分担っている歴史的資産と考え、観光、交流人口拡大の一助となっていると認識しております。

2点目の老朽化による安全性についてであります。本殿までの道のりは急こう配の石段とロープ伝いの山道を登っていき、最後はつり橋を渡って7メートルほどの鉄の鎖をよじ登ったところに本殿があります。都度、神社を守っている氏子さんたちをはじめ地域の方々が設備の修繕等を行っており、先般もつり橋などの修繕を行ったと伺っております。しかし関係者の高齢化や資金面において対応が難しくなっていると感じているところです。

3点目であります、議員おっしゃる通り政教分離という点において町がどこまで係ることができるかということについてとても悩ましい問題だと考えております。町としては、現段階で政教分離に抵触しない支援策としては以前の一般質問にもありました文化財の指定であります。過去の答弁にもございますとおり、町から修理等について一部補助を受けることができる反面、管理や修理面などである程度の制約を受けることになるなど調整が必要なものもたくさんあると考えられます。町文化財の指定にあたっては氏子さんや地域の方々、神社の関係者等の理解が必要となってきますが、一つの対応策として検討の余地はあるものと考えております。また全国各地の様々な課題への対応策の一つとしてクラウドファンディングという制度がございます。こういった制度の活用などについても関係者へ活用の道を探っていただけるよう町としても制度等しっかり勉強させていただき、助言、協力していければと考えております。いずれにしても町としても重要な観光資源であり地域と連携を密にしながらお互いの立場にたってどういった支援策、対応策があるのか考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。対応策としては今町長がおっしゃった2点だろうと思います。一つは町文化財指定、もう一つはクラウドファンディングこれどちらも詰めてみてください。一般論で過ぎさないで喫緊の課題として詰めてみてほしいと思うんです。関係者も文化財指定の問題については非常に大きな関心を持っているようであります。ただ行政側の大きなアクションがなければなかなか現地の状況から見て前に進むことが可能なのかどうかというふうにも思いますから、これは担当課の特段の独自の喫緊の課題としての取り組みを求めたいと思います。クラウドファンディングについてなんですが、これは町内の方でもある問題についてクラウドファンディング展開してる方がいるんです。ここでは申し上げませんが、ですから技術的な支援をしながら関係者に適宜そうした方法論について緊密な連携対策をとりながら対応すれば、これは決して不可能なことではないと思うんです。技術的専門的な支援をした中でクラウドファンディングというのは極めて現実的な方法だと思いますので、これ文化財指定にされる、されないにかかわらず手をつける方法論だと思いますので、町長、先にクラウドファンディングの構想おっしゃっていただきましたので、ぜひ河原構想と名づけて手を付けていただきたいと思います。これ現地の関係者にもそういうことを提起したいというふうに思いますので端的に再質問としておきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 町文化財の指定並びにクラウドファンディングにつきまして関係者と協議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の8問目の一般質問を終わります。

続いて菅原義幸議員の9問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 安心できる医療体制の構築と医師確保について町長にお尋ねをいたします。

①所信表明で安心できる医療体制の保持を明らかにしたが1病院2診療所体制を今後とも堅持することを確認したいと思います。

②医療体制・新病院建設調査特別委員会の中間報告に対する町長の見解を伺います。

③荻野吟子記念病院の位置づけについて今後どのように取り扱うのか見解を求めます。

④所信表明で医師確保対策を最優先に取り組むといたしました但し医師確保は最低5名、目標は6名とすることを確認したいと思います。

⑤町長が就任以来2カ月間が経過いたしました但し医師確保の進捗状況と今後の見通しを伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の9問目のご質問にお答えいたします。

まずはじめに2点目の医療体制・新病院建設調査特別委員会の中間報告に対する見解でございますが、新病院の有り方を含めて病院事業全体の見直し行い方向性を決めていく必要があると感じております。

1点目の1病院2診療所体制、4点目の医師確保数についても中間報告の内容として承知しておりますので、これらも含め今後の特別委員会において院長並びにスタッフ等の意見も織り込みながら中間報告に対する大筋の方向性を示してまいりたいと考えております。

3点目の菅原議員のいわれている荻野吟子記念病院、いわゆる瀬棚診療所の位置付けについてでございますが、中間報告を受けて医療体制全体の中で検討してまいります。どのような形であれ荻野吟子女史がせたな町で築いた功績は後世に引き継いでいきたいと考えております。

5点目については、紹介会社から複数の医師の紹介を受けておりますが、現在のところ残念ながら招聘には至っておりません。これまでの関係機関や紹介会社からの紹介に留まらず、私自らも新たな医師確保先の開拓に向けて努力を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。これ各項目を深掘りいたしますと相当の内容になりますが、議事進行の観点からごく簡単に限定してお尋ねをしておきたいと思っております。中間報告を踏まえると、その上で検討して方向性を出すということなんですね。その方向性の提示は目処としていつを展望していくのか端的にお答え願いたいと思っております。

もう1点、医師確保の問題なんですが、町長どうですか、新年度に向けて1人でも増員というふうに今、私ども希望を持っていいですか。それともいやまだ目鼻ついていないと。新年度、現状の2名プラス1、合計で3人体制ということになるわけですが、打開できると、前進できるという確たる状況にはまだ至っていないというふうに判断せざるを得ないのか。この点についても

端的にお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。中間報告に対する回答時期につきましては、現在、横山委員長との話の中では正式に決定はしておりませんが、2月並びに4月に特別委員会を開催する方向性となっていると伺っておりますので、その中で中間報告に対する回答を行いたいと思います。その上でさらに医療体制の検討並びに新病院に対する検討を進めてまいりたいと考えております。また医師の確保につきましては、現在もオファーはいただいております。いただいております返答待ちでございます。ですが相手もいるところでございますので確約はまだ私としてはできない状況であります。今後も紹介会社も活用しながら医療機関を訪問しつつ新たな医療機関の訪問についても進めてまいりたいと思いますので、医師確保については全力を尽くしたい。そういう思いで動いております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問簡単にやります。2月、4月を展望して中間報告に対する考え方をまとめて提示したいということなんです。それで先回りして伺っておきますが1病院2診療所これは確認させていただいてよろしいんですか。それから医師最低5名、目標6名、これも確認させていただいてよろしいんですか。この点、再々答弁で明快な答弁を求めたいと思います。

⑤の医師確保の問題なんです、率直に私申し上げておきたいと思います。医師確保最重点課題だとおっしゃったんで相当、秘めたる具体的な構想があるんだと思ってました。これ所信表明の5ページ目でありましたが、第6点目の第1に医師確保対策を最優先に取組、安心できる医療体制の保持に努めますと。この表現どおりでいくと相当具体的な裏付けがあって、こうですよという提案をいただけるものなりというふうに思うんですがどうなんですか。町長選挙を通じて町民の皆さんの中には大きな期待があるんです。これ単なる方針上の問題としてだけでは済ますわけにはいかない喫緊の課題として今私たちの目の前に提起されてきてるわけですから、これは新年度です。現在の2プラス1名、合計3人体制が明確に前進できるように具体的な医師確保こうだと言える提示を是非求めたいと思うんです。話をちょっと横道にされますが、実は12月の3日、4日でしたか。議長は副町長と一緒に医療機関の挨拶回りをしているはずなんです。昨日の行政報告、町長、副町長の動向を見ますとこのスケジュールがすっぽり抜け落ちてるんです。出てないんです。ちょっと見てください。私がもらった配布物には、その日程に副町長が町長に代わって行ったという日程にはなっておりませんので、これ行かなかったのか。行ったんだけども抜け落ちてるのか伺っておきたいと思うんです。出てないでしょ。出てませんでしょ。出てましたか。出てないですよ。それで議長から聞いております。町長が緊急の要件のために予定を変更して副町長が行ったと。あとは手塚事務局長でしたか、そうですね。このときの様子なんかもどうなのか議員の皆さんには、ぜひ副町長ではあっても報告をしていただきたいと思うんです。

要するに4月1日現状と変わりませんでしたということのないようお願いしたいなと思うんです。これもここで言っているかわかりませんが率直に出しておきますから。議長は年末なかなか忙しいし、日程もかなりきつめな日程なので行こうかどうしようかという率直な事前の協議を今年は副議長として頂戴しました。去年は決定してから事後報告だったんです。それで私はぜひ議長と日程きつい大変なスケジュールなのかもしれないが、同行してもらいたいという進言をいたしました。それは一つは町長が変わったということがありますから、だから議会も足並みをそろえて行くということが大事かと思っております。特に去年は前町長と議長同行されておりますから、そういうレベルを引き下げるような対外的な行動はこれは回避しなければいけないだろうと思って、議長に私の判断を率直に申し上げました。議長はそれを真正面から受け入れていただきまして行ってきましたよという話でしたから、ぜひそうしたことについてもこの一般質問の答弁の中で触れてみていただきたいと思うんです。これは理事者の仕事だけだというふうに私は決して思っておりません。議会も挙げての重要な課題だというふうに思っておりますので、ぜひそういう視点も含めたご答弁と今後の決意、決心、見通しもう一遍触れていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の再々質問についてお答えいたします。まず中間報告の部分につきましてですが、1病院2診療所体制につきましては、それをベースにこれを検討してまいりたいと思います。その中で医師確保の問題が出てまいります。まずちょっと医師確保の12月4日から5日の動向について未掲載なのは、これは11月30日までの部分を毎年、出しておりますので12月の報告が入っておりません。そこはご了承いただきたいと思っております。

続きまして12月4日、5日の行動を代わってもらった理由につきましては、当町内のもう一つの医療機関であります道南ロイヤル病院、こちらの親法人でありますイムスグループの理事長並びに総事務長、総看護師長がいらっしゃるという情報が突如入ってまいりまして内部で協議した結果、道南ロイヤル病院の果たす役割も鑑みまして、私が残って今後の例えば現在お願いいたします療養病床の存続並びに人工透析、この界限では珍しい人工透析の維持をぜひともお願いしたいということで依頼のために懇談をお願いしました。

医師確保につきましては、なかなか決め手がない中でございますが、私としてはこれはもうまめに数を打つしかないということで新しい開拓先も考えていきたいと思っております。例えば北海道家庭医療学センターとか、そういう地域医療に対して医師派遣を積極的に行っている医療法人やグループ、そういうところに積極的に働きかけを行っていききたいという考えでございます。何よりも医師確保、医師免許を持っていないと進まないことではございますが、町民の健康を守るために議会中間報告にもございましており議会と町、議員全員が医師確保の構成員であるということで中間報告をいただいておりますので、そこは両輪でともをお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 医師確保は最低5名、目標は6名とすることを確認したいと。この点については一貫してご答弁がないんですが、答弁漏れとして補助願います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 5名ないし6名というところでございますが、現行の体制を維持するためには院長とも協議しましたが4名ということになっております。その上でさらにその医療の質を高めるために5ないし6ということで、その部分も踏まえながら中間報告に対して向き合っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の9問目の一般質問を終わります。

菅原議員、次入ってよろしいですか。

ただいまより2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

11番、菅原義幸議員の10問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 地域猫活動団体に対する支援策について町長にお尋ねをいたします。

①当町に存在する地域猫活動団体ソラネコせたなの活動について、どのように把握しておられるのか伺いたいと思っております。

②ソラネコせたなは飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の繁殖を防ぎ、TNRこれは保護、不妊手術、元の場所に戻すであります、や住民と協力して猫の管理、見守りを行う団体であり、現在7、8人の町民が約200匹程度を扱い町民の快適な生活環境の保持に多大な貢献をされております。年間100万円前後の赤字を抱えながら奮闘されているとのことですが町としてどう思うか伺いたいと思っております。

③浜中町、苫前町、増毛町、函館市などの先進市町村では不妊去勢手術に補助金を出しているが当町における導入を促したいと思っております。

④名寄市、伊達市等でも飼い主のいない猫への対処に対する地域の啓蒙に系統的に取り組んでいるが、捕獲器の貸出し事業や活動団体に対する町の施設の貸出しなど様々など支援方法があるので検討を求めたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の第10問目のご質問にお答えいたします。

1点目ではありますが、地域猫活動団体ソラネコせたなは行き場をなくした猫たちの新しい家族

探しや不妊手術を推進することで、猫と人が幸せに共生できる地域を目指し当町を拠点に保護猫の家族探し、迷子猫の搜索、不妊、去勢手術の推進、保護猫シェルターの運営、譲渡会の開催などの活動をしている団体であると把握しております。

2点目ではありますが、ソラネコせたなの活動の中には猫の繁殖を抑え住民の生活環境の改善に寄与され、大変ご苦労なさっている活動であると認識しております。

3点目の不妊去勢手術に対する補助金の関係であります、当町におきましてはTNR活動等に無料不妊チケットを交付する団体がございますので、これらを活用し対応してまいりたいと考えております。

4点目ではありますが、当町においても飼い主がいない猫並びに捨て猫が発生しないよう正しい飼い方について広報紙などで啓発しているところでもあります。なお捕獲器につきましては猫専用ではなく中、小動物の対応のものが当町にございますので要請に応じて貸出し等検討するなど協力を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 簡単に再質問しておきます。不妊去勢関係でチケットを交付している団体があるんですって、よく聞き取れませんでした、それは名称及び活動実績、展開についてもう少し詳しく説明を求めたいと思います。その上でソラネコせたなどの連携というのは具体的にどういう展開になっているのかお尋ねをしたいと思います。町長、申し上げておきたいのは、一つのエピソードなんですけどこういうこともあるんだそうです。ソラネコ団体のほうに対しこれは悪意ではないんでしょうが、これこれの猫がいるけれども何とか始末しろといいますか、あなた方の責任だろうっていうか、守備範囲の問題だろうとかというスタンスで提起される方がいらっしゃるんだそうです。それは悪意を持ってやってることではないんでしょうが、そういう他の町民の方からある種強制力を持って提起されるということになりますと、それはこの団体の本来持っている責任の範囲から逸脱することになると私は思うんです。いいですか言ってることわかりますか。これはあくまでもボランティア団体なんです。そのボランティア団体にこれはおまえたちの仕事だろうというような提起をなさる方もいるやに聞いておりますが、そこは善意ではあったとしても、それはいささか対応に考え方違いがあるのではないかと思います。それは今ここで行政に求めることではないんですが、ボランティア団体の責任の範囲と限界というものをよく住民の方にも知っていただく必要があるそういう案件なのかなと思います。それで答弁が明確でないんですが、この団体に対する評価をきちんとしていくということになりますと、先進地で取り組んでいる行政としての支援、これは我が町でも明確に具体化をしておく必要があるだろうと思います。捕獲器の件についてはわかりました。町の施設の貸出し等についても適切な施設があれば、休んでいる施設などがあればそれを一定の期間、対応策に使用するという事は非常に有力な支援策になるそうです。もちろん使用し終わったあとはきれいに清掃して元の状態に還元してお返しをするということは当然なんですけど、そういう点の配慮もあると非常にありがたいというようなことも聞いております。そこで申し上げたいことは、ボランティア団体のほうともきち

んと接触を持って今行政としてどういう支援が可能なのか、先進地の事例などもこれ出てますから。私もネットで各町のホームページから引っ張ってみましたが、程度の違いはありますが犬も含めた避妊手術、去勢手術に対する補助もあるんです。浜中、苫前、増毛、函館もそうですが。こういうことも一つ担当課において十分調査していただいて先進地の事例をひもときながら、我が町で対策可能な積極策を打っていただくように特に督励をしておきたいと思います。猫の問題もいろいろ勉強してみると奥が深いんです。これも最近得た情報なんです、アニマルコミュニケーター有資格者も町内に今年誕生したようであります。アニマルコミュニケーターこれは有資格者なんです。一定のトレーニングを受け資格を得るものなんでしょうが、マニマスコミュニケーターという大変貴重な方も誕生しておるといふうなことを伺いましたが、そうした方とも連携しながら行政として可能な対応をしていただきますように再質問で申し上げておきたいと思います。端的に答弁いただければ結構ですから。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問をお答えいたします。まず不妊チケットを交付する団体につきましては、これは全国団体であります公益財団法人どうぶつ基金という組織がございましてそちらで交付されております。このチケットというものは動物病院におきまして、このチケットを使うと避妊手術が行える、そういうチケットでございまして、この団体が無料でこういうTNRの行為に対して交付されるものということで伺っております。ソラネコせたなの活動は大変有益というか、公共的な活動でございまして、当方のほうも例えば動物愛護法に基づくきちんと愛玩動物の飼い方、またその責任を持って死ぬまでっていうことですか、最後まで看取る、そういったことも含めましてまた啓発を進めたいと考えております。なお捕獲器の話もさせていただきました。公共施設につきましては普段人が出入りする公共施設におきましては、どうしても動物アレルギーの方、もしくははにおいも発生しますので、そのにおいがダメという方もいらっしゃいます。なのでそういうおそれがない施設だとかを活用しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） もう一つお尋ねしておきますが、そのチケットを具体的な話になります。ソラネコせたなさんで必要に応じて適宜運用できるそういうシステムなんですか。その制度があるということについては今承りましたが、その制度を実際に具体的に日常的に適宜運用が可能なシステムになっているかどうかということなんです。道内では自治体独自に補助条例作って、それが効率的に運用されている先進自治体があるわけです。今の町長の答弁ですとそういうチケット団体があるということであるならば自治体独自の支援条例必要ないよというふうに聞こえるわけです。そこをきちんと私が理解できるように説明をしていただきたいと思います。町独自の支援策は必要ないという意味でそういうご答弁をされているのか。町独自の支援策は支援策として打つけれども、しかしそれとは別にこういう制度もあるんですよというご答弁なのか。そこは私が誤解をする余地のない明快な答弁をしていただきたいと思います。そういうことです。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） この公益財団法人どうぶつ基金の避妊チケットにつきましては、こういう団体が申請できる枠、これは個々の1頭1頭の猫に対しての手術する場合を想定して団体枠というのがあります。また行政枠というものがございまして、たくさん繁殖して地域ごとに避妊を多数頭避妊しなければならないとか、飼育崩壊を起こしてとても団体枠では手を付けられないというときに、この行政側から申請してそれを交付することができる両方の仕組みがございまして。当町としましては、その行政枠のほうをきちんと受けられる形を整えまして支援してまいりたい、そういう形で考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁がちょっと私の質問に必ずしもかみ合っていないのでもう少し詳しく説明を補充していただきたいと思うんですが、私が聞いているのは、そういう制度があるからだから独自の支援策はしませんよという答弁なのか。そういう制度は制度として利用するけれども、そこにカバーされないケースの場合には町独自でも支援策を打つということなのか、そこを明確にさせていただきたい。これが再々質問の趣旨なんです。お答えになっていないと思いますのでそこは明確にさせていただきたいと思うんです。あえて踏み込んで言えば、そういう制度があるということはわかりましたと。それはそれで運用なさったらいいでしょうと。しかしそこでカバーされない場合にも町独自として補助制度の政策を打っておけばより合理的な対応になるんではないのかということをお願いしたいわけなんです。そこに焦点をあてて片手落ちにならないように全面的なご答弁を最終的にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） お答え申し上げます。まずこの制度を活用したい。団体枠でなくて行政枠でないものをまずこれで運用したいと考えます。私どもも今後も団体の活動と団体と協議していった足りない部分等検討してまいりたい、そういう姿勢でいきたいと考えています。

以上です。

○11番（菅原義幸君） 足りない場合は検討するという事なんですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（河原泰平君） まずは協議させていただきたい。そこで洗い出しを進めていきたいということでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の10問目の質問を終わります。

続いて11問目の菅原議員の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは株式会社クリエイティブオフィスキューとの包括連携協定について町長にお尋ねをいたします。

①株式会社クリエイティブオフィスキューに制作を発注した観光パンフレットの発行部数と支

払額についてお尋ねをいたします。

②これまでの運用部数はどの程度でしょうか。株式会社クリエイティブオフィスキューに発注した理由を伺いたと思います。

③町職員が各課横断的に知恵と力を発揮すればより優れた編集は可能でありました。なぜそうしなかったのか伺いたと思います。なお町内業者に発注したということを情報として得ましたので後段の部分については質問から割愛いたします。

④わずか6年間で18もの事業を同一企業に発注することは正常ではないと考えます。株式会社クリエイティブオフィスキューとの包括連携協定は、どちらか一方が通告すればその年度で終了できます仕組みになっております。町長が交代したこの機会に協定の終了を決断をすべきであります。町長の考え方を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の第11問目のご質問にお答えします。

1点目ですが、観光パンフレットの発行部数は6,000部で、令和6年度に編集やデザイン料としてオフィスキューに114万1,800円を支出し、令和7年度に町内業者で印刷を行い33万6,600円を支出しております。

2点目の運用部数ですが6,000部の内、約3,800部を使用しております。また発注した理由についてですが、制作経費の縮減を目的として合併記念誌、町勢要覧、観光パンフレットを一括発注するため公募型プロポーザルを行った結果、オフィスキューと契約に至ったものであります。

3点目でございますが、議員がおっしゃるとおり高度のセンスや技術を要する編集やデザイン等を職員は手がけてはおりませんが、提案された内容の確認や変更、追記などの校正作業は担当課職員により行いパンフレットの完成に至っております。

4点目については、映画関連事業やタレント等の派遣事業については、包括連携協定を結んだことによって開催できたものと考えております。今後においても偏りなどの誤解を招くことのないよう公正公平に対応していき引き続き必要があれば、包括連携協定を活用した事業を実施していきたいと思っております。協定そのものには負担金が発生するものではないことから現在協定の終了は考えておりません。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） ③の質疑の整理をしていただきたいと思います。質問者のほうから質問したときに申入れがありました。それがあったのですが町長はご丁寧に答弁されましたので、その辺の整理を議長のほうでしていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） ごめんなさい。ちょっと飲み込めなかった。

菅原議員、再質問よろしいですか。ちょっと私も今議事進行発言ありましたが、ちょっと飲み込めないとこあったんですが。

○11番（菅原義幸君） 最初の質問で、すでに申し上げました。

○議長（平澤 等君） 一般質問を続けます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） わかりやすく言いましょう。③で町内業者に印刷を発注すべきではなかったのかという疑問をしてるわけです。これは割愛をしますと言ったんです私は。町内業者に発注してるということを掴んだからこれは要りませんよと。質問していないのでご答弁も必要なかったわけです。多分石原議員は要らないよって言ってるのに何で答えたんだということをおっしゃりたかったのかと思うんです。そういうことなんだろうと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員にお尋ね申し上げます。ただいま質問と町長から回答があったわけでございますけども再質問についてはいかがですか。そうですか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 本当はわかりましたって言ってやめたいところなんです、町長ちょっと今のね答弁いただけませんか。これまでの議会でオフィスキューの問題を私がどういう角度からどういうふうに取り上げてきたのかということをお聞きしたいんですが、こんな答弁ならんでしょうよ。あまり時間かけないでやりたいと思いますが、経費安くするために3つの事業をオフィスキューに発注したんだと言いますが、オフィスキューに発注するから114万2,800円という予算を計上してオフィスキューに払わなきゃいけないことになったんです。答弁と実際と真逆じゃありませんか。私パンフレット入手してるんです。全部で18ページです中身。中身見ました。職員できますよこの程度の編集ならば職員できます。町長見ましたか中身、オフィスキューでなければできませんかこの編集、違和感のある編集随所にあります。町職員ならばこういう編集しないだろうなど。これで観光客にせよ町のアピールをきちんとできる内容のかなと疑問たくさんあります。何で外部業者なんですかこの編集を。発行せよ町これはいいです。製作（株）クリエイティブオフィスキューなんて外部ないんですか。せよ町の職員にノウハウがないんですかこれ。町長どう思います。しかも114万2,800円、経費安くするために外部発注したんだと言うけれども、外部業者に委託しなければ1円も要らないじゃないですか。答弁なってませんよ全然。それで議会で私が納得するというふうには考えているとすれば、ちょっとおかしいんじゃないですか。ずっとまちづくり推進課のこの問題では私やりとりしてきている経過があるんです。これはきちんと答えてください。それから僅か6年間で18もの事業を同一業者に発注することは正常ではないと私言ってるんです。何でせよ町ができる仕事を特定の業者にしかもこれ随意契約ですから、公募したというものの随契でやってるんですから、オフィスキューありきを前提とした発注なんです。これ企業の癒着だって言われてもしょうがないんです。だから高橋町長にはそこを厳しく私は指摘したんです。よもやあなたの代になってから寸分変わらない全く同じ答弁をするとはこれは想定外でした。もうちょっとましな感覚で普通に答弁なさるだろうと私思いましたが、これは大変残念です。もっと正常な普通の感覚を持って対処していただきたいと思います。先ほどの答弁なんです。まだ連携してやりたいことあるから契約を破棄しないと。何でずるずるずるずるやるんですか。特定の企業と特定の癒着関係持ちゃいか

んというのが地方自治体の本来の姿じゃありませんか。平成30年からずっと続いているんです。映画作りがきっかけだっておっしゃるんなら映画作りもう終わっちゃったんじゃないですか。もう過去の問題なんです。何でずるずる続けなきゃいけないんですか。しかも何か今金、せたな町の特産品開発で相当の予算計上してオフィスキューここを巻き込んで特産品造ったようですが、その出発点になった協議会が解散してしまったんです。ご承知ですか、知ってますか。これもオフィスキューの仕事としてやったんですオフィスキューは。いろいろ調べてみますとオフィスキューありきでこの協議会の作業始まっているんです。私は異常だと思います。今は河原町長になったからそういう経過も踏まえて一貫して私問題にしてきているのを町長ご承知だと思うから、わかりましたと来年は一旦、協定延長は見合せますという答弁をするものなりと思ってました。何でそれができないんですか。理由をおっしゃってください。何もメニューがないんでしょ。当面何の必要もないんでしょ。これとこれが必要だということ何も出してません。けどずるずるずる関係だけを続けるんだって、こういうばかな話ありますか。地方自治体は身ぎれいにしなきゃならんです。関係は清潔にしなきゃいけないんです。これ営利でやってるんですこれは。全部金伴う事業なんですから。私は新しい町長にはそこはしっかりした見識を持っていただきたいと思います。今後もし将来発生したとするのであればオフィスキューにかかわらず本当に必要な連携協定が浮上してきたのであれば、それはそのとき具体的に議会に提案して議会の了解も取って締結したらいいじゃないですか。しっかりしてください。答弁を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。まず観光パンフレットの編集の問題でございますが、パンフレットにつきましてはセンス、それからデザイン、技術そういったものが編集には求められます。その上でかつ職員は様々な仕事を抱えておりまして、これをさらにやるとなると時間外等をかけてでもやらなければならない。そういった中でそういう高度な技術も含め、またソフト等購入を検討した結果この委託に至ったと考えられます。そういうことで委託事業というのは活用されたと考えております。またオフィスキュー前提かどうかにつきましては公募型プロポーザルで行われております。公募型プロポーザルにつきましては、普通の一般競争とは確におっしゃるとおり違うと思います。手続きは違います。ただ公募して審査会を経て複数団体の中から選ばれた団体、その団体や法人が随契という契約を持って契約する。それはなぜかといいますと一般入札ではございませんので、数字だけの入札ではございませんので、その選定結果に基づいて1社と取り結ぶために随意契約という現行の制度で取り結ばなければならない。そのように地方自治法で定められてますことからそのように進めたものということで理解しております。オフィスキューにつきましても包括連携協定ほかに結んでる団体も、オフィスキュー以外にも結んでいることもあります。そういった連携協定につきましては、また今後の展開も含めまして連携協定の全体を確認して検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再答弁なってません。私聞いている基本点についてはほとんど答えてな

いんです。これやりますと相当時間必要ですから、私は年が明けた1月の政策調査特別委員会で追加の質問せざるを得ません。今の町長答弁かなり問題です。地方自治法まで引っ張り出して間違った発注方法を合理化するなんてのはやっちゃいかん論法です。なんの答弁もなっていないじゃないですか。何でオフィスキューでなきゃいけないんだってという答弁にも全く答えていない。それからもっとけしからんのは職員時間かかるから外部発注したんだって答弁です。ばかな話ありますか。職員の本来の仕事ですよこれは。担当課の職員この程度の仕事こなせないで何の仕事をするんですか。時間がかかる、高度な技術必要、ソフト面を考えて云々と。役場職員パンフレット作れないんだよって、あなたそんなことおっしゃっちゃったら職員のプライドやモチベーションどうなるんですか。これは民間にだって民間の普通の業者だってやりますよこの程度のことは。写真その他あればいいんですから。あと編集技術の問題です。これね問題ですよ本当に。私もある方と検討しましたが、これはパンフレットとしてはまずいなど。これでせたな町ですという、とても言えない内容です。言ってくださいオフィスキューのほうに、議会議員でそういう指摘出てますよってしゃべってください。みっともないですよこのパンフ、何を言いたいかわからんですもの。不的確な表現や編集上の決定、欠陥がいっぱいあります。これよりレベルの高い職員いるじゃないですか。それを110万もかけて外注するんです。タダで済むのに。町長答弁全然なってません。これ時間かかりますから私、先ほど言いましたように、政策調査特別委員会で追加で取り上げて今の町長答弁、会議録精査して問題点全部洗い出しますから、これ議長再質問取り止めます。しません。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の11問目の一般質問を終わります。

続いて菅原義幸議員の12問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 職員人事のあり方について町長にお尋ねをいたします。

①合併以降今年度までの定年前退職者の実数をお尋ねをいたします。

②定年前退職者が多いことについてどう考えているのか改めてお尋ねをしたいと思います。

③11月1日の人事異動は健康推進課長と福祉課長の欠員によるものでありますが、想定外の大規模異動となりました。予算編成最中のあり方としては如何なものなのかといわざるを得ません。人事異動の真意をお尋ねしたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の12問目のご質問にお答えいたします。

1点目の合併以降今年度までの定年前退職者数の実数については、資料を提出させていただきます。

2点目の定年前退職者が多いことについての所見であります。若手、中堅職員の退職者が多い状況にあります。これは前段でも申し上げましたとおり、せたな町に限ったものでなく全国的にみてもそのような傾向、客観的にはそういう傾向になっております。各自治体においても欠員補充の職員採用について苦慮されていると伺っております。福嶋議員の一般質問でも申し上げま

したが、職員の家庭の事情や自分にあった新しい仕事にチャレンジしたいという考えがあるようです。繰り返しになりますが、町としては退職理由などしっかり分析した上でこの防止に向け取り組まなければならないと考えております。

3点目の11月1日付の人事異動についてでございますが、課長職2人の欠員補充に伴っての大幅異動について如何なものかというご質問でございますが、限られた人員の中での補充でありポストの数だけでなく総体的なバランスを考えた人事配置を行ったものであります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 再質問の前に先ほど答弁の中に1点目の定年退職者の実数についての資料を提出したいということでございますので議員皆さんに配付いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

再質問、菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。すごい数です、200です。特に令和4年度では16人、それから令和6年度ですがこれ12人、すごい数じゃないですか。町長に聞きますと家庭の事情や本人の希望によるものななんと、全国的傾向ですよって、そういうことですか。昨日福嶋議員からも提起がありましたが、その程度にしか捉えていないとすればそこに問題があるわけです。私が個別具体的につかんでいる問題だけでも家庭の事情や本人の希望によるものだと単純に言えない現在の職場の置かれた環境の中で、退職を決意せざるを得ずして退職した方はたくさんいます。何でそういうことについて触れないんですか。こんなきれいなこと言って大したことないわ、全国的な問題だわ、家庭や本人の希望であったんでしょなんてそういう答弁しかできないところに私は河原町長の脆弱さっていうものを感じます。おそらくこの答弁というのは担当課が原案を作って、それで答弁調整やった結果、町長も採用したものだと思うんですが。これ担当課も問題です、この程度の答弁しか用意できないなら。職員を所管してるセクションっていうのはあると思います。これだけ大量に出てるんであればどこに問題があるのか。本人の退職の真意は何なのか、酌むべき教訓を酌み取って職場内のガバナンスをどう改革、改善するのか、定着する職員にとってより働きやすい、働き方改革の課題も含めてどう教訓を酌み取るか徹底的にやったらいいじゃないですか。何の努力の痕跡も伺えない答弁なんです。寂しいですぬすごく非常に残念です。原点に戻って町長、職員人事の問題を考え直してください。私この問題も深刻な問題だと思ってますから。先ほど職員スタッフ数足りないんだと、それで外部に委託するんだみたいな答弁なさってましたが、そういう危機的な状況現れてきてますでしょ。例えば、まだ時間ありますからちょっと横道にそらさせてもらいますが、農林水産課の体制なんて大変です。3月31日までいた課長が現在いないんです。まちづくりのほうに課長が行きましたから、当時の補

佐は今稚内行っちゃったでしょ。その上、町長は代わる、副町長が代わるとなれば肝腎要のせちな町の基幹産業の一つである漁業問題もまともな議論できないんです。何で今年11月1日に農水の課長を動かさないといけないんですか。総体的にバランスをとったっていうんですか。バランス崩れちゃってるでしょ。しかも予算編成ど真ん中です。私はまともじゃないと思います。だって町長の穴これは保健推進課でしょ。これは課長補佐の方を課長に昇格させたわけです。課は違いますが。福祉課長もこれは副町長に昇格しましたから上がってきました。これも内部昇格やればそれで済む話じゃないですか。普通に考えたらそうです。こういう大幅な大がかりな人事異動っていうのは来年4月の人事でやればいいんですから、なぜそういう感覚にならないのかなと思います。私は人事権に介入干渉するつもりはないんです。しかし今回のやり方は異常です。庁舎内部の評判聞いてください冷静に。まちづくりを動かす、そのあとに農水が来る。農水のあとに今度は農業委員会でしょ事務局長。そこに三杉荘の所長でしょ。その所長のあとに病院事務局次長でしょう。そのあとにさらにこれは出納室から移動させると。バランス取れないからこういうことをやらなきゃならなくなるわけでしょう。補佐を1人昇格して福祉課長にすればそれできちっと収まってるわけじゃないですか。常識外れのことを私はやらんほうがいいと思います。高橋町政の20年考えてみますと前半と後半、人事考課の問題では明らかに違っておりました。私はそう見てます。人事調書をきちんと取っていた時期と、とれなくなった時期とはっきり差がありますから。合併当初いろいろな事情で合併当初辞めていった方が出てくるというのはこれはある意味では避けられない話であります。激変あったわけですから。しかしその後の時期の中での定年前退職者っていうのは、これは相当注意を払って一人一人がどのような理由で職場を去らざるを得なかったのか、背景を深くつかんで対処する責任が使用者であるところの理事者にはあると思います。私一つわかりやすく町長に聞いておきますが、人事調書これ合併後は、あなたも職員だったからわかると思います。人事調書です。要するにわかりやすく言いますと、今の部署についてどのような抱負見解持っているか、それから希望する今後、移動する先の課等々があるのかないのか。そしたら個人からの調書をこれはいつまでとっておりました。最近取っていないというふうに聞いておりますが、今後きちんととって一人一人の職員の声と希望も生かしながらモチベーションをしっかりと高めてより効率的な高いレベルでの業務展開できるように、そういう改革をするという気持ちはありませんか。この点もお尋ねしておきたいと思います。ちょっと時間がかかりましたから一旦ここで区切っておきます。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。まず職員の退職の理由につきましては、様々な理由があると思います。その中にはここにやりがいを見い出さず、ほかにやりがいを見いだすということでそういうふうな事情もあると思います。その部分をやりがいをきちんと、確かに菅原委員おっしゃるとおり分析していくそのことは大事だと考えております。強いやりがいを感じる要素として自立性、有能感、関係性というものがございます。そういったことを含めて課題解決能力の発揮だとか、毀損だけでなく新たに開発獲得していく能力を生かす、議会も含め民意との良好な繋がり、そういったものをいかに持っていくか、そういったこともやは

り職員育成には大事だと考えております。そういったことも踏まえまして人事調書のお話でございますが、人事調書という名目でやられてたのは確か合併後数年間でございます。その後、現在人事評価制度というものが導入されまして、それで年間計画を立てそれに自分の能力を評価し、中間面談、最終面談によって上司の面談を行う。そのときに希望も含めて聞き取る。管理職につきましては副町長が面談する。そういう形で希望をとる仕組みはございます。それをさらに深めましてきちんと希望をとっていける体制をとっていきたいとそうように考えております。

11月1日の人事異動につきましては大幅な異動というふうに評価は受けておりますが、理事者としていたしましては、何とか最低限に収めようという苦慮の結果でございます。そういう先ほど言いました役場の体制を何とかしたいということの発揮、その結果あの人事だったということで述べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これも再々質問せざるを得ません。再々質問せざるを得ませんよ。町職員として誇りを持ってせたな町民に尽くしたいというふうに思っているとすれば、これ職場変わりません。公務員としての高い自覚と誇り、やりがい、生きがいです。そういう仕事をできるような職場づくり行政、人事管理そうしたものが大事なんじゃないですか。それでもなおかつ家庭の事情や諸般の事情で転職せざるを得ない方が生まれるということは、それは100も承知であります。しかしこの数字異常です。全国的な傾向でしようがないんだと。現状人数足りないけども何とか頑張っていきたいなど、そういうレベルの話ではないんです。町民サービスの低下につながってる深刻な問題なんです。私は町長の捉え方としては不足かなと思います。そう言わざるを得ません。それからもう一つは人事評価、今後、取り組んでいきたいと言ってますが、最近一連の人事見ますと内示します。内示であとに逃げ隠れできません今のやり方ですと。要するに何を言いたいかって言いますと、少なくとも例えばこの部署に行こうということであるならば、どうかという事前に何らかの本人の打診や意向があってもしかるべきだと思うんです。もちろん人事権者が行使をするっていうことでありますから、そこにはわがままだとか、得手勝手だとか、エゴだとか、そういう類いのものを許さないということは、それはそのとおりです。しかしそのことと全く本人の自主性、自発性、規模、主体性これを見殺しにしたまま将棋の駒のようにある日突然おいおまえは向こうだと、おまえはこっちだと、ここにおまえはいるけどもこっちに来いと、御名御璽で一方的に人事権を行使することが結果としてどういうことを生むかっていうことなんです。私申し上げておきたいのは町職員は将棋の駒じゃないんです。右から左に勝手に動かしていいということになりません。意思と希望と主体性を持ったそうした自覚した人間から構成されているんですから、将棋の駒みたいな扱い方されちゃったら壊れちゃいます。私はそういう危険性我が町にあると見てます。ある時なんかはある副町長が自分のパソコンの中の職員の名簿をあっちこっちいじくってこういつはこうだあいつはああだと、これはそうだっていってかなり大幅な人事異動やったことがあるんです過去に。その数たるや半端でないです。じゃ動かされた職員はどうなのかって聞きますと、自分はこの部署で2年後、3年後こういう展望を持っ

てこういうことをやりたいと思って今年1年頑張ってきたんだけど、そんなことお構いなしに全く関係ない部署にぽんと飛ばされたと。逆らったりすれば職場にいらなくなるからしょうがないけども、とつてもやられてないって言うんです。生の声聞いてますから私。それからもう一つ例を挙げますが、私が議長時代です。課長職です。ある方が人事異動終わってから1週間ぐらいたってから来まして突然、いきなり議長室に入ってきて話聞いてくださいと。話を聞いてくださいって言うんです。私は今までこういう部署にいたけれども全く想定外の不得手な未経験の部署にいきなり発令されましたと。いいとか悪いとかって言う話じゃなくてここに行くことになったからと、従えと、問答無用だという話です。そのときにびっくりしてショックを受けて心臓が早鐘のように打ったって言うんです。その鼓動が今現在もとまってませんとドキドキですと。要するに何とかありませんかって話です。これは議長といえども何とかならないんです。発令終わっちゃって外形的な手順、手続きは完了してますから。それは人事権に対する介入というのは私は原則としてしないということにしていますから、お話は十分に承りましたが、酷いことやってると思いました。だから将棋の駒みたいなものでしょうっていったら、そうなんですよねって、どうしたらいいものかと、その悩むたるや私は深刻だったと思ってます。これは極端な例なのかもしれませんが本人にとってある種突然ここに行けという内示を受けた場合に、多かれ少なかれ受けたほうは今申し上げた方と似たような心境ではないのかと私は思います。これが怖いんです。わかりますか。あなただっってこの7月までそういう立場にいたわけでしょう。私が言ってること理解できますか。理解できるということで首を縦に振ったのであればこれは改革、改善なされたほうがいいと思います。少なくとも人事調書をとって本人の希望や現在の部署に対する様々な構想こうしたものをいろいろな形で組織的に組み上げて職員それぞれの状況を客観的に把握しておく、できる限り本人のモチベーションを最大限生かすことによって町職員の能力が発揮できるようにすると行政効果がものすごく上がるんです。何も外部の業者に委託しなくたって皆さん有望邁進喜んで能力を発揮すると相当な仕事できると思います。そういうまちづくり、職場づくりやったらどうですか町長。民間に委託して高い金出して効率化だなんだというよりは職員の真の意味での活性化を図ることのほうがずっと安上がりで、なおかつ实际的じゃありませんか。私はそういうことを申し上げたいんです。おそらく福嶋議員もそういうことに昨日は質問の狙いがあつたのではないのかなと思います。全然かみ合ってませんでしたけど。匿名で目安目ですか、そういうこともなるほど一つの方法なのかなと思いますが、私はむしろオーソドックスに人事調書の中で本人の希望をシステムとして把握できる形にしたほうがいいのではないかと思います。そういう改善はすぐできるのではないかと思います町長どうです。そしてやっぱり人事異動については足らざるところがあつたと一言おっしゃってください。なんも頑張つてあれ万全なんだと、しょうがなくやつたんだと言って頑張らなくてもいいから、そういう声出てるんですから現実。もう1人補佐から課長に上げればそれで済んだ異動をあんなに大幅に時期に唐突にやる必要何もないじゃないですか。おそらく私は異動を内示された方は、これは私の想像ということにしておいてください。事前の打診を受けて前後関係よく考えてわかりました、納得しましたという形になっていないのではないかというふうに想像しています。これは大変なことなんです町長。権

力の乱用というふうには私は言わざるを得ないと思います。そこを今前向きな形で改革改善していきませんか、この調書のこのデータっていうのはずっと続いていくと思います。ですから職員構成見ますと、ある時期の職員構成でいびつなんです。どんと引っ込んじゃっているんです。その年代が今上がっていきますとやがて将来町の機構に重大なひずみ生まれるであろうという期間を私は思っています。そのとき私はおそらく行政にはタッチしていない、この世にもいないのかもしれないかもしれませんが、目に見えてるじゃありませんか。だから梶田議員おっしゃったように種苗センターの職員だって今そのうちにいなくなるよと。ちゃんと養成しなきゃダメだよという質問、令和2年にやったんです梶田議員は、はいはいそうします頑張りますって言うって何もやらなかったんですから。結果職員がいなくなったから種苗センター廃止しますと。そういうアクションを1度は起こしたんです。前町政時代の話であります。これ人為的なミスです。そういうことに近い将来になりかねませんから私は職員の人事管理については、町長相当気をつけてもらいたいと思います。特にそこを扱ってる所管の幹部配置については根本から考え直してもらいたいと思います。御名御璽の杓子定規の家庭の事情や本人の希望で辞めていったんだべという程度のお押し方しかできないようなことであるならばこれは根本的な解決になりません。時間相当お押ししていますから町長に改革改善に手を付けるかどうか、その意思を伺いたいと思います。具体的には調書はきちんとするという。職員の人事異動にあたっては事前の了解をきちんと説明をして了解をとるということ。この2点について答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再々質問にお答えいたします。まず人事調書につきましては現在の人事評価システムと合わせて考えていきたいと思っております。また人事の在り方についてですが、これについては公務員、特に自治体職員というものはゼネラリストとして様々な業務に就くこと、これは最初から宿命づけられているものであります。ですので専門職以外につきましては各部署を回って様々な業務経験を積む、それによってこの行政は動かされていくということで考えております。人事につきましては、そういうことも鑑み、もちろん能力、統率力等というものを検討しながら配置を考えていく。その中で進めていくものであり、本人の希望につきましては人事調書を鑑みると、その中で検討していくそういう形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の12問目の一般質問を終わります。

ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員の13問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは今定例会最後の13番目の質問させていただきます。日本国憲法第9条に関する町長の見解についてお尋ねをいたします。

①日本国憲法第9条について日頃どのような見解を持っているのか伺いたいと思います。

②今国会で補正予算が成立いたしました。防衛予算は他省庁の関係予算と合わせて国内総生産、GPD比2%の1兆円規模に達します。安保3文書の決定、令和4年からわずか3年間で防衛費が倍増することになりましたが、これをどう見ているのかお尋ねをいたします。

③敵基地攻撃能力の保有や台湾有事の際の存立危機事態発言など国政での最近の動向を憲法9条第1項の戦争放棄、第2項の戦力不保持、交戦権否認の規定に照らしてどう思うか見解を伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の13問目の質問にお答えいたします。

日本国憲法第9条は、戦争の放棄と国際紛争を武力で解決しないという基本原則を扱う極めて重要な規定であり、日本が恒久的に平和を追求する国としての方向性を世界に示す条文であると認識しています。

2点目の質問にお答えいたします。防衛費の倍増については、国際情勢の変化が著しい現下の安全保障環境を踏まえ、国家としての防衛力強化を慎重に検討すべき重要課題であると認識しています。国家の安全と平和の確保は国民全体の基本的な権利を支える不可欠な要素であり、防衛費の決定はその大局的な枠組みの中で国が判断されるべきものと考えております。

3点目の質問にお答えいたします。地方自治体としては国の安全保障政策に関わることでございますので、地方自治体の長としてはこれ以上の答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3時半まで時間も少しありますから、ごく簡単に再質問しておきます。

①の見解が明快なのに③の見解を自治体の長として明らかにできないというのは明らかな自己矛盾です。全国1,700の自治体のトップの皆さん方の中には9条の会に参加して、憲法で言う日本の平和をしっかり守っていこうという首長さん方がたくさんいます。だから自治体の首長だから見解申し上げられないということについては私根本から理解し難い答弁だということを申し上げておきたいと思います。ただそういう見解を持っていらっしゃる方なんだなということについてはよく承知をいたしました。それで今日は各論に入りませんが、首長の責任の中には戦前の戦争によって各地域の住民が、多くの人たちが戦地に送り出され若者が死に、また先週、全国各地で本土空襲のために大きな被害を受けたという悲惨な体験を踏まえて、そうした人たちの生まないようにするための地方自治体の首長としての責任があるということを感じていただきました。

いと思います。前の町長も国防の問題は国の問題だから見解申し上げませんということを行いました。私は平和憲法9条を持った国の下での戦後の地方自治法を預かる立場での首長としては極めていかな見解かなと思います。ここでこれ以上論争しようとは思いませんが、来年第1回定例会以降、具体的に各論で意見を率直に交わしてみたいと思います。それは我が町で言う平和宣言、非核平和宣言を行った町の首長としての資質に関わることでもあると思いますので、忌憚のない一般質問を今後とも積み重ねてまいりたいと思っております。時間が来ましたので今日は答弁を求めません。

以上で13問目の質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 以上で、11番菅原議員の全ての一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第2 特別委員会中間報告

○議長（平澤 等君） 日程第2、せたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会中間報告を議題といたします。

医療体制・新病院建設調査特別委員会より中間報告をいたしたいとの申出がございます。

これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、委員会の中間報告を求めます。

医療体制・新病院建設調査特別委員会横山委員長。

○5番（横山一康君） それではせたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会の中間報告を行わせていただきます。

本特別委員会は令和5年6月19日に設置後7回にわたり、せたな町立国保病院新病院建設基本計画や経営強化プランや個別施設計画、また医師確保に係る経過や医師確保の取り組みなどについて調査を重ねました。中間報告として、一つ、経営強化プランについては、高齢化が進む中において町、病院、介護の連携が一層重要となるため現場の声を十分に考慮しながら進められることが望まれること。二つ、医療施設個別施設計画については、医師住宅や機器等再利用できるものは再利用するなど更新コストの縮減を図ることを願うこと。三つ、現在1病院2診療所体制となっており、その体制を維持するならば最低医師確保は5名で目標を6名とした上で診療体制については診療所のフル診療体制とすること。四つ、議会と連携した医師確保の構成については全議員が構成員となること。五つ、町と医師との間で意思疎通がなされていない状況が見受けられるため改善を望むこと。六つ、新病院建設に係る計画については、令和5年の調査当初、医療従事者の意見を反映し働きやすい環境づくりについての意見集約に努めることや医療と介護の連携強化に取り組むべきとしていたが、現時点において建設に係る計画全体の見直しが必要であることから再度計画を示すことが望まれるがその際は医療体制についても示すこと。七つ、医療体制新病院建設についての調査は今後も継続すること。

以上7点について本特別委員会の調査中間報告といたします。

○議長（平澤 等君） 中間報告を終わります。

それではこれより議案審議に入ります。

議案第11号、議案第12号、発議第1号は補正予算に関連しますので先に審議いたします。

◎日程第3 議案第11号

○議長（平澤 等君） 日程第3、議案第11号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 議案第11号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町長等の期末手当の改正及び給与の支給に通勤手当を加えるため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それでは内容を説明いたします。このたびの改正は人事院勧告に基づく給与改定に準じて期末手当の支給割合を100分の5を引き上げ、また給与の支給に新たに通勤手当を加えるものでございます。

それでは議案書27ページの新旧対照表で説明いたします。第1条のせたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正前第4条第2項中100分の230を、改正後は100分の235に改めるものであります。次に第2条の改正でございます。

第2条の給与で支給する給与に改正後は、新たに通勤手当の文言を加えるものでございます。

次に改正前第4条第2項中100分の235を、改正後は100分の232.5に改めるものでございます。

次に28ページをお開き願います。改正前の第6条及び第7条を、改正後は1条ずつ繰下げ、27ページに戻りますが第6条として通勤手当の条文を加えるものでございます。町長等の通勤手当の額はせたな町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるものでございます。

次に28ページ附則第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項では第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は令和7年12月1日から適用するものでございます。第3項は給与の内払いについて規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第12号

○議長（平澤 等君） 日程第4、議案第12号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 続いて議案その2、29ページでございます。議案第12号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町職員の給料月額等を改正するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それでは内容を説明させていただきます。このたびの改正は、人事院勧告に基づき民間給与との均衡を図ることに加え、行政課題の複雑化、多様化等を踏まえ新規学卒者等の初任給を大幅に引上げ、さらに若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象に全棒級表を引き上げる改定であります。また期末勤勉手当につきましては0.05月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分を均等に配分する改正でございます。さらに通勤手当及び宿日直手当についても引上げするものでございます。

それでは43ページ新旧対照表で説明させていただきます。第1条せたな町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第9条の2、初任給調整手当につきましては、改正前41万6,600円を、改正後は41万7,600円とするものです。

次に第13条第2項の通勤手当でございます。自動車等を使用する職員の手当額について17ページ、18ページに記載のとおり各キロ数に応じ200円から7,100円までの幅で引上げをするものでございます。

次に第19条、宿日直手当でございますが、対象職員の給与の状況、職種や業務の内容に応じて300円から2,250円の幅で手当額を記載のとおり引上げするものでございます。

第23条の期末手当、第2項中、改正前100分の125を、改正後は6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5に改め、第5項中、改正前100分の70を、改正後は100分の70と100分の127.5とあるのは100分の72.5に改めるものでございます。

次に第24条の勤勉手当、第2項第1号中、改正前100分の105を、改正後は6月に支給する場合については100分の105を、12月に支給する場合については100分の107.5に改め、同項第2号中、改正前100分の50を、改正後は6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合については100分の52.5に改めるものでございます。

次に別表第1、行政職給料表から63ページまでの医療職給料表(3)までの全ての給料表については記載のとおり改正するものでございます。なお全体の平均改定率は3.38%の増となっております。

次に64ページ、第2条、せたな町職員の給与に関する条例の一部改正です。この改正は令和8年度からの支給する期末手当及び勤勉手当の支給率の改正であり、人事院勧告に合わせ記載のとおり6月及び12月に支給する支給割合を同一にする改正でございます。なお65ページ、附則第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。第2項では第1条の規定による改正後のせたな町職員の給与に関する条例の規定は令和7年4月1日から適用するものでございます。第3項は給与の内払いについて規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 発議第1号

○議長（平澤 等君） 日程第5、発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

福嶋豊議員。

○4番（福嶋 豊君） ただいま上程されました発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

議案その3、9ページになります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、議員の期末手当を改正するため条例の一部を改正するものです。

改正内容については11ページの新旧対照表をご覧ください。左側改正後、右側改正前でございます。今回の人事院勧告に伴う改正は、期末手当につきまして100分の5の引上げを行うとするもので、上段、第1条の一部改正で第6条第2項、期末手当の額について改正前100分の230とあるのを、改正後100分の235に改めるものであります。この改正については附則の2にありますように令和7年12月1日から適用するものであります。また中段、第2条の一部改正で第6条第2項、期末手当の額について100分の235とあるのを、100分の232.5に改めるのもです。この改正は附則の1にありますように令和8年4月1日から適用するものであります。また附則の3として第1条による改正前に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなすとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。

質疑を省略し討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第6、議案第1号令和7年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に5, 121万2, 000円を追加し、補正後の予算総額を97億7, 402万9, 000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の精査や人事院勧告による給与費の精査のほか、産業担い手育成事業奨励金、全国瞬時警報システム新型受信機整備工事、小学校遊具改修工事など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせて繰越明許費の設定2件、地方債の変更6件、追加2件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは内容についてご説明いたします。

はじめに議案その1の5ページ、第2表繰越明許費補正の2件でございます。年度内に事業完了が見込めないことから翌年度に繰越しをお願いするものでございます。檜山広域行政組合消防費負担金、大型水槽車整備事業、繰越額は8, 439万8, 000円、小学校遊具改修事業、繰越額は1, 175万9, 000円でございます。

次に6ページでございます。第3表地方債補正の変更6件、追加2件でございます。変更する地域医療支援事業など記載の6事業については、事業費の精査などにより限度額の変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。追加の普通河川維持浚渫事業は瀬棚区の法華寺川に土砂が堆積していることから浚渫を行うもので、限度額は100万円、全国瞬時警報システム新型受信機整備事業はJ-ALERTの機器を更新するもので、限度額は960万円で、それぞれ記載の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは別冊の補足資料によりご説明したいと思っております。既にお目通しをいただいているものと思っておりますので説明のほうは簡潔にさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは主な歳出からご説明いたします。補足資料の1ページでございます。議案その1では16ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、11目地方創生推進事業費、継続で産業等活性化補助金事業で企業版ふるさと納税の寄附があり寄附者の意向により財源振替をするものでございます。15目諸費、継続で地域間幹線系統維持バス導入事業、補正額316万4, 000円の減額はバスの納入時期の遅れにより減額をするものでございます。続いて継続で住宅リフォーム等助成金事業、補正額500万円の追加で、その他財源は地域振興基金で当初見込みを上回る見込みから追加をするものでございます。

以上2款総務費の補正額合計は294万8, 000円の追加でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、継続で社会福祉総務費繰出金、補正額1, 118万1, 000円の追加は全額一般財源で記載の特別会計へそれぞれ繰り出しをするものでございます。

4 目後期高齢者医療費、継続で療養給付費負担金、補正額 2, 476 万 7, 000 円の減額は全額一般財源で令和 6 年度の額確定に伴う精査によるものでございます。

7 目老人ホーム運営費、新規で老人ホーム空調機修繕、補正額 402 万 7, 000 円の追加で全額一般財源で老人ホームの空調機が故障したため修繕をするものでございます。

3 款民生費補正額合計 1, 884 万 7, 000 円の追加でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、継続で保健衛生総務費繰出金、補正額 2, 312 万 4, 000 円の追加で全額一般財源で起債の事業会計へそれぞれ繰り出しをするものでございます。

4 款衛生費補正額合計 2, 443 万 3, 000 円の追加でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、継続で中山間地域等直接支払交付金事業、補正額 1, 649 万 2, 000 円の減額で国道支出金 1, 236 万 7, 000 円の減額、残り 412 万 5, 000 円の減額は一般財源です。事務費の精査及び補助対象農地の精査による減額でございます。

2 ページでございます。新規で産業担い手育成事業奨励金農業分で補正額 400 万円の追加は全額その他財源で担い手育成基金でございます。産業担い手育成条例に基づき農業者の新学卒者 1 名、Uターン等 3 名に対し奨励金を交付するものでございます。

4 目、畜産業費、継続で町営牧場指定管理事業、補正額 131 万 3, 000 円の追加で全額一般財源で預託頭数の減少により収入に不足が生じたため追加するものでございます。2 項林業費、1 目林業総務費、継続で有害鳥獣報償金、補正額 408 万 4, 000 円の追加は国道支出金 30 万円、残り 378 万 4, 000 円は一般財源です。ヒグマ及びエゾシカの捕獲頭数が想定を上回る見込みのため記載の奨励金をそれぞれ追加するものでございます。3 項水産業費、2 目水産業振興費、新規で産業担い手育成事業奨励金水産業分、補正額 100 万円の追加で全額その他財源で担い手育成基金でございます。産業担い手育成条例に基づき Uターン等 1 名に対し奨励金を交付するものでございます。4 目水産種苗育成センター運営費、継続で水産種苗育成センター運営事業、補正額 1, 627 万 8, 000 円の減額は養殖及び養畜施設が稼働していないため精査をするものでございます。

6 款農林水産業費補正額合計 2, 251 万 4, 000 円の減額でございます。

7 款 1 項共に商工費、1 目商工振興費、新規で産業担い手育成事業奨励金商工業分、補正額 500 万円、全額その他財源で担い手育成基金でございます。産業担い手育成条例に基づき新規就業者 2 名、Uターン等 1 名に対し奨励金を交付するものでございます。6 目風力発電施設管理費、継続で洋上風力発電施設撤去調査設計業務、補正額 1, 232 万円の減額は全額一般財源で入札執行残精査でございます。

7 款商工費補正額合計 1, 032 万円の減額でございます。

9 款 1 項共に消防費、3 目防災行政無線管理費、新規で全国瞬時警報システム新型受信機整備工事、補正額 967 万 5, 000 円の追加で地方債 960 万円、一般財源 7 万 5, 000 円でございます。J-ALERT のソフトウェアのサポートが終了するため更新をするものでございま

す。

9款消防費補正額合計1, 188万9, 000円の追加でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、継続でパソコン59台、購入事業512万5, 000円の減額は全額一般財源で入札執行残による精査でございます。

3ページでございます。4目教員住宅管理費、新規で道道北檜山大成線改良工事に伴う教員住宅車庫の解体等事業で205万7, 000円の追加は、全額その他財源で道道北檜山大成線の改良工事に伴い支障となる車庫を解体し物置を設置するものでございます。2項小学校費、3目学校施設整備費、新規で小学校遊具改修工事1, 175万9, 000円の追加で全額一般財源です。記載の3小学校の遊具を改修し安心安全な学校施設整備を図るものでございます。3項中学校費、2目教育振興費、継続で中体連参加事業補助金300万円の減額は全額その他財源でスポーツと文化振興基金繰入金で事業精査によるものでございます。5項保健体育費、4目学校給食費、新規で床暖系統自動制御設備等改修工事340万2, 000円の追加は全額一般財源です。給食センターの床暖が経年劣化等により床暖機能が低下したため改修をするものでございます。

10款教育費補正額合計は1, 766万円の追加でございます。

11款1項共に公債費、2目利子、継続で長期債利子392万5, 000円の追加は全額、一般財源で借入利率の変更によるものでございます。

11款公債費補正額合計は392万5, 000円の追加でございます。

12款1項1目共に職員給与費、継続で職員給与費1, 701万8, 000円の追加は全額一般財源で、人事異動や退職者による減、及び人事院勧告に基づく給与改定によるものでございます。2目会計年度任用職員給与費、継続で会計年度任用職員給与費1, 116万7, 000円の減額は全額一般財源で、当初採用を予定していたが未採用となったため減額と人事院勧告に基づく給与改定によるものでございます。

12款職員給与費補正額合計は585万1, 000円の追加でございます。

以上歳出補正額合計は5, 121万2, 000円の追加でございます。

これらに係る主な歳入でございますが議案書9ページからになります。

10款1項1目共に地方交付税2, 365万6, 000円の追加は、1節地方交付税で普通交付税でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1, 300万円の追加の主なものは1節社会福祉費負担金、障害福祉サービス等給付費負担金1, 200万円でございます。2項国庫補助金の主なものは、3目衛生費国庫補助金566万円の減額は1節衛生費補助金、新型コロナ定期ワクチン接種確保事業補助金566万円の減額でございます。

10ページでございます。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費等負担金410万7, 000円の追加の主なものは1節社会福祉費負担金、障害福祉サービス等給付費負担金600万円の追加、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金1, 176万4, 000円の減額の主なものは1節農業費補助金、中山間地域等直接支払交付金1, 236万8, 000円の減額でございます。

11ページでございます。17款1項共に寄附金、1目ふるさと応援寄附金930万円の追加は2節企業版ふるさと納税で930万円の追加でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、4目産業振興基金繰入金800万円の減額は、1節産業振興基金繰入金、産業等活性化補助金充当800万円の減額、5目担い手育成基金繰入金1,000万円の追加は、1節担い手育成基金繰入金、産業担い手育成事業奨励金充当1,000万円の追加でございます。

13ページでございます。19款1項1目共に繰越金1,389万8,000円の追加は前年度繰越金、21款1項共に町債、6目消防債700万円の追加の主なものは、14ページの2節防災事業債、全国瞬時警報システム新型受信機整備事業債960万円の追加でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第7、議案第2号令和7年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に994万9,000円を追加し、補正後の予算総額を10億9,046万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告による人件費の精査や国民健康保険事業費納付金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） それでは議案書の39ページをお開き願います。歳出から説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で補正額225万9,000円の追加は、2節給料から4節共済費までの補正額については人事院勧告の給与改定に伴う人件費の精査であります。13節使用料及び賃借料の補正額については、国保電算システム標準化に伴う国保専用ポート追加初期費用と回線使用料で5万2,000円を追加するものでございます。続きまして2項徴税费、1目賦課徴收費の補正額は、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に対応するため国民健康保険税システムの改修経費として12節委託料、国民健康保険税制度改正対応業務93万5,000円を追加するものでございます。

40ページをお開き願います。3款1項1目共に国民健康保険事業費納付金の補正額は今年度の納付金が確定したことに伴い568万4,000円を追加するものでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費の補正額は令和6年度国庫補助金の額の確定に伴い返還金107万1,000円を追加するものでございます。

これに伴う歳入でございますが38ページをお開き願います。1款1項共に国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では285万円の追加、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で615万4,000円の追加、6款1項共に繰越金、1目その他繰越金で1万円の追加は財源調整によるものでございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援基金事業費補助金で93万5,000円の追加は、歳出でご説明しました国民健康保険税制度改正対応業務に充当するもので収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第8、議案第3号令和7年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から254万2,000円を減額し、補正後の予算総額を1億7,693万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、広域連合納付金の確定に伴う精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） それでは議案書の46ページをお開き願います。歳出から説明いたします。1款総務費、1項1目共に徴収費で補正額86万1,000円の追加は、10節需用費では後期高齢者支援システムの標準化移行に伴い、保険料納付書のレイアウトが変更となることから印刷製本費で14万6,000円の追加と12節委託料では、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に対応するため現在のシステムを改修する必要があることから、子ども・子育て支援金制度体制整備業務としまして71万5,000円を追加するものでございます。

2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金で補正額414万2,000円の減額は、令和7年度における後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費負担金及び保険料等負担金の確定に伴うものでございます。

3款1項共に保健事業費、1目疾病予防費で補正額59万8,000円の追加は後期高齢者健康診査等、受診率向上特別事業に対して、後期高齢者広域連合より補助金が交付されることから一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして47ページをご覧ください。4款1項共に諸支出金、1目保険料還付金の補正額は保険料の過年度還付金14万1,000円を追加するものでございます。

これに伴う歳入でございますが44ページをお開き願います。1款1項共に後期高齢者医療保険料、1目保険料では調定見込みにより22万1,000円の追加、3款繰入金1項1目共に一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金など421万7,000円の減額、5款諸収入、3款1目共に雑入では、保険料還付金14万1,000円の追加と歳出で説明しました後期高齢者広域連合から交付される後期高齢者健康診査等受診率向上特別事業費補助金59万8,000円を追加、6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業費補助金71万5,000円の追加は、歳出で説明しました子ども・子育て支援金制度体制整備業務に充当し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第9、議案第4号令和7年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に3,358万4,000円を追加し、補正後の予算総額を11億5,240万円とするものでございます。

その主な内容でございますが人事院勧告による人件費の精査や介護給付費負担金等返還金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井福祉課長。

○福祉課長（阪井世紀君） それでは54ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費233万2,000円の追加は、人事院勧告に基づく給与改定並びに委託料においては、令和8年4月介護報酬等制度改正に伴う介護保険システム改修業務です。

続きまして3款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費85万6,000円の追加、次のページになります。2目包括的支援事業費（社会保障充実分）164万9,000円の追加は人事院勧告に基づく給与改定によるものです。

続きまして4款1項1目共に基金積立金97万8,000円の追加は、介護保険事業基金積立金で令和6年度地域支援事業交付金の追加交付によるものです。

続きまして6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金2,776万9,000円の追加は介護給付費負担金等返還金で前年度分の実績に伴う返還金です。

これに伴う歳入でございますが52ページをご覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金59万円の追加、6目介護保険事業費補助金60万5,000円の追加、5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金38万8,000円の追加、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金250万5,000円の追加、3目その他一般会計繰入金172万7,000円の追加、次のページで8款1項1目共に繰越金では前年度繰越金に2,776万9,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（平澤 等君） 日程第10、議案第5号令和7年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に79万5,000円を追加し、補正後の予算総額を6,124万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告による人件費の精査や修繕費の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井福祉課長。

○福祉課長（阪井世紀君） それでは61ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、2項認知症共同生活介護事業費、1目高齢者グループホーム管理費34万3,000円の追加は、グループホームあさなぎの設備改修設備修繕によるものです。同じく3項1目共に介護予防支援事業費18万7,000円の追加、同じく4項1目共に居宅介護支援事業費26万5,000円の追加は人事院勧告に基づく給与改定によるものです。

これに伴う歳入でございますが60ページです。2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で79万5,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（平澤 等君） 日程第11、議案第6号令和7年度せたな町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、収益的収支において修繕料の追加や人事院勧告による人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案その1、66ページになります。簡易水道事業会計補正予算事項別明細書、収益的収支の支出からご説明いたします。1款簡易水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正額198万円の追加は、長磯地区配水ポンプ故障修理にかかる経費として修繕費の追加をお願いするものでございます。5目総係費1万6,000円の減額は人件費の精算によるものです。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費42万5,000円の追加は企業債償還金利息の利率変更に伴う長期債利子の追加でございます。

これに対する収入ですが65ページとなります。1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金に238万9,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第12、議案第7号令和7年度せたな町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、収益的収支では環境費の精査や処理場費の委託料の精査について、資本的収支では人事院勧告による人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは71ページをお開き願います。下水道事業会計補正予算事項別明細書により説明いたします。収益的収支、下段の支出からご説明いたします。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費については、18節修繕費にマンホールポンプ場の修理にかかる費用の追加及び光熱水費の精査などについてお願いするものでございます。3目処理場費、補正額282万3,000円の減額は、処理場管理業務の精査による減額とし尿受入槽清掃業務及び汚泥運搬業務の追加につきましては、各業務に係る労務費、燃料費の高騰による増額分でございます。

これに対する収入ですが上段になります。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金を282万3,000円減額し収支の均衡を図っております。

次に72ページ、資本的収支、下段の支出からご説明いたします。1款資本的支出、1項建設改良費、3目処理場建設改良費、補正額107万5,000円の追加は人件費の精査によるものでございます。

これに対する収入ですが上段になります。1款資本的収入、2項1目共に他会計出資金107万5,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（平澤 等君） 日程第13、議案第8号令和7年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、人事異動や人事院勧告による人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

手塚国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君） それでは議案書76ページをお開きください。国保病院分の収益的収支の支出からでございます。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費では、人事異動に伴う精査により1,386万円の減額でございます。次に77ページ3目経費で565万9,000円の追加でございますが、3節職員被服費で出張医師用のユニホームの購入経費、それと5節消耗備品費では臨床検査室の薬品用冷蔵庫の故障に伴う更新、職員の出勤を管理する顔認証ターミナル2台の購入、合わせて130万9,000円の追加、13節委託料では内科診療業務で、市立函館病院分の週末宿日直の回数の増加に伴い349万円の追加、15節手数料では出勤の管理用の顔認証ターミナルシステムの改修、その設定費用で53万6,000円の追加をお願いするものでございます。

これらに対する収入は戻りまして75ページでございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益の820万1,000円の減額は1目1節入院収益の精査でございます。以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

次に79ページの瀬棚診療所分の収益的収支の支出でございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費で432万5,000円の追加は、人事院勧告、出張医師の追加等に伴う増でございます。

これらに対する収入は78ページでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、2項医業外収益、2目負担金交付金、1節他会計負担金で432万5,000円を追加するものでございます。以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

次に81ページの大成診療所分の収益的収支の支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費では人事異動及び人事院勧告に伴う精査による1,641万円の追加でございます。

これらに対する収入は80ページでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、2項医業外収益、2目負担金交付金、1節他会計負担金で1,641万円の追加でございます。以上のとおり収支の均衡を図った内容となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいまより4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時40分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日日程の全部の審議が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、時間を延長することに決しました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(平澤 等君) 日程第14、議案第9号せたな町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川 譲君) それでは議案その2、1ページでございます。議案第9号せたな町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度が創設され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

長内健康推進課長。

○健康推進課長(長内 京君) 当条例の制定についてですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、現行の幼児教育、保育に加え就労要件を問わず保育所などに通っていない生後6カ月から満3歳児未満が通園できるこども誰でも通園制度が創設され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるため本条例を制定しようとするものであ

ります。またこの条例につきましては、民間が事業を行う際の運営に関する基準を定めるものであり、現在、民間の希望事業者はございませんが、国が定めた設備運営基準に基づき各市町村が条例で定めるものです。当町の認定こども園、瀬棚保育所、大成保育園は内閣府令による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を満たす必要がありますが、町として公立施設に対する認可手続きをする必要はないとされております。

それでは2ページをご覧ください。第1章から第3章までの構成となっており、第1章総則、第1条、趣旨では、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準（以下最低基準）に関し必要な事項を定めるとしてあります。

第2条、最低基準の目的では、明るくて衛生的な環境において所要があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するとしてあります。

第3条及び次の3ページに係る第4条では、最低基準を向上させるように定めております。

第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則について、利用乳幼児の人権の配慮と人格を尊重し運営を行う内容を定めております。

第6条では、非常災害に関する設備の設置と訓練等の実施について、第7条では、利用乳幼児の安全の確保に関する安全計画の策定と必要な措置を定めております。

4ページをご覧ください。第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認について、第9条では、乳児等通園支援事業所の職員の一般条件について、第10条では、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等について、第11条では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び運営の基準について、第12条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第13条では、虐待等の防止について定めております。

5ページをご覧ください。第14条では、衛生管理等について、第15条では、食事の調理設備について、第16条では、乳児等通園支援事業所内部の規定として重要事項に関する規定を定めるものとしてあります。

第17条では、乳児等通園支援事業所に備える帳簿の整備について、6ページの第18条では、秘密保持等について、第19条では、苦情への対応について定めております。

第2章、乳児等通園支援事業、第1節通則、第20条では、乳児等通園支援事業の区分について、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業を定めております。第2節一般型乳児等通園支援事業の7ページ、第21条から10ページの第24条までですが、一般型乳児等通園支援事業の設備基準、職員配置等について定めております。

次に10ページ、第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業、第25条及び第26条については、設備及び職員の基準等について定めております。

第3章雑則、第27条では、電磁的記録の内容について11ページまで定めております。

附則といたしましてこの条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（平澤 等君） 日程第15、議案第10号せたな町特別乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 続いて議案その2、13ページでございます。議案第10号せたな町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度が創設され特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

長内健康推進課長。

○健康推進課長（長内 京君） 当条例の制定についてですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度が創設され国が定めた運営に関する基準に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めるため本条例を制定しようとするものであります。また当町の認定こども園、瀬棚保育所、大成保育園については、この条例に基づき確認手続きが必要となります。

それでは14ページをご覧ください。第1章から第3章までの構成となっており第1章総則、第1条では、趣旨について、第2条では一般原則について、全ての子供が健やかに成長するため適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないとしております。

15ページをご覧ください。第2章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の第1節、

利用定員に関する基準の第3条では、利用定員について定めるものです。

第2節運営に関する基準第4条では、利用する前に心身の状況並びに教育環境を把握するために面談をすることを定めております。

16ページをご覧ください。第5条では、正当な理由のない提供拒否の禁止について、第6条では、あっせん及び要請に対する協力について、第7条では、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について、第8条では、乳児等支援給付認定の申請に係る援助について、第9条では、心身の状況等の把握について、第10条では、特定教育保育施設等との連携について、第11条では、特定乳児等通園支援の提供の記録について定めております。

17ページをご覧ください。第12条では、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領について、次の18ページに係る第13条では、乳児等支援給付費の額に係る通知等について、第14条では、特定乳児等通園支援の取扱い方針について、第15条では、特定乳児等通園支援に関する評価等について、第16条では、相談及び援助について、第17条では、緊急時等の対応について、第18条では、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知について定めております。

19ページをご覧ください。第19条では、運営規程について重要事項に関する規定を定めなければならないとしています。

第20条では、勤務体制の確保等について、第21条では、利用定員の遵守について、第22条では掲示等について定めております。

20ページをご覧ください。第23条では乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について、第24条では、虐待等の禁止について、第25条では、秘密保持等について、第26条では、情報の提供等について、第27条では、利益供与等の禁止について定めております。

21ページをご覧ください。第28条では、苦情解決について窓口を設置し、苦情対応に努めなければならないとしています。

第29条では、地域との連携等について、第30条では、事故発生の防止及び発生時の対応について措置を講じなければならないとしています。

22ページをご覧ください。第31条では、会計の区分について、第32条では記録の整備等について、第3章雑則、第33条では、電磁的記録等について22ページから24ページまで定めております。

附則といたしましてこの条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（平澤 等君） 日程第16、議案第13号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 次に67ページでございます。議案第13号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されたことから、所要な規定の整備を図るため関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

長内健康推進課長。

○健康推進課長（長内 京君） 内容につきましては70ページ、新旧対照表にて説明いたします。第1条、せたな町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正では、第25条に虐待等の禁止について定めておりますが、児童福祉法の改正により法第33条の10に新たに第2項及び3項が設けられたため、改正前に記載されています法第33条の10各号を、改正後は法第33条の10第1項各号に改めるものです。また特定教育保育施設の職員が教育保育給付認定子供に対して行ってはならない虐待禁止行為に加え、改正後では括弧書きに記載されています幼保連携型認定こども園である特定教育保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為の追加、また幼稚園である特定教育保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園園法第27条の2第1号各号に掲げる行為を加えるものです。

次に第2条、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、第12条に虐待等の禁止について定めておりますが先ほど説明しましたとおり、改正前の法第33条の10各号を、改正後は法第33条の10第1項各号に改めるものです。

次に第23条の職員について定めておりますが、地域限定保育士も保育士としてみなすことと

する改正が行われましたので、第2項の改正後では終了した保育士の括弧書きに地域限定保育士を加えるものです。また該当する者を平仮名の該当する者に改めるものです。

71ページをご覧ください。第29条、第31条、第44条及び第47条の職員についての改正については、先ほどの関連として保育所等の各施設に置かなければならないとされている保育士について地域限定保育士を加えるものです。

72ページです。次に第3条、せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の第10条の職員についてですが、第4項第1号の保育士の資格を有する者に地域限定保育士を加えるものです。

次に第12条に虐待等の禁止について定めておりますが先ほど説明しましたとおり、改正前の法第33条の10各号を、改正後では法第33条の10各1項各号に改めるものです。

附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第14号

○議長（平澤 等君） 日程第17、議案第14号せたな町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 次に73ページでございます。議案第14号せたな町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法が改正されたことから所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

長内健康推進課長。

○健康推進課長（長内 京君） このたびの改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正により条文の整理を行うものであります。

内容につきましては75ページの新旧対照表にて説明いたします。第2条中、改正前の法第77条第1項を、改正後は法第72条第1項に改め、同条第2号中、法第43条第3項を法第43条第2項に改めるものです。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 意見書案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第18、意見書案第1号食料農業農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○6番（本多 浩君） ただいま上程されました意見書案第1号についての提案理由を申し上げます。

農業をめぐるのは依然として世界情勢の不安定化や円安などによる物価高、さらには燃油や肥料等の生産資材価格の高止まりにより農業経営は厳しい環境が続いております。また近年の異常気象や相次ぐクマの出没等による鳥獣被害が増加し、人命や農畜産物への影響が深刻化しており日常生活にも大きな影響を及ぼしております。こうした背景を踏まえ将来にわたり安定した食料

を供給していくためには、農業生産基盤の強化や具体的な政策と予算の拡充が急務であることから次の3つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき提出します。

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第19 意見書案第2号

○議長(平澤 等君) 日程第19、意見書案第2号衆議院議員の定数削減の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) それでは意見書案第2号について提案をいたします。本意見書案は、第219国会中を想定して提起したものでありますが国会は今日で終わります。しかし与党の確認方向では、年明けの通常国会でも同じ方向で確認するというようになっておりますので、そのまま原案をご提案申し上げたいと思います。

政府与党は12月5日、衆議院定数の1割削減を目指す法案を国会に提出いたしました。削減方法は衆議院の選挙制度審議会で行い、1年前に結論が出ない場合は、小選挙区25、比例代表20の計45議席を削減する自動削減条項を盛り込んでおります。日本の国会議員は人口100万人当たり5.6人で、OECD経済協力開発機構加盟38カ国中の中で最下位に位置する36番目であり国際的に見ても少ないのが現実であります。憲法前文は、国政の権力は国民の厳粛な信託によりその代表者である国会議員が行使すると定めておりますが、民意と国政をつなぐ機能をどのような理由で縮小するのか全く示されておらず、削減幅の根拠も不明確であり1年後の自動削減を定めるのも結論ありきであまりの拙速であります。比例の削減は少数政党の排除につながるものであり、小選挙区の削減も1票の格差を拡大させかねず区割りはさらに複雑になります。

このたびの削減案は身を切る改革というよりも民意を切り捨てる改革であり、昨年の衆議院選と今年の参院選で批判された政治と金の改革から目をそらす狙いも指摘されております。国会議員定数を含む選挙制度の在り方は、国民の声を国政に反映させるための民主主義の根幹に関わる問題であり、政権与党だけでなく全会派による幅広い審議と国民的な議論が必要であります。したがって衆議院議員定数削減は政権与党が数の力で強行することなく慎重に審議することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法99条の規定により提出いたします。

全ての議員の皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「賛成」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第20 意見書案第3号

○議長(平澤 等君) 日程第20、意見書案第3号旧姓の通称使用法制化に反対し、選択的夫婦別姓の導入を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) それでは意見書案第3号旧姓の通称使用法制化に反対し、選択的夫婦別姓の導入を求める意見書の提案を申し上げます。高市早苗首相は9日の衆議院予算委員会で旧姓の通称使用の法制化について与党と緊密に連携しながら必要な検討を進める。婚姻による性の変更による社会生活で不便や不利益を感じる方を減らせると強調しました。来年の通常国会に法案を提出し成立を目指すと報道されています。旧制の使用が法制化されても銀行口座が果たして名義として通用するのか。社会生活上と戸籍上というダブルネームの使用で混乱しないのか。女性差別が解消されるのか等は不明であります。むしろ旧姓使用が法制化されれば、選択的夫婦別姓は遠のき人権侵害を固定化させることに繋がることになり、改正を望まない人にとって戸籍上で同姓を強いられることは基本的人権の支払いとアイデンティティーの喪失を意味します。同姓

を義務づける国は日本だけであって、海外では理解されにくく、パスポートもＩＣチップには戸籍姓しか入れられず入国トラブルの要因にもなっております。国際的に活動する女性起業人や経団連から選択的夫婦別姓導入を求める声上がるのも当然であります。選択的夫婦別姓は同姓を希望することを否定するものではなく同姓についても選択の余地を保障するものであります。旧姓の通称使用法制化は改正共用の根本的解消を先送りするものであり、せたな町議会は選択的夫婦別姓の導入を強く求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第２１ 発議第２号

○議長（平澤 等君） 日程第２１、発議第２号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

今定例会に付議されたすべての案件の審議はすべて終了いたしました。

会議規則第６条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(平澤 等君) 以上で令和7年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。

長時間大変ご苦労さまでした。

閉会 午後5時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年1月28日

議 長 平 澤 等

署名議員 橋 本 一 夫

署名議員 熊 野 主 税